

第8章 中国

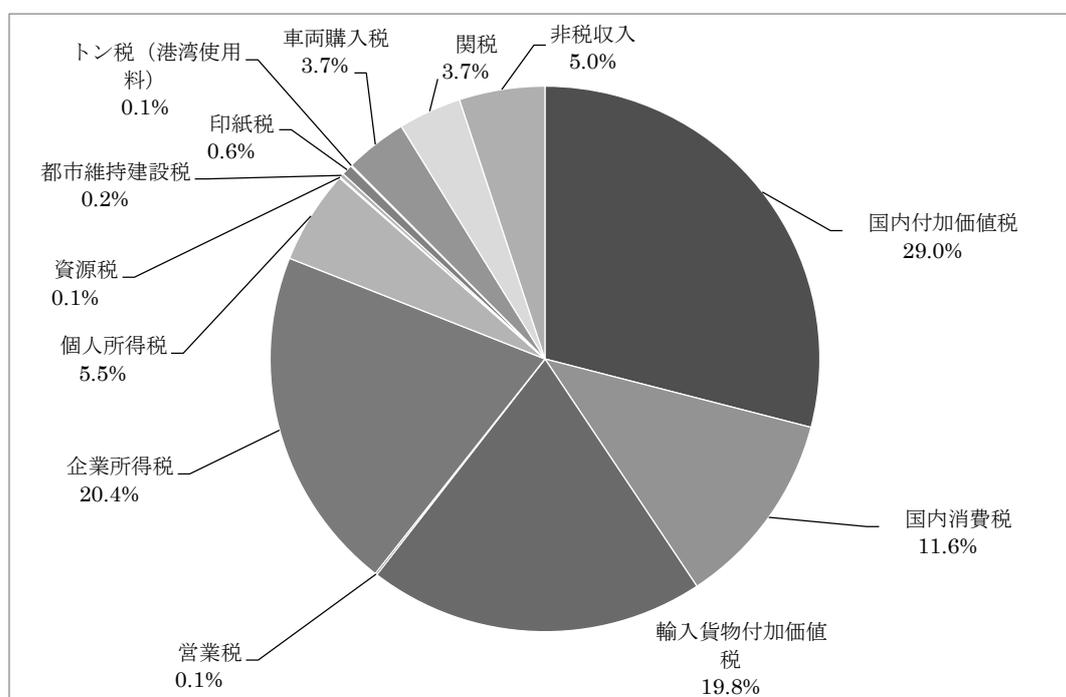
1-1 収入（国全体について）

（1）政府全体の収入構造

ア 収入内訳シェア

2013年の中央政府³⁶¹の収入の内訳として、税制収入は全体の約94.1%を占め、それには消費税や所得税、営業税などが含まれる。最も割合の大きい支出項目は約34.1%の国内付加価値税で、その後約24.0%の企業所得税が続く。一方、非税収入は全体の約5.9%を占めている。以下に、2013年の中央政府収入の内訳をまとめた。

図表8-1：中央政府収入の内訳³⁶²（2013年度）



³⁶¹ 地方政府（省・自治区・直轄市）を除く：<http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2014/indexce.htm>

³⁶² 『中国統計年鑑 2014』7-2 中央と地方公共財政主要収入項目（2013年）

<http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2014/indexce.htm>

第8章 中国

図表8-2：中央政府収入の内訳（2013年度）

（単位：億元）

項目	国全体収入（中央政府）	内訳シェア（%）
合計	60,198.4	100.0
税収入	56,639.8	94.1
国内付加価値税	20,533.8	34.1
国内消費税	8,231.3	13.7
輸入貨物付加価値税	14,004.6	23.3
輸出貨物付加価値税	-10,518.9	-17.5
営業税	78.4	0.1
企業所得税	14,443.9	24.0
個人所得税	3,919.0	6.5
資源税	45.3	0.1
都市維持建設税	176.3	0.3
不動産税 ³⁶³	-	-
印紙税	455.6	0.8
都市土地使用税	-	-
土地増値税	-	-
車両船舶税	-	-
トン税（港湾使用料）	43.5	0.1
車両購入税	2,596.3	4.3
関税	2,630.6	4.4
耕地占用税	-	-
不動産取引税	-	-
タバコ税	-	-
その他税収収入	-	-
非税収入	3558.7	5.9
特別収入	406.4	0.7
行政事業性費用	278.5	0.5
罰金収入	45.4	0.1
その他収入	2828.4	4.7

³⁶³ 空欄になっている項目は、地方政府のみの収入となる項目である。地方政府のみの収入となる項目は、不動産税、都市土地使用税、土地増値税、旅行税、耕地占用税、不動産取引税、タバコ税、その他税収収入の計8項目である。

イ 収入に関する過去からの推移データ

以下は、国全体の収入と前年比増加率の2000年から2013年の推移である。

図表8-3：国全体の収入と前年比増加率の推移³⁶⁴（2000年～2013年度）

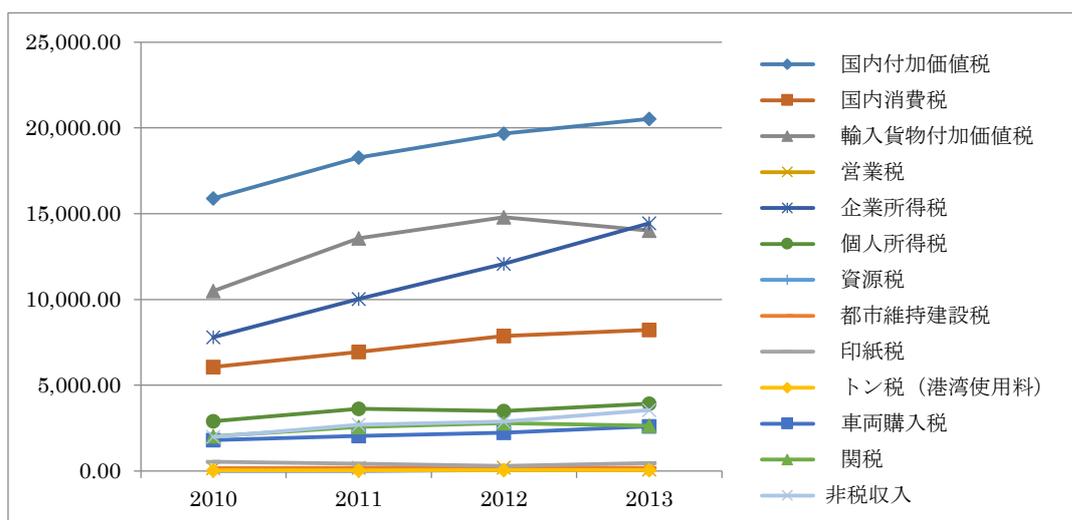
（単位：億元）

年	国全体収入(中央)	前年比増加額
2000	6,989.2	-
2001	8,582.7	1,593.5
2002	10,388.6	1,805.9
2003	11,865.3	1,476.7
2004	14,503.1	2,637.8
2005	16,548.5	2,045.4
2006	20,456.6	3,908.1
2007	27,749.2	7,292.6
2008	32,680.6	4,931.4
2009	35,915.7	3,235.1
2010	42,488.5	6,572.8
2011	51,327.3	8,838.8
2012	56,175.2	4,847.9
2013	60,198.5	4,023.3

以下に、中央政府の収入の内訳を2010年から2013年までの推移をまとめた。

図表8-4：中央政府の収入の内訳と推移³⁶⁵（2010年～2013年度）

（単位：億元）



³⁶⁴ 『中国統計年鑑 2014』7-1 公共財政収支総額及び増長速度、1-2 国民経済と社会発展総量と速度指標
<http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2014/indexce.htm>

³⁶⁵ 『中国統計年鑑』の2011、2012、2013、2014年度について「財政」の項目中の表「中央及び地方財政主要収入項目」を元に表をまとめた。
<http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2014/indexch.htm>

第8章 中国

図表8-5：中央政府の収入の内訳と推移³⁶⁶（2010年～2013年度）

（単位：億元）

収入項目	2010		2011		2012		2013	
	額	(%)	額	(%)	額	(%)	額	(%)
合計	42,488.5	100.0	51,327.3	100.0	56,175.2	100.0	60,198.5	100.0
税収入	40,509.3	95.3	48,631.7	94.7	53,295.2	94.9	56,639.8	94.1
国内付加価値税	15,897.2	37.4	18,277.4	35.6	19,678.4	35.0	20,533.8	34.1
国内消費税	6,071.6	14.3	6,936.2	13.5	7,875.6	14.0	8,231.3	13.7
輸入貨物付加価値税	10,490.6	24.7	13,560.4	26.4	14,802.2	26.3	14,004.6	23.3
輸出貨物付加価値税	-7,327.3	-17.2	-9,204.8	-17.9	-10,428.9	-18.6	-10,518.9	-17.5
営業税	153.3	0.4	174.6	0.3	204.7	0.4	78.4	0.1
企業所得税	7,795.2	18.3	10,023.4	19.5	12,082.9	21.5	14,443.9	24.0
個人所得税	2,903.0	6.8	3,633.1	7.1	3,492.7	6.2	3,919.0	6.5
資源税	-	-	-	-	48.6	0.1	45.3	0.1
都市維持建設税	150.8	0.4	169.4	0.3	190.9	0.3	176.3	0.3
不動産税	-	-	-	-	-	-	-	-
印紙税（証券取引税）	527.8	1.2	425.3	0.8	294.4	0.5	455.6	0.8
都市土地使用税	-	-	-	-	-	-	-	-
土地増値税	-	-	-	-	-	-	-	-
車両船舶税	-	-	-	-	-	-	-	-
トン税（港湾使用料）	26.6	0.1	29.8	0.1	41.0	0.1	43.6	0.1
車両購入税	1,792.6	4.2	2,044.9	4.0	2,228.9	4.0	2,596.3	4.3
関税	2,027.8	4.8	2,559.1	5.0	2,783.9	5.0	2,630.6	4.4
耕地占用税	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産取引税	-	-	-	-	-	-	-	-
タバコ税	-	-	-	-	-	-	-	-
その他税収収入	0.02	0.0	3.0	0.0	-	-	-	-
非税収入	1,979.2	4.7	2,695.7	5.3	2,880.0	5.1	3,558.7	5.9
特別収入	298.0	0.7	361.4	0.7	412.7	0.7	406.4	0.7
行政事業性費用	396.0	0.9	404.0	0.8	377.2	0.7	278.5	0.5
罰金収入	31.8	0.1	38.8	0.1	40.4	0.1	45.4	0.1
その他収入	1,253.3	2.9	1,891.5	3.7	2,049.8	3.6	2,828.4	4.7

³⁶⁶ 『中国統計年鑑』の2011、2012、2013、2014年度について「財政」の項目中の表「中央及び地方財政主要収入項目」を元に表をまとめた。http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2014/indexch.htm

(2) 教育費支出等のために充てられる特定の収入及びその制度

ア 教育費支出等のために充てられる特定の収入及び制度の概要

以下に、教育費支出等のために充てられる特定の収入及び制度の概要をまとめた。

図表8-6：教育費支出等のために充てられる特定の収入及び制度の概要

制度の名称	制度の概要
教育費附加	政府基金で、教育部門が使用するもの。1986年に中国国務院の発布した『教育費附加征收の暫行規定』に基づき、消費税総額の2%が教育附加税にあてられた。その後、2005年国務院発布の修正案に基づき、教育附加税は3%に上昇し、消費税などとは別々に納める ³⁶⁷ 。同規定第8条において、主に小中学（日本でいう小学校から高校）の教育施設や学校状況の改善ために用いられることが定められている。
地方教育費附加	各省、自治区、直轄市が国家の関連規程に基づき、地方教育における資金への投入を増やし、各省、自治区、直轄市の事業を発展させるために設立された地方政府の教育基金。地方の教育経費を補充するために主に使用される。 地方教育費附加は、全国で統一して実施されるものではなく、『中華人民共和国教育法』（1995）第7章（教育投入と条件保障）第57条の規定に基づき、省、自治区、直轄市人民政府が国務院の関連規程に基づき決定できる教育の地方附加費である。 地方教育費附加は、付加価値税 ³⁶⁸ 、消費税、営業税の実際の納入額の2% ³⁶⁹ が充てられる。
地方政府系基金	地方政府系基金収入は、国有地使用权譲渡による収入、都市インフラ関連負担金収入、宝くじ公益金収入及び中央政府系基金からの移転収入で構成されている。そのうち、国有地使用权譲渡収入の一部が教育費に、また宝くじ公益金収入が社会福祉・スポーツ・教育などの社会公益事業に充てられる。

³⁶⁷ 国務院『教育費附加征收の暫行規定』

http://www.gov.cn/gongbao/content/2011/content_1860811.htm

³⁶⁸ 一例を挙げると、江蘇省教育省・江蘇省統計局・江蘇省財政局が発表した2013年の全省の国会財政性教育経費状況表によれば、各級政府徴収用教育費税費における、2012年の教育費附加は141.02億元、2013年の教育費附加は142.94億元だった。

http://www.ec.js.edu.cn/art/2014/12/10/art_4267_160783.html

³⁶⁹ 中国財政部 財綜[2010]98号（2010年11月7日公布）「地方教育附加政策の統一に関する問題に関する通知」により地方教育費附加が2%に統一された。

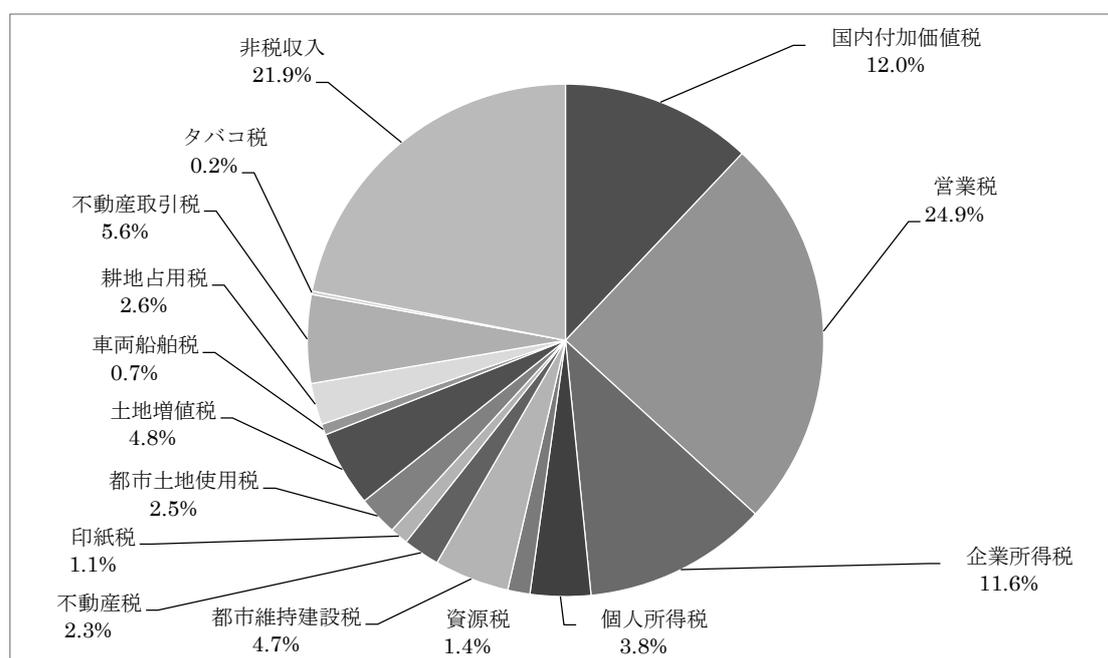
1-2 収入（地方政府全体について）

（1）政府全体の収入構造

ア 収入内訳シェア

2013年の中国の地方政府収入の内訳として、税制収入は全体の約78%を占め、それには消費税を始め所得税や不動産税などが含まれる。最も割合の大きい項目は約25%の営業税で、その後には約12%の企業所得税が続く。一方、非税収入は全体の約22%を占めている。以下に、2013年の地方政府の収入の内訳を記載した。

図表8-7：地方政府の収入内訳³⁷⁰（2013年度）



³⁷⁰ 『中国統計年鑑 2014』 7-5 地域ごとの公共財政収入（2013年）
<http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2014/indexce.htm>

第8章 中国

図表8-8：地方政府の収入内訳³⁷¹（2013年度）

（単位：億元）

項目	地方政府収入	内訳シェア (%)
合計	69,011.1	100.0
税収収入	5,3890.8	78.0
国内付加価値税	8,276.3	11.9
営業税	17,154.5	24.8
企業所得税	7,983.3	11.5
個人所得税	2,612.5	3.7
資源税	960.3	1.3
都市維持建設税	3,243.6	4.7
不動産税	1,581.5	2.2
印紙税	788.8	1.1
都市土地使用税	1,718.7	2.4
土地増値税	3,293.9	4.7
車両船舶税	473.9	0.6
耕地占用税	1,808.2	2.6
不動産取引税	3,844.0	5.5
タバコ税	150.2	0.2
その他税収収入	0.3	0.001
非税収入	15,120.2	21.9
特別収入	3,122.2	4.5
行政事業性費用	4,497.3	6.5
罰金収入	1,613.3	2.3
その他収入	5,887.3	8.5

³⁷¹ 『中国統計年鑑 2014』7-5 地域ごとの公共財政収入（2013年）
<http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2014/indexce.htm>

イ 収入に関する過去からの推移データ

2000年に約6,400億元だった地方政府の収入は2013年には約69,000億元と、13年間で約10倍に増加している。以下は、2000年から2013年の推移である。

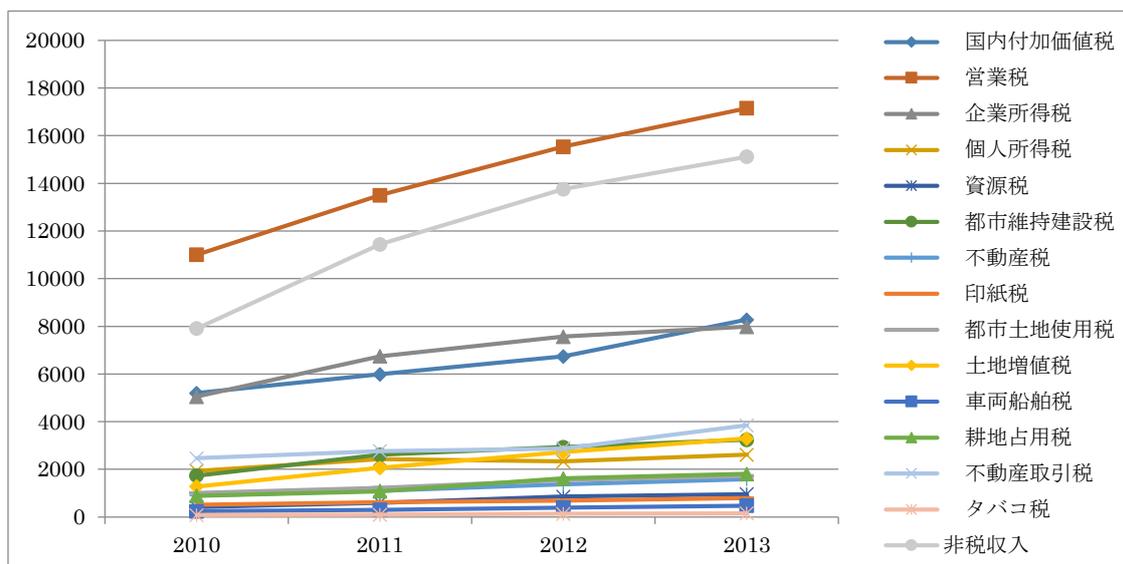
図表8-9：地方政府の収入の推移³⁷²（2000年～2013年度）

年	地方政府収入(単位:億元)
2000	6,406.0
2001	7,803.3
2002	8,515.0
2003	9,849.9
2004	11,893.3
2005	15,100.7
2006	18,303.5
2007	23,572.6
2008	28,649.7
2009	32,602.5
2010	40,613.0
2011	52,547.1
2012	61,078.2
2013	69,011.1

以下に、地方政府の収入の内訳と2010年から2013年までの推移をまとめた。

図表8-10：地方政府の収入の内訳と推移³⁷³（2010年～2013年度）

(単位:億元)



³⁷² 『中国統計年鑑2014』7-1 公共財政収支総額及び増長速度、1-2 国民経済と社会発展総量と速度指標：<http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2014/indexce.htm>

³⁷³ 『中国統計年鑑』2011、2012、2013、2014年度について「財政」の項目中の表「中央和地方財政主要収入項目」を元に表をまとめた。<http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2014/indexch.htm>

第8章 中国

図表8-11：地方政府の収入の内訳と推移³⁷⁴（2010年～2013年度）

（単位：億元）

収入項目	2010		2011		2012		2013	
	額	(%)	額	(%)	額	(%)	額	(%)
合計	40,613.0	100.0	52,547.1	100.0	61,078.3	100.0	69,011.2	100.0
税収入	32,701.5	80.5	41,106.7	78.2	47,319.1	77.5	53,890.9	78.1
国内付加価値税	5,196.3	12.8	5,989.3	11.4	6,737.2	11.0	8,276.3	12.0
国内消費税 ³⁷⁵	-	-	-	-	-	-	-	-
輸入貨物付加価値税	-	-	-	-	-	-	-	-
輸出貨物付加価値税	-	-	-	-	-	-	-	-
営業税	11,004.6	27.1	13,504.4	25.7	15,542.9	25.4	17,154.6	24.9
企業所得税	5,048.4	12.4	6,746.3	12.8	7,571.6	12.4	7,983.3	11.6
個人所得税	1,934.3	4.8	2,421.0	4.6	2,327.6	3.8	2,612.5	3.8
資源税	417.6	1.0	595.9	1.1	855.8	1.4	960.3	1.4
都市維持建設税	1,736.3	4.3	2,609.9	5.0	2,934.8	4.8	3,243.6	4.7
不動産税	894.1	2.2	1,102.4	2.1	1,372.5	2.2	1,581.5	2.3
印紙税	512.5	1.3	616.9	1.2	691.3	1.1	788.8	1.1
証券取引税	16.3	0.0	13.2	0.0	9.1	0.0	14.1	0.0
都市土地使用税	1,004.0	2.5	1,222.3	2.3	1,541.7	2.5	1,718.8	2.5
土地増値税	1,278.3	3.1	2,062.6	3.9	2,719.1	4.5	3,293.9	4.8
車両船舶税	241.6	0.6	302.0	0.6	393.0	0.6	474.0	0.7
トン税（港湾使用料）	-	-	-	-	-	-	-	-
車両購入税	-	-	-	-	-	-	-	-
関税	-	-	-	-	-	-	-	-
耕地占用税	888.6	2.2	1,075.5	2.0	1,620.7	2.7	1,808.2	2.6
不動産取引税	2,464.9	6.1	2,765.7	5.3	2,874.0	4.7	3,844.0	5.6
タバコ税	78.4	0.2	91.4	0.2	131.8	0.2	150.3	0.2
その他税収収入	1.8	0.0	1.2	0.0	5.2	0.0	0.7	0.0
非税収入	7,911.6	19.5	11,440.4	21.8	13,759.2	22.5	15,120.3	21.9
特別収入	1,742.7	4.3	2,695.0	5.1	2,820.0	4.6	3,122.2	4.5
行政事業性費用	2,600.4	6.4	3,635.4	6.9	4,202.3	6.9	4,497.4	6.5
罰金収入	1,042.9	2.6	1,262.6	2.4	1,519.5	2.5	1,613.3	2.3
その他収入	2,525.6	6.2	3,847.4	7.3	5,217.5	8.5	5,887.4	8.5

³⁷⁴ 『中国統計年鑑』2011、2012、2013、2014年度について「財政」の項目中の表「中央和地方財政主要収入項目」を元に表をまとめた。http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2014/indexch.htm

³⁷⁵ 空欄になっている項目は、中央政府のみの収入となる項目である。中央政府のみの収入となる項目は、国内消費税、輸入貨物付加価値税、輸出貨物付加価値税、トン税（港湾使用料）、車両購入税、関税の計6項目である。

- (2) 教育費支出等のために充てられる特定の収入及びその制度
 - ア 教育費支出等のために充てられる特定の収入及び制度の概要
 - イ 教育費用支出に充てられる税制がある場合、その概要
 - ウ その他特徴的な取組
- 国全体の項目を参照されたい。

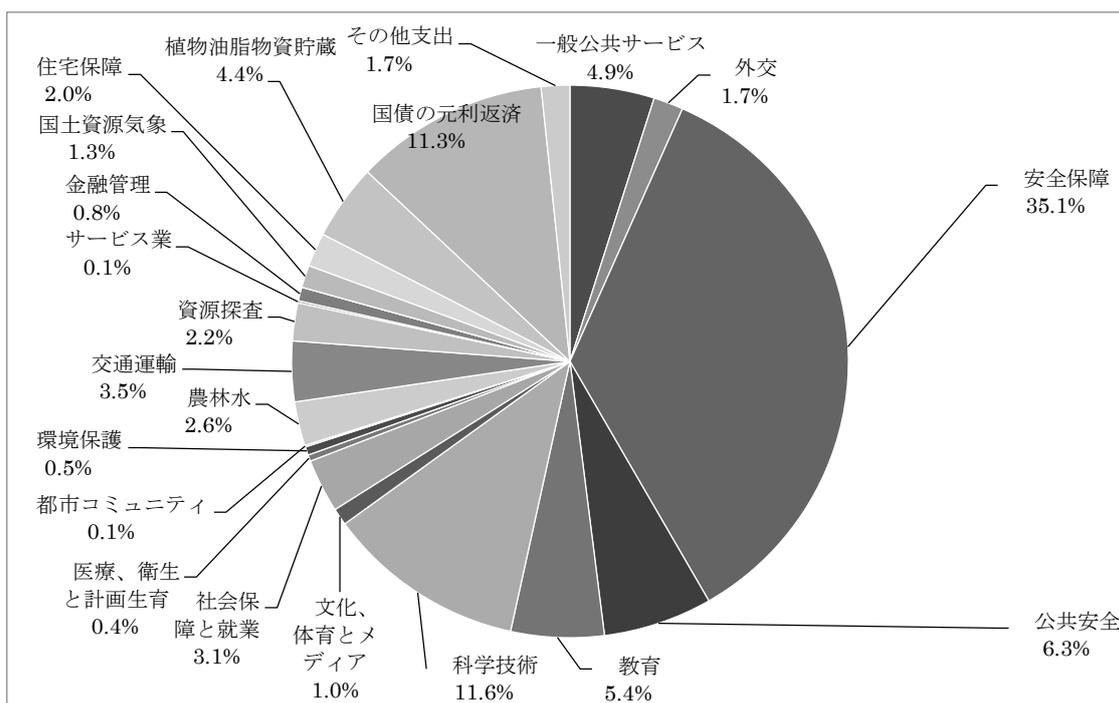
2-1 支出（国全体について）

(1) 政府全体の支出構造及び教育分野への支出割合

ア 政府全体の支出の内訳シェア

2013年の中央政府の教育費支出は1106.7億元であり中央政府全体の支出の5.4%を占めている。以下は、2013年の中央政府全体の支出の内訳である。

図表8-12：中央政府全体の支出の内訳（2013年度）³⁷⁶



³⁷⁶ 『中国統計年鑑 2014』7-3 中央と地方公共財政主要支出項目
<http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2014/indexce.htm>

第8章 中国

図表8-13：中央政府全体の支出の内訳（2013年度）³⁷⁷

（単位：億元）

項目	中央政府支出	内訳シェア (%)
支出合計	20,471.8	
一般公共サービス	1,001.5	4.9
外交	354.4	1.7
安全保障	7,177.4	35.1
公共安全	1,297.0	6.3
教育	1,106.7	5.4
科学技術	2,369.0	11.6
文化、体育とメディア	204.5	1.0
社会保障と就業	640.8	3.1
医療、衛生と計画生育	76.7	0.4
環境保護	100.3	0.5
都市コミュニティ	19.1	0.1
農林水	526.9	2.6
交通運輸	723.0	3.5
資源探査	453.7	2.2
サービス業	25.5	0.1
金融管理	164.3	0.8
震災復興再建	-	-
その他地域の援助	-	-
国土資源気象	267.2	1.3
住宅保障	404.7	2.0
植物油脂物資貯蔵	905.1	4.4
国債の元利返済	2,315.4	11.3
その他支出	338.7	1.7

³⁷⁷ 『中国統計年鑑 2014』7-3 中央と地方公共財政主要支出項目
<http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2014/indexce.htm>

イ 支出に関する過去からの推移データ

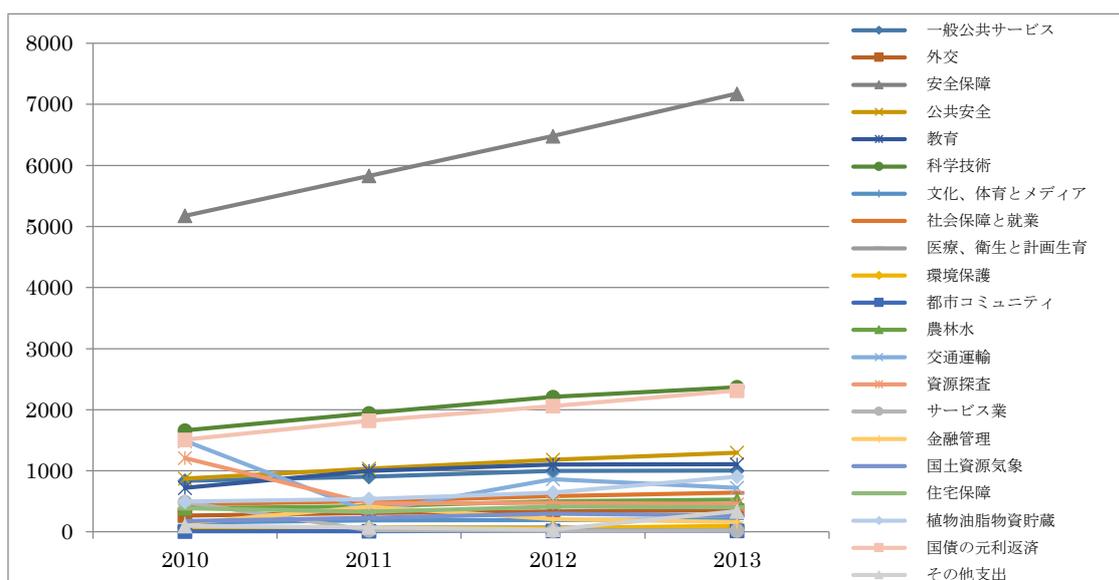
以下に、中央政府の支出の2000年から2013年の推移と、前年比増減をまとめた。2000年には約5,519億元だった支出額は2013年には約20,471億元となっており、約4倍に増加している。

図表8-14：中央政府の支出に関する推移³⁷⁸（2000年～2013年度）

年	中央政府支出（億元）	前年比増減（億元）
2000	5,519.9	-
2001	5,768.0	248.2
2002	6,771.7	1,003.7
2003	7,420.1	648.4
2004	7,894.1	474.0
2005	8,776.0	881.9
2006	9,991.4	1,215.4
2007	11,442.1	1,450.7
2008	13,344.2	1,902.1
2009	15,255.8	1,911.6
2010	15,989.7	733.9
2011	16,514.1	524.4
2012	18,764.6	2,250.5
2013	20,471.8	1,707.1

図表8-15：中央政府の支出の内訳と推移³⁷⁹（2010年～2013年度）

（単位：億元）



³⁷⁸ 『中国統計年鑑 2014』7-1 公共財政収支総額及び増長速：<http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2014/indexce.htm>

³⁷⁹ 『中国統計年鑑』2011、2012、2013、2014年度について「財政」の項目中の表「中央和地方財政主要支出項目」を元に表をまとめた。：<http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2014/indexch.htm>

第8章 中国

図表8-16：中央政府の支出の内訳と推移³⁸⁰（2010年～2013年度）

（単位：億元）

支出項目	2010		2011		2012		2013	
	額	(%)	額	(%)	額	(%)	額	(%)
合計	15,989.7	100.0	16,514.1	100.0	18,764.6	100.0	20,471.8	100.0
一般公共サービス	837.4	5.2	903.0	5.5	998.3	5.3	1,001.5	4.9
外交	268.1	1.7	306.8	1.9	332.4	1.8	354.4	1.7
安全保障	5,176.4	32.4	5,829.6	35.3	6,481.4	34.5	7,177.4	35.1
公共安全	875.2	5.5	1,037.0	6.3	1,183.5	6.3	1,297.0	6.3
教育	721.0	4.5	999.1	6.0	1,101.5	5.9	1,106.7	5.4
科学技術	1,661.3	10.4	1,942.1	11.8	2,210.4	11.8	2,369.0	11.6
文化、体育と メディア	150.1	0.9	188.7	1.1	193.6	1.0	204.5	1.0
社会保障と就業	450.3	2.8	502.5	3.0	585.7	3.1	640.8	3.1
医療、衛生と計画 生育	73.6	0.5	71.3	0.4	74.3	0.4	76.7	0.4
環境保護	69.5	0.4	74.2	0.4	63.7	0.3	100.3	0.5
都市コミュニティ	10.1	0.1	11.6	0.1	18.2	0.1	19.1	0.1
農林水	387.9	2.4	416.6	2.5	502.5	2.7	526.9	2.6
交通運輸	1,489.6	9.3	331.1	2.0	863.6	4.6	723.0	3.5
資源探査	488.4	3.1	464.1	2.8	473.2	2.5	453.7	2.2
サービス業	139.8	0.9	26.9	2.8	20.1	0.1	25.5	0.1
金融管理	488.2	3.1	413.9	0.2	209.6	1.1	164.3	0.8
震災復興再建	37.9	0.2	-	-	-	-	-	-
その他地域の援助	-	-	-	-	-	-	-	-
国土資源気象	176.4	1.1	231.6	1.4	298.1	1.6	267.2	1.3
住宅保障	386.5	2.4	328.8	2.0	410.9	2.2	404.7	2.0
植物油脂物資貯蔵	495.1	3.1	540.1	3.3	645.2	3.4	905.1	4.4
国債の元利返済	1,508.9	9.4	1,820.0	11.0	2,060.4	11.0	2,315.4	11.3
その他支出	98.3	0.6	75.0	0.5	38.3	0.2	338.7	1.7

³⁸⁰ 『中国統計年鑑』2011、2012、2013、2014年度について「財政」の項目中の表「中央和地方財政主要支出項目」を元に表をまとめた。

<http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2014/indexch.htm>

ウ 教育分野全体の支出の内訳シェア

以下は、2011年度の教育分野全体の支出内訳である。なお、この教育分野の支出額は、中央政府及び地方政府の支出を合算した額であることに留意されたい。また、教育費支出のうち、中央政府の支出割合は約20%に過ぎず、残り約80%はすべて地方政府からの支出である³⁸¹。

図表8-17：教育分野全体の支出内訳（中央政府と地方政府の合算）³⁸²（2011年度）

（単位：億元）

教育区分	教育費	内訳シェア (%)
全国総計	23,869.3	100.0
幼稚園	1,018.6	4.3
初等教育	6,012.4	25.2
普通小学	6,012.1	-
社会人初等教育	.3342	-
中等教育	6,670.9	27.9
普通中学 ³⁸³	6,660.7	-
うち初級中学	4166.3	-
うち高級中学	2494.3	-
社会人中等教育	10.2	-
中等職業教育	1,638.5	6.9
中等専門学校	756.0	-
職業中学	617.8	-
技工学校	185.5	-
社会人中等専学校	79.2	-
高等教育	7,020.8	29.4
普通大学	6,880.2	-
社会人大学	140.6	-
特別支援学校	79.0	0.3
教育行政単位	328.1	1.4
教育事業単位	877.8	3.7
その他	223.1	0.9

³⁸¹ 中国教育財政科学研究所 2014年2月21日

http://ciefr.pku.edu.cn/new2_26_2579.html

³⁸² 『中国統計年鑑2013』20-41 各類型学校教育経費状況（2011年）

<http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsjs/2013/indexch.htm>

³⁸³ 普通中学には、高級中学（日本でいう高校（義務教育でない））と初級中学（日本でいう中学校（義務教育））が含まれる。

(2) 教育分野における各分野・領域への支出の動向

ア 就学前・初等・前期中等・後期中等・高等教育の各教育段階の支出動向

① 中等職業学校への支出増加

2014年度の職業教育の質的向上のための専用資金は約40億円で、2013年度に比べ23.5%の増加となった。この資金は、校舎の修築や教学設備、図書資料などの購入に使われ、中等職業教育の基礎能力の向上を目標としている。地域産業のグレードアップの要求を満たすため、人口が集中し産業発展を必要としている農村、民族及び貧困地域に投入が傾斜し、地域内における教学水準の向上を目指すものである³⁸⁴。

② 中西部農村地区における就学前教育の発展推進

中国財政部が、2014年3月5日、第12回全国人民代表大会の審議に提出した「2013年中央・地方予算執行状況及び2014年中央・地方予算案に関する報告書」によると、2013年の教育支出は2.7%増加し、3,883億9,100万元となった。

教育支出増加率が2.7%程度に留まった主な要因は、実支出額を支給する学生助成補助経費が減少したこと、そして、高校教育債務を地方政府債務に編入して管理したことや地方政府自らが資金の解決を図ったことにより、中央債務解消補助資金³⁸⁵が相対的に減少した結果であるとされている。

奨励補助により、社会をあげて就学前教育を推進し、中西部の農村地区における幼稚園建設を力強く支援している³⁸⁶。

③ 義務教育経費の保障水準の引き上げ

中国財政部が、2014年3月5日、第12回全国人民代表大会の審議に提出した「2013年中央・地方予算執行状況及び2014年中央・地方予算案に関する報告書」によると、義務教育経費の保障水準を引き上げ、中国全土の義務教育段階にある学生1億2,000万人のすべてが学費・雑費及び教科書無料政策の恩恵を受けている。中西部地区では、経済的困難を抱える家庭からの寄宿生1,260万人が生活補助政策の対象となり、一部の脆弱な学校生活施設及び学校運営環境にさらなる改善が見られる。

³⁸⁴ http://ciefr.pku.edu.cn/new2_26_2972.html

³⁸⁵ 中央政府の債務を解消するための補助資金。

³⁸⁶ http://ciefr.pku.edu.cn/new2_26_2574.html

④ 農村・貧困地域への教育支援強化

農村出身学生の大学進学率の低さが問題となっている³⁸⁷ため、教育部は農村部で義務教育を受ける全国 1.2 億人の学生に対し、学習用の教材の無償支給など雑費を提供している。また、中西部地区の 1,260 万人の寄宿生に対し生活補助を提供する政策を講じ、農村・貧困地域における教育支援を重点的に行っている³⁸⁸。

⑤ 貧困地域児童の健康及び教育レベル発展計画³⁸⁹

国務院は、2014 年 12 月 25 日の通知により、健康と教育の面で全国平均より低い 4000 万人の児童に対し、基本的な公共サービスを拡充させることを告示した。教育・学校に関連した項目としては主に以下のものが挙げられる。

- ・ 食品安全管理及び栄養面に配慮して義務教育期間の給食提供を行う
- ・ 心身の健康教育を強化するため学校・公共のスポーツ設備を整える
- ・ 公的・私的両面にわたる就学前教育を推進・サポートする（農村部、少数民族地域への早期教育サービス実施など含む）
- ・ 貧困地域学校での情報技術向上による e ラーニングシステムの確立をめざす

³⁸⁷ http://ciefr.pku.edu.cn/new2_26_2499.html

³⁸⁸ http://ciefr.pku.edu.cn/new2_26_2574.html

³⁸⁹ http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-01/15/content_9398.htm

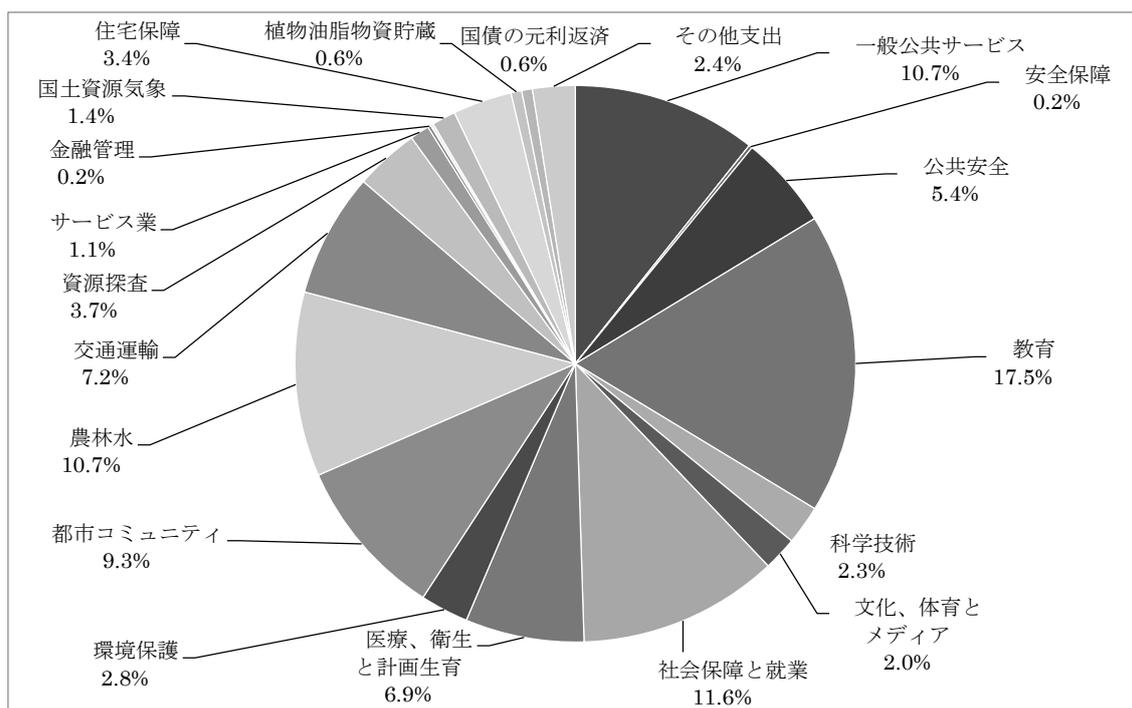
2-2 支出（地方政府全体について）

（1）政府全体の支出構造及び教育分野への支出割合

ア 政府全体の支出の内訳シェア

2013年度の地方政府支出の内訳として、教育分野で約17%を占めており最も割合が高い支出項目となっている。以下は、2013年度の地方政府全体の支出内訳である。

図表8-18：地方政府全体の支出内訳（2013年度）³⁹⁰



³⁹⁰ 『中国統計年鑑2014』7-3 中央と地方公共財政主要支出項目（2013年）
<http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2014/indexce.htm>

第8章 中国

図表8-19：地方政府全体の支出内訳（2013年度）³⁹¹

（単位：億元）

項目	地方政府収入	内訳シェア (%)
合計	119,740.3	100.0
一般公共サービス	12,753.7	10.7
外交	1.4	0.001
安全保障	233.3	0.2
公共安全	6,489.8	5.4
教育	20,895.1	17.5
科学技術	2,715.3	2.3
文化、体育とメディア	2,339.9	2.0
社会保障と就業	13,849.7	11.6
医療、衛生と計画生育	8,203.2	6.9
環境保護	3,334.9	2.8
都市コミュニティ	11,146.5	9.3
農林水	12,822.6	10.7
交通運輸	8,625.8	7.2
資源探査	4,445.4	3.7
サービス業	1,336.6	1.1
金融管理	213.0	0.2
震災復興再建	42.8	0.0
その他地域の援助	158.5	0.1
国土資源気象	1,638.9	1.4
住宅保障	4,075.8	3.4
植物油脂物資貯蔵	744.3	0.6
国債の元利返済	740.8	0.6
その他支出	2,933.09	2.4

³⁹¹ 『中国統計年鑑 2014』7-3 中央と地方公共財政主要支出項目（2013年）
<http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2014/indexce.htm>

イ 支出に関する過去からの推移データ

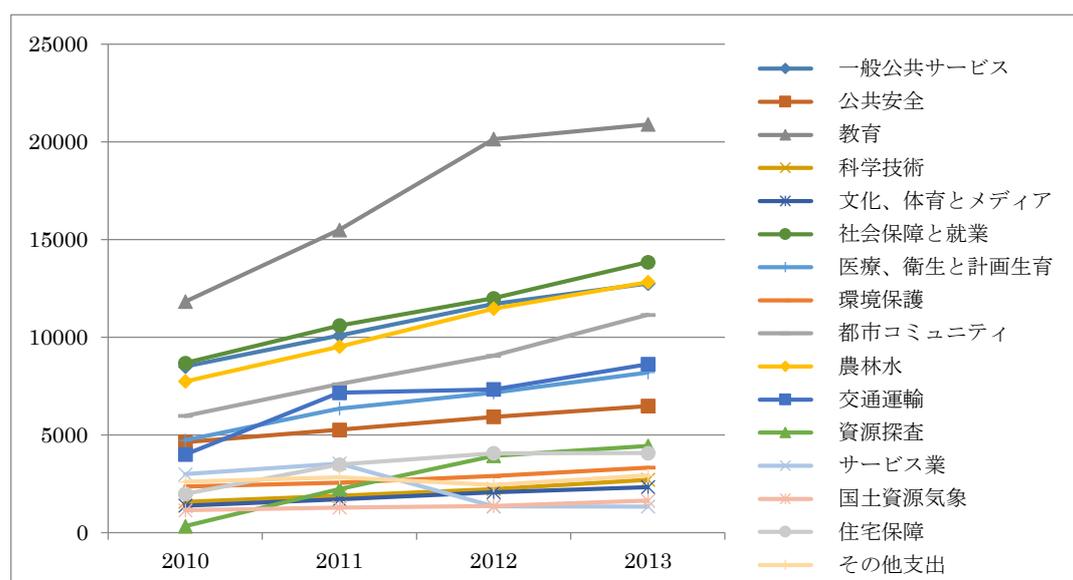
以下に、地方政府の支出について2000年から2013年までの推移をまとめた。2000年には10,366.7億元であった地方政府の支出は、2013年度には119,740.3億元まで増加し、約10倍となっている。

図表8-20：地方政府の支出に関する推移³⁹²（2000年～2013年度）

年	地方政府支出（単位：億元）
2000	10,366.7
2001	13,134.6
2002	15,281.4
2003	17,229.9
2004	20,592.8
2005	25,154.3
2006	30,431.3
2007	38,339.2
2008	49,248.5
2009	6,1044.1
2010	73,884.4
2011	92,733.7
2012	107,188.3
2013	119,740.3

図表8-21：地方政府の支出の内訳と推移³⁹³（2010年～2013年度）

（単位：億元）



³⁹² 中国統計年鑑2014』7-1 公共財政収支総額及び増長速度 <http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2014/indexce.htm>

³⁹³ 『中国統計年鑑』2011、2012、2013、2014年度について「財政」の項目中の表「中央和地方財政主要支出項目」を元に表をまとめた。： <http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2014/indexch.htm>

第8章 中国

図表8-22：地方政府の支出の内訳と推移³⁹⁴（2010年～2013年度）

（単位：億元）

支出項目	2010		2011		2012		2013	
	額	割合 (%)	額	割合 (%)	額	割合 (%)	額	割合 (%)
合計	73,884.4	100.0	92,733.7	100.0	107,188.3	100.0	119,740.3	100.0
一般公共サービス	8,499.7	11.5	10,084.8	10.9	11,702.1	10.9	12,753.7	10.7
外交	1.2	0.0	2.8	0.0	1.4	0.0	1.4	0.0
安全保障	157.0	0.2	198.3	0.2	210.5	0.2	233.3	0.2
公共安全	4,642.5	6.3	5,267.3	5.7	5,928.1	5.5	6,489.8	5.4
教育	11,829.1	16.0	15,498.3	16.7	20,140.6	18.8	20,895.1	17.5
科学技術	1,588.9	2.2	1,885.9	2.0	2,242.2	2.1	2,715.3	2.3
文化、体育とメディア	1,392.6	1.9	1,704.6	1.8	2,074.8	1.9	2,339.9	2.0
社会保障と就業	8,680.3	11.7	10,606.9	11.4	11,999.9	11.2	13,849.7	11.6
医療、衛生と計画生育	4,730.6	6.4	6,358.2	6.9	7,170.8	6.7	8,203.2	6.9
環境保護	2,372.5	3.2	2,566.8	2.8	2,899.8	2.7	3,334.9	2.8
都市コミュニティ	5,977.3	8.1	7,608.9	8.2	9,060.9	8.5	11,146.5	9.3
農林水	7,741.7	10.5	9,521.0	10.3	11,471.4	10.7	12,822.6	10.7
交通運輸	3,998.9	5.4	7,166.7	7.7	7,332.6	6.8	8,625.8	7.2
資源探査	2,996.7	4.1	3,547.3	3.8	3,934.5	3.7	4,445.4	3.7
サービス業	1,273.4	1.7	1,394.8	1.5	1,351.7	1.3	1,336.6	1.1
金融管理	148.9	0.2	235.3	0.3	249.7	0.2	213.0	0.2
震災復興再建	1,094.6	1.5	174.5	0.2	103.8	0.1	42.8	0.0
その他地域の援助	-	-	-	-	126.6	0.1	158.5	0.1
国土資源気象	1,154.0	1.6	1,289.7	1.4	1,367.6	1.3	1,638.9	1.4
住宅保障	1,990.4	2.7	3,491.9	3.8	4,068.7	3.8	4,075.8	3.4
植物油脂物資貯蔵	676.8	0.9	729.5	0.8	731.1	0.7	744.3	0.6
国債の元利返済	335.4	0.5	564.1	0.6	575.3	0.5	740.8	0.6
その他支出	2,602.1	3.5	2,836.3	3.1	2,444.1	2.3	2,933.1	2.4

³⁹⁴ 『中国統計年鑑』2011、2012、2013、2014年度について「財政」の項目中の表「中央和地方財政主要支出項目」を元に表をまとめた。

<http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2014/indexch.htm>

ウ 教育分野全体の支出の内訳シェア

中央政府と地方政府の数値を合算したデータしか確認できなかったため、「2-1 支出(国全体について)(1) 政府全体の支出構造及び教育分野への支出割合 イ 支出に関する過去からの推移データ」を参照されたい。

(2) 教育分野における各分野・領域への支出の動向

ア 雲南省における民間幼稚園支援

「雲南省学前教育条例」実施報告によると、省全体の幼稚園計 5,326 か所のうち、民間幼稚園は 3,841 か所に達し、全体総数の 72%を占めている。政府は 2011 年から 2013 年にかけて、省級資金³⁹⁵として 4,663 万元を、1,704 の民間幼稚園を補助金、奨励金として投入し、民間幼稚園を中心とした学前教育の発展が推進されている。入園難の問題も徐々に改善を見せ、2014 年 3 月から 11 月までに、省全体の幼稚園は新たに 558 か所増え、入園者は 6.79 万人増え、省における幼稚園入園率は 4.15%上昇した³⁹⁶。

³⁹⁵ 省級とは中国の 5 つ(省級、地区級(市級)、県級、郷鎮級、自治組織)の地方行政単位の 1 つである。省級資金とは省級から供給される資金である。

³⁹⁶ 中国教育財政科学研究所 2014 年 11 月 26 日
http://ciefr.pku.edu.cn/new2_26_2971.html

第9章 韓国

1-1 収入（国全体について）

（1）政府全体の収入構造

ア 収入内訳シェアと推移³⁹⁷

2013 年会計年度決算結果、総収入 292.9 兆ウォン、総支出 286.4 兆ウォンで、その差額の決算上の剰余金は 6.5 兆ウォンであり、決算上の剰余金から次年度の繰越額（7.2 兆ウォン）を除いた歳計剰余金は△0.8 兆ウォンが発生した³⁹⁸。以下に、2013 年度会計別の決算総括を記載した。

図表 9-1：会計年度 決算総括（2013 年度）

（単位：兆ウォン）

区分	収入 (A)	支出 (B)	決算剰余金 (C=A-B)	繰越金 (D)	歳計剰余金 (E=C-D)
合計	292.9	286.4	6.5	7.2	△0.8
一般会計	232.4	229.5	2.8	2.8	0.1
特別会計	60.5	56.9	3.6	4.5	△0.8

（出典元：2013 会計年度国家決算報告書（大韓民国政府、2014.6）

図表 9-2：会計別の収入推移（2014・2015 年度予算含む）³⁹⁹

（単位：100 万ウォン）

	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年 予算	2015 年 予算
総計	216,035,458	232,175,630	261,342,486	261,219,384	270,501,183	282,370,425	292,872,663	309,692,464	322,787,071
一般会計	171,172,144	181,585,775	204,947,465	205,223,544	214,860,355	223,703,406	232,392,890	247,203,163	258,585,647
特別会計	44,863,314	50,589,855	56,395,020	55,995,840	55,640,828	58,667,019	60,479,773	62,489,301	64,201,424

（出典元：デジタル予算会計システムサイト 会計別の収入推移）

³⁹⁷ 報告書内に総収入及び総収入が混在しているが、総収入は内部取引及び保全支出を除いた金額に基金を追加したもので純計のような概念で、総収入は基金を除いた会計に対する全体のもので総計の概念である。（企画財政部会計決算課に確認）

³⁹⁸ 2013 会計年度国家決算報告書（大韓民国政府、2014.6）

https://www.digitalbrain.go.kr/kor/view/library/lib02_09_01.jsp?upr_lib_no=11914&code=DB020209&upCurPage=1

³⁹⁹ デジタル予算会計システムサイト 会計別の収入推移

https://www.digitalbrain.go.kr/kor/view/statis/statis04_05_01.jsp?code=DB010405

第9章 韓国

以下は、2009年から2013年にわたる年度及び会計別の収入の内訳及び推移である。

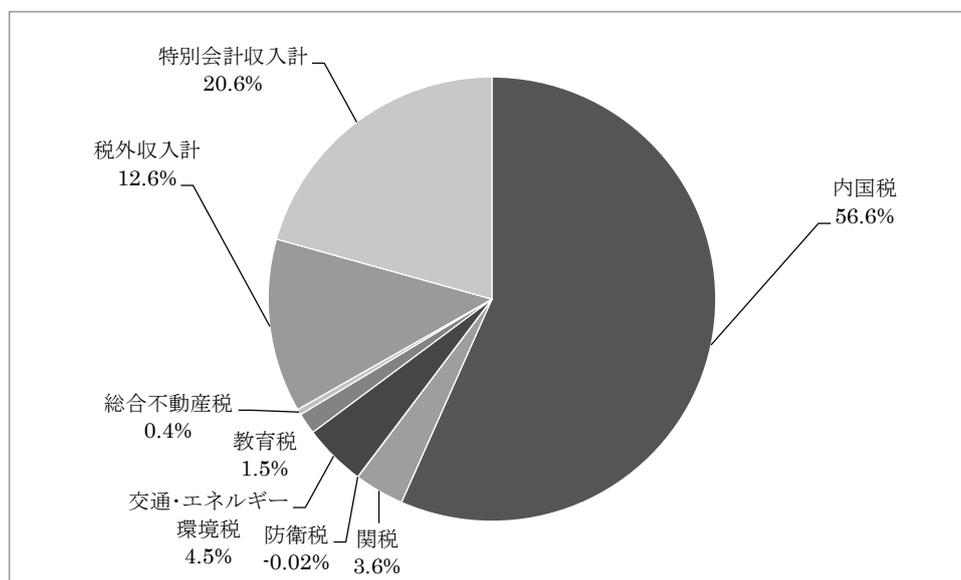
図表9-3：年度及び会計別の収入推移（決算）⁴⁰⁰

（単位：億ウォン）

	2009		2010		2011		2012		2013	
総収入	2,613,425		2,612,193		2,705,012		2,823,704		2,928,727	
内国税	1,337,060	51.2%	1,406,279	53.8%	1,570,725	58.1%	1,667,724	59.1%	1,658,988	56.6%
関税	91,691	3.5%	106,663	4.1%	109,901	4.1%	98,157	3.5%	105,616	3.6%
防衛税	2	0.0%	5	0.0%	2	0.0%	4	0.0%	-592	0.0%
交通 エネルギー 環境税	100,920	3.9%	139,701	5.3%	115,460	4.3%	138,091	4.9%	132,478	4.5%
教育税	37,542	1.4%	46,450	1.8%	42,464	1.6%	46,359	1.6%	45,109	1.5%
総合不動産税	12,071	0.5%	10,289	0.4%	11,019	0.4%	11,311	0.4%	12,243	0.4%
一般会計収入計	1,579,286	60.4%	1,709,387	65.4%	1,849,571	68.4%	1,961,646	69.5%	1,953,842	66.7%
税外収入計	470,188	18.0%	342,848	13.1%	299,033	11.1%	275,387	9.8%	370,087	12.6%
特別会計収入計	563,950	21.6%	559,958	21.4%	556,408	20.6%	586,670	20.8%	604,798	20.7%

（出典元：2013 会計年度国家決算報告書（大韓民国政府、2014.6）

図表9-4：収入内訳（2013年度）

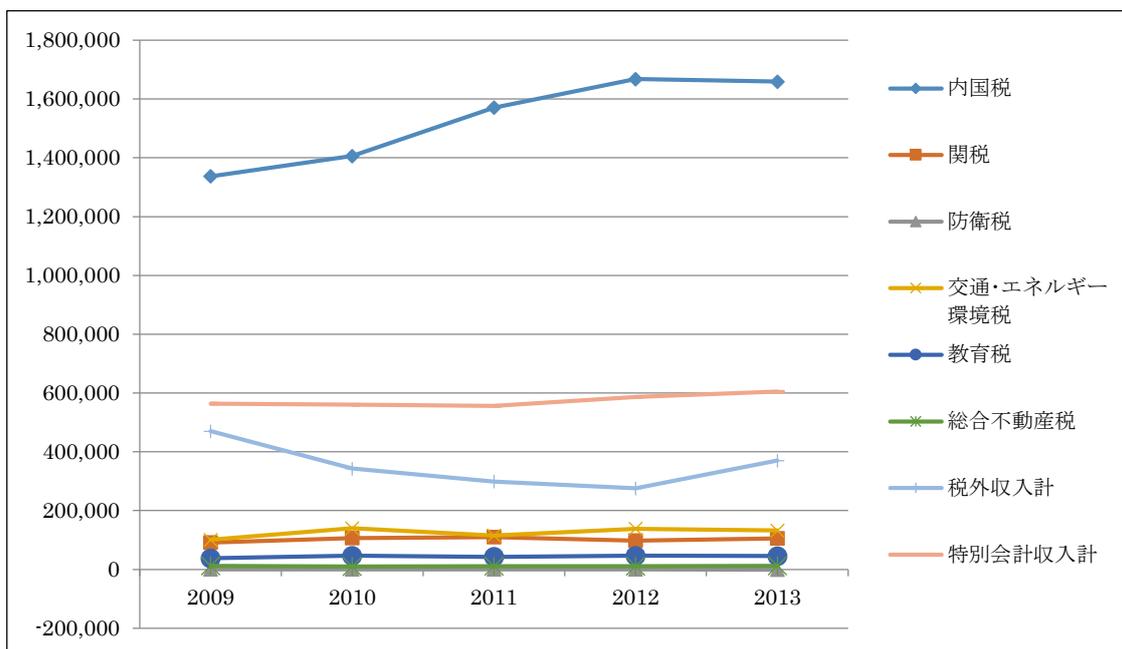


（出典元：2013 会計年度国家決算報告書（大韓民国政府、2014.6）

⁴⁰⁰ 2013 会計年度国家決算報告書（大韓民国政府、2014.6）

[https://www.digitalbrain.go.kr/kor/view/library/lib02_09_01.jsp?upr_lib_no=11914&code=DB020209&upCurPage=](https://www.digitalbrain.go.kr/kor/view/library/lib02_09_01.jsp?upr_lib_no=11914&code=DB020209&upCurPage=1)

図表9-5：収入内訳推移（2009～2013年度）



（出典元：2013 会計年度国家決算報告書（大韓民国政府、2014.6））

第9章 韓国

イ 財政データ

2013年度の所管区分別の収入決算（一般会計）は、以下のとおりである。

図表9-6：所管区分別の収入決算（2013年度・一般会計）⁴⁰¹

（単位：100万ウォン）

所管区分	予算額	予算現額	徴収決定額	受納額	不納欠損額	未受納額
総計	240,670,169	240,670,169	255,680,909	232,392,890	32,340	23,255,679
監査院	762	762	1,176	885	0	292
警察庁	1,034,939	1,034,939	2,059,208	666,122	65	1,393,021
雇用労働部	54,092	54,092	116,078	93,909	0	22,170
公正取引委員会	604,852	604,852	562,335	335,665	861	225,809
関税庁	27,107	27,107	151,363	40,523	3,825	107,015
教育科学技術部 ⁴⁰²	567,157	126,453	128,724	128,724	0	0
教育部	0	433,274	209,685	207,420	43	2,222
国家科学技術	0	0	0	0	0	0
国家報勳処	5,502	5,502	6,914	2,969	44	3,901
国家人権委員会	20	20	3	3	0	0
国家情報院	1,162	1,162	1,554	1,554	0	0
國務調整室及び国	0	0	381	381	0	0
国民権益委員会	115	115	819	765	0	54
国防部	103,681	103,681	170,121	129,722	178	40,221
国税庁	827,027	827,027	2,509,909	828,059	828	1,681,022
国土交通部	0	111,927	145,215	130,598	147	14,470
国土海洋部	364,845	0	22,960	22,960	0	0
国会	1,139	1,139	2,413	2,305	0	108
金融委員会	14,834	14,834	62,456	24,041	530	37,884
気象庁	2,709	2,709	5,724	5,623	0	101
企画財政部	232,939,132	232,939,132	245,543,444	226,277,366	24,081	19,241,997
農林水産食品部	27,038	-2,516	5,278	5,278	0	0
農林畜産食品部	0	24,011	6,582	4,078	33	2,470
農村振興庁	6,648	6,648	11,320	11,176	0	144
大法院	511,659	511,659	364,194	362,834	0	1,359
大統領警護室	0	54	458	227	0	230
大統領秘書室及び	0	71	41	39	0	2
大統領室	125	0	75	75	0	0

⁴⁰¹ デジタル予算会計システムサイト 決算現況—収入/収入（一般会計）（毎年6月末に前会計年度資料に更新される） https://www.digitalbrain.go.kr/kor/view/statis/statis02_01_01.jsp?code=DB010201

⁴⁰² 教育科学技術部及び教育部が併記されている理由は2013年3月23日に「政府組織法」の改正により名称が変更されたためである。

第9章 韓国

文化財庁	26,981	26,981	35,203	22,079	0	13,124
文化体育観光部	43,026	43,026	45,313	36,790	1,234	7,290
未来創造科学部	0	448,102	485,059	374,007	0	111,053
民主平和統一	5	5	26	26	0	0
放送通信委員会	339,563	98,890	155,389	155,067	0	322
防衛事業庁	121,197	121,197	336,604	212,734	0	123,869
法務部	1,903,693	1,903,693	1,533,208	1,528,642	10	4,556
法制処	0	0	166	68	0	98
兵務庁	277	277	1,000	272	346	382
保健福祉部	461,665	461,665	368,017	218,534	0	149,483
山林庁	118,853	118,853	106,749	76,094	34	30,621
産業通商資源部	0	94,023	138,122	125,469	0	12,653
消防防災庁	14,314	14,314	11,249	11,107	0	142
食品医薬品	0	8,615	13,501	11,894	55	1,553
食品医薬品	8,615	0	1,708	1,708	0	0
安全行政部	0	39,900	32,174	30,454	0	1,720
女性家族部	8,149	8,149	5,606	4,556	0	1,049
外交部	0	140,100	168,061	168,061	0	0
外交通商部	140,100	0	17,298	17,298	0	0
原子力安全	195	195	1,306	1,296	0	10
中小企業庁	42,742	42,742	49,198	47,927	22	1,249
中央選挙管理	4,705	4,705	3,754	3,754	0	0
知識經濟部	294,023	0	22,283	22,283	0	0
統計庁	3,202	3,202	3,162	3,120	0	42
統一部	589	589	2,150	2,104	0	46
特任長官室	0	0	1	1	0	0
海洋警察庁	3,831	3,831	20,503	3,478	4	17,021
海洋水産部	0	258,460	28,464	23,779	0	4,685
行政安全部	39,900	0	6,757	6,757	0	0
憲法裁判所	0	0	11	11	0	0
環境部	0	0	440	221	0	218

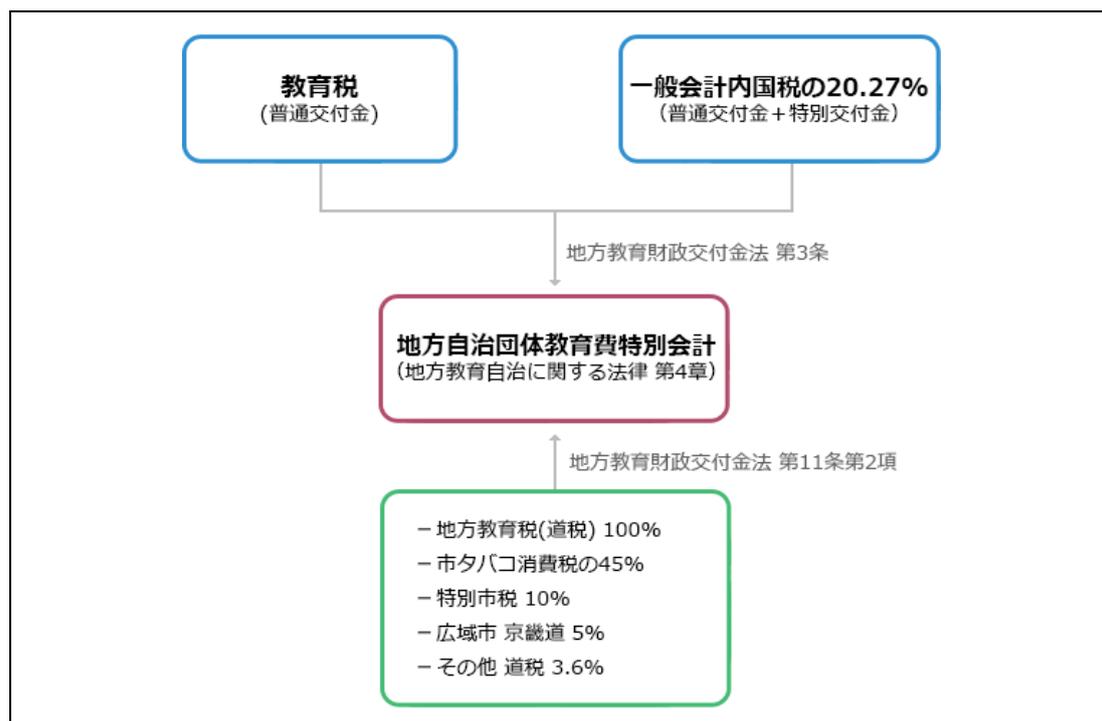
(出典元：デジタル予算会計システムサイト 決算現況－収入/収入（一般会計）)

(2) 教育費支出等のために充てられる特定の収入及びその制度

教育財政は、中央政府の財源と地方政府の財源から賄われる。中央政府財源は教育税と一般会計内国税のから成る。また、地方政府財源は、地方教育税、市タバコ消費税、特別市税、広域市京畿道税、その他の道税から成る。

教育財政収入の分配の流れ、各税の税率、制度の根拠法について以下にまとめた。

図表 9 - 7 : 教育財政の流れ図⁴⁰³



(出典元： 韓国租税財政研究院 租税制度 教育税及び地方教育税)

ア 教育税 (国税) ⁴⁰⁴

韓国の教育税 (国税) は、教育の質的向上を図るために必要な教育財政の拡充に係る財源の確保を目的に導入された税制である。課税対象は金融保険業者の収益金額に対する課税と個別消費税額、交通税額及び酒税額に追加して賦課される。しかし金融・保険業者の公益信託の信託財産から発生される収益金額は非課税対象である。課税標準及び税率は以下のとおりである。

⁴⁰³ 韓国租税財政研究院 租税制度 教育税及び地方教育税
<http://www.kipf.re.kr/TaxFiscalPubInfo/Tax-EducationTax>

⁴⁰⁴ 韓国租税財政研究院 租税制度 教育税及び地方教育税
<http://www.kipf.re.kr/TaxFiscalPubInfo/Tax-EducationTax>

図表9-8：課税標準と税率

課税標準	税率
金融・保険業者の収益金額	0.50%
個別消費税額	30% (灯油、重油、輸送用ブタンガスの場合 15%)
交通・エネルギー・環境税額 (ガソリン、軽油)	15%
酒税額	10% (酒税率 70%以上の酒類の場合 30%)

(出典元：韓国租税財政研究院 租税制度 教育税及び地方教育税)

下記に、2005年度から2013年までの教育税の予算及び徴収の推移を記載する。

図表9-9：教育税予算及び徴収の推移⁴⁰⁵

(単位：億ウォン)

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
予算額	35,260	34,245	38,612	41,796	37,542	46,450	42,464	46,359	45,109
前年比	-	97.1%	112.8%	108.2%	89.8%	123.7%	91.4%	109.2%	97.3%
対2005年比	-	97.1%	109.5%	118.5%	106.5%	131.7%	120.4%	131.5%	127.9%

イ 地方教育税（地方税）

地方教育税（地方税）は、地方教育の質的向上に必要な地方教育財政の確保のために登録免許税・レジャー税など一定の地方税に付加して課す目的税で2001年に新設された。納税義務者は以下のとおりである。

- 不動産、機械装備（第124条に該当する自動車は除く）、航空機及び船舶の取得に対する取得税の納税義務者
- 登録に対する登録免許税（第124条に該当する自動車に対する登録免許税は除く）の納税義務者
 - ①レジャー税の納税義務者
 - ②タバコ消費税の納税義務者
 - ③住民税均等分の納税義務者

⁴⁰⁵ 韓国租税財政研究院ウェブサイト

<http://www.kipf.re.kr/TaxFiscalPubInfo/TaxFiscal-View/%EA%B5%90%EC%9C%A1%EC%84%B8-%EC%98%88%EC%82%B0-%EB%B0%8F-%EC%A7%95%EC%88%98/114>

- ④財産税（第112条第1項第2号及び同条の第2項による財産税額は除く）の納税義務者
- ⑤第127条第1項第1号及び第3号の非営業用乗用自動車に対する自動車税〔国、地方自治体及び「初・中等教育法⁴⁰⁶」により学校を経営する学校法人（目的事業に直接使用する自動車に限る）を除外〕の納税義務者

課税標準及び税率は以下のとおりである。

- 取得税：取得物件に対して課税標準税率から1000分の20を除いた税率を適用して算出した金額の100分の20
- 登録に対する登録免許税額の100分の20
- レジャー税額の100分の40
- 住民税均等する税額の100分の10（ただし、人口50万以上の市の場合には100分の25）
- 財産税の100分の20
- 自動車税額の100分の30
- タバコ消費税額の100分の50

ウ 導入の背景・導入後の経過等

以下に、教育税導入の背景、導入後の経過、内容について整理した。

導入の背景	国民の高い教育熱に応じて義務教育を実施する計画を実行するための教育費財源を調達する方法を一元化し、義務教育に必要な財政を確保して健全な運用を図る必要があった。1958年に教育税が当時の課題となっていた全額初等教育費（義務教育費）を調達するため、目的税として新設された。国税の教育税と地方税の地方教育税2種に区分されている。国税の教育税が創設される以前は、義務教育に係る財源は主に地方税の戸別税附加金と特別賦課金、そして一部の国庫金負担により調達する一方、学生の父兄からはPTA会費という名目で費用の一部を負担させてきたが、全額税金で負担するため1981年12月、教育税が新設された。
導入後の経過	韓国政府が1958年、義務教育のための教育費財源を調達する方法を一元化するために教育税を新設したが、この法は1961年の税制改革の際に税目が大幅に減り、廃止されることになった。韓国政府は1980年代に入って、教育基盤の拡充のため、学校施設と教員処遇改善を充当す

⁴⁰⁶ 初・中等教育法 <http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=150689&efYd=20140429>

	<p>るために 1982 年から 1986 年まで一時的に目的税として教育税を徴収できる根拠として新しい「教育税法」を制定した。この法は時限法として制定されたが、教育投資のために課税期限が延長され施行されている。</p> <p>教育税は、当初の期限が定められた一時的な税金から出発したが、1991 年から永久税に転換されたが、転換過程（防衛税の課税対象が教育税の課税対象に転換）で財源調達機能が拡大された。目的税は特定な用途に使用されなければならないが、防衛税の固有目的がなくなったにも関わらず、その課税対象が教育税に転換された。</p>
<p>内容</p>	<p>1958 年に新設された教育税は個人の所得（田畑で発生した所得は除外）と法人の留保所得に対して賦課したが、1960 年にはこの教育税の収入が国税収入の 8.5%に達するほど重要な収入源となったが、1961 年軍事政権の登場後に廃止された。教育財政の大部分を構成している教育税と地方教育税の場合、金融・保険業者の収益額に対する課税を除いては独自の固有の課税基礎を持っていないため、他の既存の税目に付加されて課された。教育税は特別消費税額、交通・エネルギー、環境税額及び酒税そして金融・保険業者の収益金額に付加価値税の形態で賦課された。具体的には金融保険業者の収益額に 0.5%を、特別消費税額に 30%（灯油、重油、輸送用ブタンガスの場合 15%）を付加して、ガソリン、軽油などの交通税額に 15%を、酒税額に 10%（酒税率 70%以上の主流の場合 30%）を付加した。</p> <p>教育税の税収は 1980 年代に比べて 1990 年代の比重が大きく増え、全体の国税に 7%前後を占めていたが、2001 年から地方税に付加された教育税が地方教育税に切り替えられたことによって 2000 年 5 兆 7,983 億ウォンから 2006 年 3 兆 4,245 億ウォンと全体国税規模の 2～6%を占めた。しかし、地方教育税の税収も地方自治体の一般収入となるものではなく、地方自治体の教育費特別会計に転入されるため、教育税全体として国税で徴収した 2000 年以前と規模面では同じ水準である。教育財政は、教育部の予算と市・道教育費特別会計予算（地方教育財政）、そして他の部処の教育予算などで構成されていた。教育部の予算は国庫と地方教育財政交付金、私学基金などで構成されており、地方教育財政を除いた残りの金額は高等教育の競争力強化、国家レベルの人的資源開発などに使用される。地方教育財政は中央政府が支援する交付金と地方政府が支援する転入金を通じて、市・道教育庁が教育費特別会計を運営する方式を取っている。教育税の収入は、教育関連事業に支出されたが、2005 年から一般会計に編入されて普通交付金の形で地方自治体の教育費特</p>

第9章 韓国

	別会計に転入されているために教育税が形式的に目的税から外れた状態だがその用途が指定されているため事実上の目的税として存続した。
--	---

1-2 収入（地方政府全体について）

(1) 政府全体の収入構造

ア 収入の財源別内訳とその推移

韓国地方政府の2013年度収入総額は255兆9,836億7,900万ウォンである。また、2010年度から2013年度までの収入額推移と、その財源別内訳は以下のとおりである。

図表9-10：地方政府収入の財源別内訳と推移⁴⁰⁷（2010～2013年度）

（単位：100万ウォン）

	2010		2011		2012		2013	
地方財源 （地方税収+税外 収入）	179,203,168	83.6%	187,520,020	84.1%	208,059,437	86.6%	216,818,176	84.7%
依存財源 （地方交付税+ 調整交付金+国 庫補助金）	22,293,217	10.4%	23,189,158	10.4%	25,947,366	10.8%	30,718,041	12.0%
地方債	12,861,471	6.0%	12,263,497	5.5%	6,246,588	2.6%	8,447,461	3.3%
収入合計	214,357,857		222,972,675		240,253,391		255,983,679	

（出典：地方財政庫 地方決算現況）

以下に、2010年から2013年における団体別の地方収入決算をまとめた。

図表9-11：地方収入決算の団体別現況の推移⁴⁰⁸

（単位：100万ウォン）

区分	2010年	2011年	2012年	2013年
合計	214,357,857	222,972,675	240,253,391	255,983,679
特別・広域市	51,348,180	52,852,192	55,862,977	62,072,781
道	51,900,906	55,423,165	58,369,485	60,962,677
市郡区計	111,108,771	114,697,319	126,020,929	132,948,221
市	58,234,969	60,229,210	67,204,245	70,754,388
郡	31,924,688	33,136,360	35,718,015	36,849,253
区	20,949,114	21,331,749	23,098,669	25,344,579

（出典元：地方財政庫 地方決算現況）

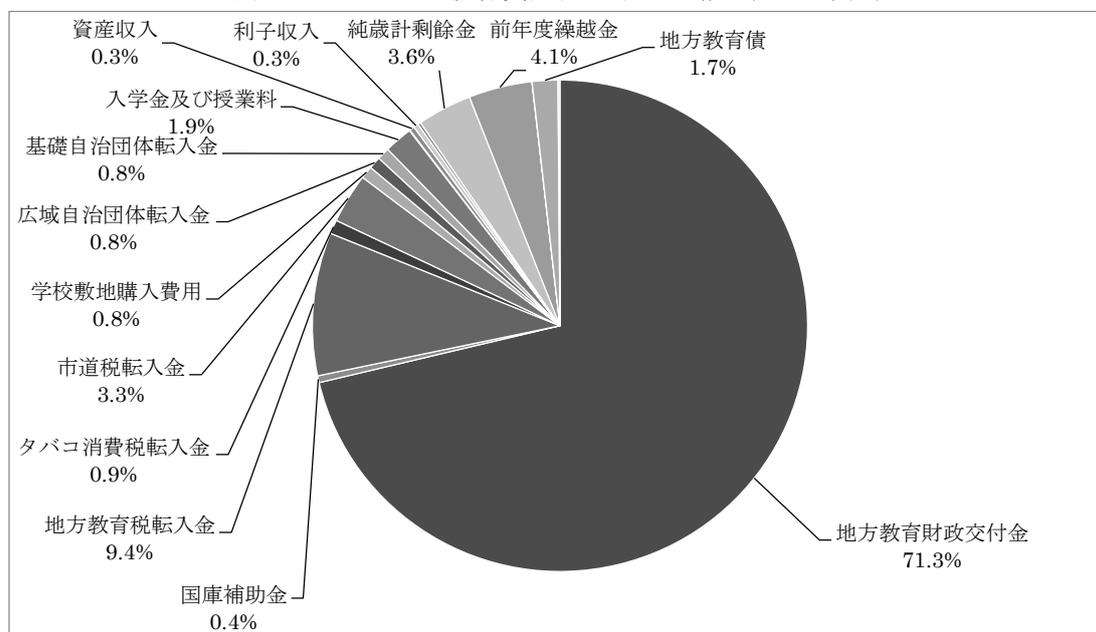
⁴⁰⁷ 地方財政庫 地方決算現況：[http://lofin.mogaha.go.kr/lofin_stat/settle/gyumo/total/Sumup_T01\(InOutPresent\).jsp](http://lofin.mogaha.go.kr/lofin_stat/settle/gyumo/total/Sumup_T01(InOutPresent).jsp)

⁴⁰⁸ 地方財政庫 地方決算現況：[http://lofin.mogaha.go.kr/lofin_stat/settle/gyumo/total/Sumup_T01\(InOutPresent\).jsp](http://lofin.mogaha.go.kr/lofin_stat/settle/gyumo/total/Sumup_T01(InOutPresent).jsp)

イ 財政データ

また、地方教育費の財源別収入内訳は以下のとおりである。

図表9-12：地方教育費財源別収入内訳（2013年度）



(出典元：地方教育財政)

図表9-13：地方教育費財源別収入決算⁴⁰⁹（2013年度）

(単位：億ウォン、%)

財源別	2013 会計年度 (A)		2012 会計年度 (B)		増減 (A-B)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	割合
合計	572,576	100.0	549,341	100.0	23,235	4.2
移転財源	502,439	87.8	484,689	88.2	17,750	3.7
中央政府移転輸入	410,696	71.7	394,009	71.7	16,687	4.2
地方教育財政交付金	408,123	71.3	392,488	71.4	15,635	4.0
国庫補助金	2,573	0.4	1,521	0.3	1,052	69.2
地方自治体の移転収入	91,743	16.0	90,680	16.5	1,063	1.2
義務的移転収入	82,507	14.4	81,502	14.8	1,005	1.2
地方教育税転入金	53,857	9.4	54,458	9.9	△601	△1.1
タバコ消費税転入金	5,251	0.9	5,367	1.0	△116	△2.2
市道税転入金	18,699	3.3	18,198	3.3	501	2.8
学校敷地購入費用	4,700	0.8	3,479	0.6	1,221	35.1
裁量的移転収入	9,236	1.6	9,178	1.7	58	0.6
広域自治団体転入金	4,590	0.8	4,442	0.8	148	3.3

⁴⁰⁹ 地方教育財政 <http://www.eduinfo.go.kr/fr/bo/frBo02/main.do>

第9章 韓国

	基礎自治団体転入金	4,646	0.8	4,736	0.9	△90	△1.9
自体財源		59,830	10.4	63,405	11.5	△3,575	△5.6
	入学金及び授業料	10,618	1.9	10,701	1.9	△83	△0.8
	使用量及び手数料	241	0.04	260	0.05	△19	△7.3
	資産収入	1,856	0.3	1,334	0.2	522	39.1
	利子収入	1,828	0.3	1,967	0.4	△139	△7.1
	その他の収入など	1,094	0.2	813	0.1	281	34.6
	純歳計剰餘金	20,405	3.6	24,328	4.4	△3,923	△16.1
	前年度繰越金	23,760	4.1	23,943	4.4	△183	△0.8
	補助金使用残額	28	0.005	59	0.01	△31	△52.5
地方教育債		9,583	1.7	339	0.1	9,244	2,726.8
住民（機関）負担など、その他		724	0.1	908	0.2	△184	△20.3

（出典元： 地方教育財政）

（2）教育費支出等のために充てられる特定の収入及びその制度

「1-1（2）教育費支出等のために充てられる特定の収入及びその制度」を参照されたい。

2-1 支出（国全体について）

(1) 政府全体の支出構造及び教育分野への支出割合

ア 政府全体の支出の内訳シェア

政府全体の支出の内訳として、2013 年度における所管別の支出決算を以下に記載した。

図表 9-14：所管別の支出決算（2013 年度・一般会計）⁴¹⁰

（単位：100 万ウォン）

所管区分	予算額	予算現額	支出額	次年度繰越金	不用額
総計	240,670,169	242,854,452	229,544,341	2,767,336	10,542,775
監査院	106,503	107,051	101,801	2,056	3,194
警察庁	8,228,189	8,245,385	8,168,920	6,448	70,017
雇用労働部	2,029,107	2,036,811	1,838,490	46,725	151,596
公正取引委員会	93,310	93,340	89,094	19	4,227
関税庁	454,644	455,524	436,941	9,376	9,207
教育科学技術部 ⁴¹¹	53,214,723	16,030,036	16,030,036	0	0
教育部	82,565	34,516,883	32,791,490	774,216	951,176
国家科学技術委員会	61,820	13,461	13,461	0	0
国家報勳処	4,130,739	4,141,927	4,099,362	896	41,669
国家人権委員会	24,091	24,232	23,353	170	709
国家情報院	467,180	469,447	456,629	301	12,516
国務調整及び 国務総理秘書室	532,628	539,455	520,006	2,962	16,488
国民権益委員会	68,698	68,698	64,628	0	4,070
国防部	24,322,103	25,059,100	24,074,208	501,792	483,100
国税庁	1,445,372	1,446,873	1,365,710	37,274	43,889
国土交通部	629,675	12,706,708	11,076,248	57,800	1,572,660
国土海洋部	20,225,842	7,292,632	7,292,631	0	1
国会	521,871	527,874	515,716	3,309	8,849
金融委員会	420,432	420,457	415,169	19	5,270
気象庁	318,838	325,239	303,944	8,361	12,934

⁴¹⁰ デジタル予算会計システムサイト 決算現況—収入/収入（一般会計）（毎年6月末に前会計年度資料に更新される） https://www.digitalbrain.go.kr/kor/view/statis/statis02_01_01.jsp?code=DB010201

⁴¹¹ 教育科学技術部及び教育部が併記されている理由は2013年3月23日に「政府組織法」の改正により名称が変更されたためである。

第9章 韓国

企画財政部	17,558,101	14,054,381	11,180,514	3,256	2,870,612
農林水産食品部	5,239,579	956,958	956,949	0	9
農林畜産食品部	181,564	4,269,137	3,515,783	3,395	749,960
農村振興庁	656,077	680,897	657,511	2,759	20,627
大法院	1,226,963	1,230,761	1,211,668	844	18,249
大統領警護室	0	62,055	56,553	276	5,226
大統領秘書室及び 国家安保室	0	65,192	57,635	0	7,557
大統領室	161,885	34,861	34,861	0	0
文化財庁	529,207	533,326	504,930	3,324	25,072
文化体育観光部	1,717,625	1,768,860	1,652,058	8,605	108,197
未来創造科学部	122,300	3,826,910	3,633,418	8,568	184,924
民主平和統一諮 問会議	25,035	25,035	24,119	0	915
放送通信委員会	273,988	112,182	109,917	0	2,264
防衛事業庁	10,174,903	10,920,946	9,973,998	279,993	666,955
法務部	2,590,981	2,686,283	2,623,146	1,567	61,570
法制処	27,739	27,739	26,213	0	1,526
兵務庁	180,757	180,983	174,895	0	6,088
保健福祉部	25,860,466	26,620,612	26,375,442	29,344	215,827
山林庁	1,304,321	1,375,401	1,313,842	31,072	30,486
産業通商資源部	89,000	2,614,686	2,117,520	84,700	412,466
セマンダム開発 庁	0	6,951	5,355	789	807
消防防災庁	726,845	798,415	746,770	9,862	41,783
食品医薬品安全 処	15,570	241,152	225,332	3,097	12,723
食品医薬品安全 庁	260,274	71,663	71,663	0	0
安全行政部	86,509	31,945,325	30,625,455	774,084	545,786
女性家族部	260,720	261,118	245,512	1,486	14,120
外交部	700	1,505,099	1,376,504	1,489	127,106
外交通商部	1,997,148	483,876	483,876	0	0
原子力安全委員 会	91,803	91,858	88,801	97	2,960
中小企業庁	2,721,528	2,781,378	2,719,168	0	62,209
中央選挙管理	351,374	362,818	359,838	1,174	1,806

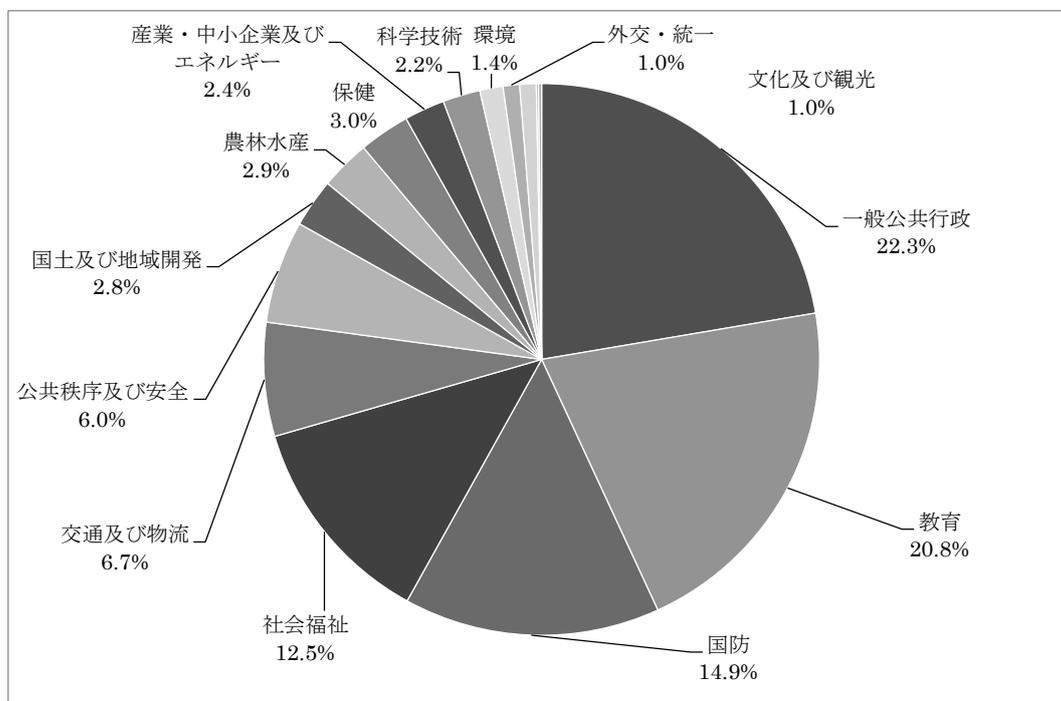
第9章 韓国

委員会					
知識経済部	3,750,221	630,885	630,885	0	0
統計庁	237,870	238,183	229,255	96	8,833
統一部	422,182	422,182	303,883	0	118,299
特任長官室	10,102	1,611	1,611	0	0
海洋警察庁	1,057,167	1,071,703	1,025,161	16,256	30,286
海洋水産部	32,600	1,408,547	977,053	49,480	382,014
行政安全部	39,239,121	9,848,670	9,848,667	0	3
行政中心複合都市建設庁	757,978	757,978	694,530	0	63,448
憲法裁判所	35,384	35,384	34,517	0	867
環境部	3,316,254	3,321,318	2,971,695	0	349,624

(出典元：デジタル予算会計システムサイト 決算現況－収入/収入（一般会計）)

以下は、2013年の会計年度における機能別の支出実績である。

図表9-15：機能別の支出実績（2013年度・一般会計）⁴¹²



図表9-16：機能別の支出実績（2013年度・一般会計）⁴¹³

(単位：兆ウォン、%)

機能別	予算額	予算現額 (A)	支出額 (B)	執行率 (B/A) *100	構成比
1.一般公共行政	51.2	53.9	51.2	95.0	22.3
2.教育	49.5	49.5	47.8	96.5	20.8
3.国防	34.7	36.2	34.2	94.6	14.9
4.社会福祉	28.6	29.3	28.6	97.5	12.5
5.交通及び物流	16.9	17.0	15.3	90.2	6.7
6.公共秩序及び安全	13.9	14.1	13.8	98.1	6.0
7.国土及び地域開発	6.8	7.0	6.5	92.9	2.8
8.農林水産	7.4	7.5	6.7	88.5	2.9

⁴¹² 2013 会計年度国家決算報告書（大韓民国政府、2014.6）
https://www.digitalbrain.go.kr/kor/view/library/lib02_09_01.jsp?upr_lib_no=11914&code=DB020209&upCurPage=1

⁴¹³ 2013 会計年度国家決算報告書（大韓民国政府、2014.6）
https://www.digitalbrain.go.kr/kor/view/library/lib02_09_01.jsp?upr_lib_no=11914&code=DB020209&upCurPage=1

第9章 韓国

9.保健	6.8	6.8	6.8	99.1	3.0
10.産業・中小企業及びエネルギー	5.9	5.9	5.4	90.6	2.3
11.科学技術	5.2	5.2	5.0	96.0	2.2
12.環境	3.5	3.5	3.1	89.1	1.3
13.外交・統一	2.4	2.4	2.2	89.8	1.0
14.文化及び観光	2.2	2.3	2.2	93.8	1.0
15.通信	0.3	0.3	0.3	97.3	0.1
16.予備費	5.3	1.8	0.4	22.3	0.2
合計	240.7	242.9	229.5	94.5	100

イ 教育分野全体の支出の内訳シェア

以下に、2013年度の教育分野全体の支出の予算及び決算内訳シェアを記載する。

図表9-17：教育部所管の支出予算及び決算⁴¹⁴（2013年度）

（単位：1,000ウォン）

	予算現額	決算支出額	次年度繰越	不用額
総計	35,299,223,966	33,551,576,164	774,216,158	973,431,644
I. 一般会計	34,516,882,679	32,791,490,265	774,216,158	951,176,257
1. 乳児及び小中等教育	27,488,529,220	26,384,827,653	757,572,306	346,129,262
学校教育の充実化	75,302,873	66,414,464	7,572,306	1,316,103
教育福祉の増進	34,117,645	33,273,743	-	843,902
学校教育財政支援	27,235,058,313	26,235,058,313	750,000,000	250,000,000
学校教育活性化	2,945,389	2,789,133	-	156,256
会計基金間取引（転出金）	141,105,000	47,292,000	-	93,813,000
2. 高等教育	6,199,212,578	5,592,817,862	13,732,320	592,662,396
大学教育力量強化	710,448,049	588,568,317	-	121,879,731
学術研究力量の強化	277,948,600	277,219,149	-	729,452
韓国史研究振興	21,461,244	20,804,067	-	657,177
国家奨学制度の基盤造成	3,061,029,500	2,708,231,500	-	352,798,000
国立大学運営支援	1,970,234,189	1,946,151,772	13,732,320	10,350,096
会計基金間取引（転出金）	141,104,000	47,291,000	-	93,813,000
会計基金間取引（預受現金返済）	16,111,732	4,292,265	-	11,819,467
会計基金間取引（預受利息返済）	875,264	259,792	-	615,472

⁴¹⁴ 教育統計年報 教育財政部分（教育部、2014）

<http://kess.kedi.re.kr/publ/view?survSeq=2014&publSeq=2&menuSeq=0&itemCode=02>

第9章 韓国

3. 一生・職業教育	393,271,005	381,938,830	1,489,444	9,842,731
人的資源政策の基盤強化	3,051,400	2,105,538	905,289	40,573
生涯職業教育体制の構築	254,367,839	253,317,053	-	1,050,786
国際教育協力増進	62,463,505	60,222,893	-	2,240,612
国立国際教育院支援	66,260,261	59,860,800	-	6,399,461
産学研協力の活性化	4,100,000	4,094,455	-	5,545
情報活用の活性化支援	3,028,000	2,338,092	584,155	105,754
4. 教育一般	67,153,876	63,189,920	1,422,088	2,541,868
教育科学技術行政支援	67,153,876	63,189,920	1,422,088	2,541,868
5. 技術開発	346,204,000	346,204,000	-	-
基礎研究振興	346,204,000	346,204,000	-	-
6. 科学技術研究支援	22,512,000	22,512,000	-	-
科学技術基盤造成	4,805,000	4,805,000	-	-
科学技術人材を養成	17,707,000	17,707,000	-	-
II. 地域発展特別会計	720,941,000	718,774,000	-	2,167,000
1. 高等教育	429,691,000	429,150,000	-	541,000
大学教育力量強化	429,691,000	429,150,000	-	541,000
2. 生涯職業教育	291,250,000	289,624,000	-	1,626,000
産学研協力の活性化	291,250,000	289,624,000	-	1,626,000
III. 革新都市建設特別会計	61,400,287	41,311,900	-	20,088,387
1. 乳児及び小中等教育学校	61,400,287	41,311,900	-	20,088,387
教育の充実化	61,400,287	41,311,900	-	20,088,387

ウ 教育分野全体の支出の内訳シェアの推移とその特徴

教育分野予算の政府予算全体に対する 2010 年から 2014 年の推移をみると、「幼児・小中等」「生涯教育」「教育一般」分野がほぼ同程度のシェアで推移しているのに対し、「高等教育」の予算だけがシェア 2%から 2.8%と約 1.5 倍に増えていることがわかる。このような高等教育予算の増加は 2012 年の国家奨学金制度が導入され、「国家奨学制度の基盤造成事業」の予算が大幅に増えた影響が大きい。

第9章 韓国

図表9-18：教育分野予算の部門別のシェアと推移⁴¹⁵（2010～2014年度）

（単位：100万ウォン、%）

	2010年		2011年		2012年		2013年		2014年	
政府予算合計	255,334,387		264,092,862		282,687,337		303,847,514		309,692,464	
計（教育分野）	38,595,975	15.1%	41,618,723	15.8%	45,752,656	16.2%	50,015,892	16.5%	50,835,377	16.4%
幼児・小中等	32,876,196	12.9%	35,828,780	13.6%	38,804,798	13.7%	41,540,623	13.7%	41,479,503	13.4%
高等教育	5,054,795	2.0%	5,013,095	1.9%	6,232,380	2.2%	7,639,028	2.5%	8,717,244	2.8%
生涯教育	537,787	0.2%	651,422	0.2%	594,837	0.2%	743,337	0.2%	538,362	0.2%
教育一般	127,197	0.0%	125,426	0.0%	120,641	0.0%	92,904	0.0%	100,268	0.0%

（出典元：KHEI Statistics 2014年1号（通巻19号） 大学教育研究所発行）

また、下記に、高等教育分野の内訳別予算を記載する。これをみると、「国家奨学制度の基盤造成事業」の予算が2010年9,971億ウォンから2014年3兆8,667億ウォンに2兆8,696億ウォンが増加したが、これは高等教育の予算増加額（3兆6,624億ウォン）の約8割に該当する金額である。

次に増額規模が大きい事業分野は、「学術研究力量強化事業」で同期間3,929億ウォン増加しており、BK21+などの財政支援事業を含めている「大学教育力量強化事業」は3,727億ウォン増加した。残りの事業分野の予算ほとんど増加しておらず、「国立大学の運営支援」の予算増加額も441億ウォン程度と小幅な増加に転じた。

「学術研究力量強化事業」の予算増加は、政府組織の改編により、旧教育科学技術部の科学技術分野の予算が移管されたもので、実際の純増した事業は、「大学教育力量強化事業」と「国家奨学制度の基盤造成事業」である。他の分野の事業は、毎年同様の水準で予算を編成したことがわかる。

⁴¹⁵ KHEI Statistics 2014年1号（通巻19号） 大学教育研究所発行 <http://khei-khei.tistory.com/965>

図表9-19：高等教育分野の内訳別予算⁴¹⁶

(単位：100万ウォン)

区分	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	増減 ('14~'10)
大学教育力量強化	1,117,797	1,189,960	1,341,848	1,420,078	1,490,451	372,654
学術研究力量強化	276,035	298,854	304,978	310,537	668,886	392,851
韓国史研究振興	24,925	24,198	27,153	27,030	27,060	2,135
国家奨学制度の 基盤造成事業 ⁴¹⁷	997,141	713,593 (-283,548)	2,083,319 (1,369,726)	3,163,440 (1,080,121)	3,866,724 (703,284)	2,869,583
国立大学運営支援	2,320,507	2,463,265	2,213,984	2,400,029	2,364,604	44,097
その他	318,390	323,225	261,098	317,914	299,519	-18,871
計(高等教育分野)	5,054,795	5,013,095	6,232,380	7,639,028	8,717,244	3,662,449

(出典元：KHEI Statistics 2014年1号(通巻19号) 大学教育研究所発行)

エ 特徴的な支出構造

韓国は高等教育段階の教育への公的支出規模が小さく、民間負担が非常に大きいことが問題とされている。高等教育段階の教育支出の大半を政府が負担しているOECD諸国とは大きく異なる。

2006~2010年 OECD諸国平均高等教育段階の教育支出のうち、政府財源比率は68.4~72.6%である。民間からの財源に含まれている国庫補助金を政府財源と見なす場合、政府負担割合は71.8~74.2%に上昇する。最近は政府負担割合がやや減少したものの、OECD諸国は平均的に高等教育段階の教育支出の実質的な負担主体は「政府」である。

しかし、同期間の韓国をみると、政府財源比率が20.7~27.3%に過ぎず、民間からの財源に含まれている国庫補助金まで、政府財源として見ても、23.1~28.3%に過ぎない。もちろん、政府負担の割合が増加してはいるが、民間負担割合が70%以上であるため、民間の大学教育費の負担は依然として大きい。以下に、教育支出における政府及び民間負担の割合をOECD諸国と韓国国内での比較をまとめる。

⁴¹⁶ KHEI Statistics 2014年1号(通巻19号) 大学教育研究所発行 <http://khei-khei.tistory.com/965>

⁴¹⁷ 国家奨学制度の基盤造成事業の()の数値は該当年度予算-前年度予算を示す。

図表9-20：教育支出における政府及び民間の高等教育段階教育費負担の割合⁴¹⁸
 (単位：％、()内の数値は国庫補助金も含めた場合のシェア)

区分	OECD 平均		韓国	
	政府	民間	政府	民間
2006年	72.6 (74.2)	27.4 (25.8)	23.1 (25.2)	76.9 (74.8)
2007年	69.1 (72.1)	30.9 (27.9)	20.7 (23.1)	79.3 (76.9)
2008年	68.9 (72.2)	31.1 (27.8)	22.3 (24.6)	77.7 (75.4)
2009年	70.0 (73.2)	30.0 (26.8)	26.1 (27.5)	73.9 (72.5)
2010年	68.4 (71.8)	31.6 (28.2)	27.3 (28.3)	72.7 (71.7)

(出典元：KHEI Statistics 2014年1号(通巻19号) 大学教育研究所発行)

(2) 教育分野における各分野・領域への支出の動向

ア 特に支出が増加している分野及び領域

「2015年度教育部所管の予算及び基金運用計画の概要」⁴¹⁹によると、2009年の2013年まで財政投資の増減比率では、科学技術分野の投資が2,504億ウォンから4,082億ウォンへ増加し、13%増加している。特に、科学技術研究支援科への増加が顕著で2009年と比較し、2013年には20.7%増加しており、財政投資増加率では他の分野に比べ最も多い。

イ 就学前・初等・前期中等・後期中等・高等教育の各教育段階の支出動向

2013年の財政投資額のみで比較すると、幼少中等教育分野への投資が412,286億ウォンとなっており、国の重点分野として定められていることがわかる。就学前・初等・前期中等・後期中等・高等教育の各教育段階の支出動向過去5年間の財政投資の推移は以下のとおりである⁴²⁰。

⁴¹⁸ KHEI Statistics 2014年1号(通巻19号) 大学教育研究所発行 <http://khei-khei.tistory.com/965>

⁴¹⁹ 『2015年度教育部所管の予算及び基金運用計画の概要』(2014.12、教育部)
<http://www.moe.go.kr/web/100088/ko/board/view.do?bbsId=344&pageSize=10¤tPage=0&encodeYn=N&boardSeq=58163&mode=view>

⁴²⁰ 『2015年度教育部所管の予算及び基金運用計画の概要』(2014.12、教育部)
<http://www.moe.go.kr/web/100088/ko/board/view.do?bbsId=344&pageSize=10¤tPage=0&encodeYn=N&boardSeq=58163&mode=view>

第9章 韓国

図表9-21：財政投資の推移⁴²¹

(単位：億ウォン、%)

区分	'09実績	'10実績	'11実績	'12実績	'13実績 追加更正含む	年平均 増加率
総支出⁴²²	401,883	417,798	447,366	439,861	538,264	7.6
予算	367,787	379,856	409,816	453,795	497,942	7.9
基金	34,096	37,942	37,550	39,067	40,322	4.3
【教育】	367,187	379,585	409,064	452,413	496,295	7.8
幼小中等教育	311,123	325,467	354,847	385,549	412,286	7.3
(地方教育財政 交付金)	(304,280)	(322,980)	(352,831)	(384,472)	(410,619)	(6.2)
高等教育	50,125	48,102	47,019	60,290	75,647	10.8
生涯・職業教育	4,977	5,055	6,238	5,649	7,433	10.5
教育一般	962	961	960	925	929	△0.9
【科学技術】	2,504	3,297	3,578	3,876	4,082	13.0
技術開発	2,239	2,986	3,175	3,343	3,520	12.0
科学技術研究 支援	265	311	403	534	562	20.7
【社会福祉】	32,192	34,916	34,724	36,572	37,887	4.2
公的年金	32,192	34,916	34,724	36,572	37,887	4.2

(出典元：『2015年度教育部所管の予算及び基金運用計画の概要』(2014.12、教育部))

2014年から2018年までの中期財政投資の計画は以下のとおりである。

図表9-22：中期財政投資の計画（2014～2018年度）

(単位：億ウォン、%)

区分	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	年平均 増加率
総支出⁴²³	542,481	548,998	599,894	636,326	673,971	4.4
予算	501,934	505,661	555,923	590,269	625,433	4.5

⁴²¹ 2008年政府部処統合（旧教育部及び旧科学技術部）及び2013年政府部処分離（教育部及び未来創造科学部）により、所管予算及び比率により算出

⁴²² 総支出は予算の場合内部取引を、基金の場合内部取引及び保全支出を除いた金額

⁴²³ 総支出は予算の場合内部取引を、基金の場合内部取引及び保全支出を除いた金額

第9章 韓国

基金	40,547	43,337	43,971	46,058	48,538	3.7
【教育】	504,277	507,953	557,093	591,425	626,586	4.4
幼小中等教育	411,370	395,974	456,261	487,137	522,514	4.9
(地方教育財政 交付金)	(406,681)	(394,056)	(454,641)	(485,563)	(520,977)	5.0
高等教育	86,520	105,284	95,000	99,008	98,711	2.7
生涯・職業教育	5,384	5,704	4,826	4,224	4,251	-4.6
教育一般	1,003	992	1,006	1,056	1,110	2.1
【社会福祉】	38,204	41,044	42,801	44,901	47,386	4.4
基礎生活保障	0	0	470	467	464	純増
公的年金	38,204	41,044	42,331	44,434	46,922	4.2

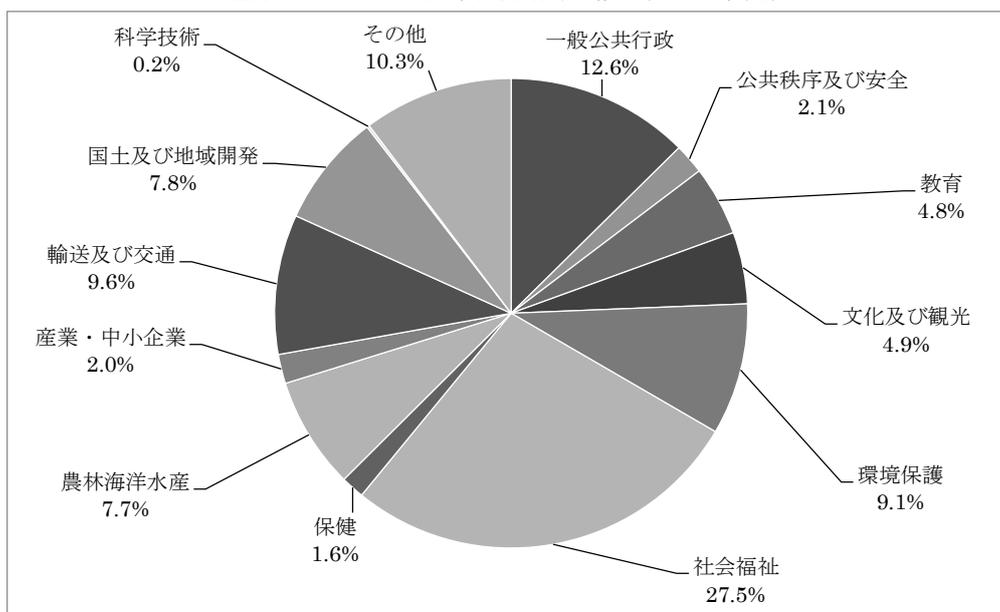
(出典元：『2015年度教育部所管の予算及び基金運用計画の概要』(2014.12、教育部))

2-2 支出（地方政府全体について）

(1) 政府全体の支出構造及び教育分野への支出割合

ア 政府全体の支出の内訳シェア

図表9-23：地方政府支出内訳（2013年度）



図表9-24：地方自治団体支出決算分野・分野別総計及び純計分析⁴²⁴（2013年度）

（単位：100万ウォン）

区分	総計規模					純計規模
	計	市道本庁	市	郡	区	
合計	219,985,717	113,364,519	56,406,576	28,410,173	21,804,448	160,611,307
1 一般公共行政	27,608,504	20,225,759	4,083,650	1,815,827	1,483,267	15,221,877
2 公共秩序及び安全	4,574,683	2,612,645	864,599	909,366	188,073	3,504,762
3 教育	10,542,572	8,852,037	1,054,215	275,013	361,306	10,152,133
幼児及び小中等教育	9,928,686	8,579,292	907,404	170,451	271,539	9,581,399
高等教育	209,610	188,840	878	18,859	1,033	180,198
一生・職業教育	404,276	83,905	145,933	85,703	88,734	390,536
4 文化及び観光	10,862,944	4,673,668	3,517,493	1,961,135	710,646	8,933,885
5 環境保護	19,922,351	7,395,511	7,976,559	3,622,314	927,967	14,932,708

⁴²⁴ 地方財政庫 地方決算現 [http://lofin.mogaha.go.kr/lofin_stat/settle/gyumo/total/Sumup_T01\(InOutPresent\).jsp](http://lofin.mogaha.go.kr/lofin_stat/settle/gyumo/total/Sumup_T01(InOutPresent).jsp)

第9章 韓国

6	社会福祉	60,447,569	31,879,250	13,656,908	4,285,977	10,625,434	37,334,592
7	保健	3,515,522	1,586,559	838,031	493,963	596,969	2,462,417
8	農林海洋水産	16,894,681	6,860,248	4,143,916	5,692,440	198,078	11,836,157
9	産業・中小企業	4,424,902	2,341,454	1,249,071	657,562	176,815	3,645,109
10	輸送及び交通	21,175,385	12,428,208	6,204,768	1,552,510	989,899	17,258,321
11	国土及び地域開発	17,090,164	7,268,908	5,538,324	3,416,853	866,079	12,582,448
12	科学技術	373,950	365,007	8,651	292	-	368,695
13	予備費	-	-	-	-	-	-
14	その他	22,552,492	6,875,265	7,270,390	3,726,920	4,679,917	22,378,204

(出典元：地方財政庫 地方決算現況)

イ 教育分野全体の支出の内訳シェア

図表 9-25：地方政府政策事業別の支出決算⁴²⁵（2013年度）

（単位：億ウォン、%）

政策事業	2013 会計年度 (A)		2012 会計年度 (B)		増減 (A-B)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	割合
合計	532,958	100.0	504,339	100.0	28,619	5.7
幼児及び小中等教育	512,397	96.1	483,177	95.8	29,220	6.0
人的資源の運用支援	272,766	51.2	260,852	51.7	11,914	4.6
教授・学習活動支援	34,340	6.4	35,212	7.0	△872	△2.5
教育福祉支援	50,166	9.4	38,611	7.7	11,555	29.9
保健/給食/体育活動	17,180	3.2	12,113	2.4	5,067	41.8
学校財政支援管理	97,747	18.3	94,560	18.7	3,187	3.4
学校教育環境改善施設	40,198	7.5	41,829	8.3	△1,631	△3.9
一生・職業教育	1,445	0.3	1,889	0.4	△444	△23.5
生涯教育	1,293	0.2	1,356	0.3	△63	△4.6
職業教育	152	0.03	533	0.1	△381	△71.5
教育一般	19,116	3.6	19,273	3.8	△157	△0.8
教育行政一般	4,267	0.8	4,644	0.9	△377	△8.1
機関運営管理	5,278	1.0	5,528	1.1	△250	△4.5
地方債償還及びリース料	9,504	1.8	9,041	1.8	463	5.1
予備費及びその他	67	0.01	60	0.01	7	11.7

⁴²⁵ 地方教育財政 <http://www.eduinfo.go.kr/fr/bo/frBo02/main.do>

第9章 韓国

ウ 支出に関する過去からの推移データ

図表9-26：地方自治団体支出決算機能別部門現況の推移⁴²⁶

(単位：100万ウォン)

区分	2008	2009	2010	2011	2012	2013
合計	166,801,803	200,265,486	186,500,407	191,923,934	206,470,726	219,985,717
1 一般公共行政	21,773,948	21,615,982	22,387,674	24,140,621	24,865,328	27,608,504
2 公共秩序及び安全	2,751,986	3,559,498	3,689,560	3,873,797	5,583,391	4,574,683
3 教育	8,156,775	8,578,336	8,370,648	9,549,219	10,319,907	10,542,572
幼児及び小中等教育	7,630,758	7,687,054	7,480,663	8,588,225	9,260,475	9,928,686
高等教育	256,612	208,766	205,233	212,338	289,389	209,610
一生・職業教育	269,405	682,517	684,752	748,656	770,043	404,276
4 文化及び観光	8,308,891	10,105,225	9,787,015	9,520,790	10,061,248	10,862,944
5 環境保護	16,773,064	20,400,379	17,952,486	18,838,358	19,557,133	19,922,351
6 社会福祉	35,051,347	44,209,452	44,009,992	46,689,623	51,882,779	60,447,569
7 保健	2,664,160	3,245,932	3,092,032	2,857,607	3,129,616	3,515,522
8 農林海洋水産	13,304,924	15,795,238	14,876,616	15,511,854	16,363,075	16,894,681
9 産業・中小企業	3,646,634	5,147,708	4,463,901	4,289,219	4,536,133	4,424,902
10 輸送及び交通	21,644,802	26,588,738	21,167,054	20,251,568	21,772,011	21,175,385
11 国土及び地域開発	15,226,419	21,684,005	16,975,093	15,821,319	16,679,664	17,090,164
12 科学技術	273,388	575,549	328,364	260,913	221,343	373,950
13 予備費	-	-	-	-	-	-
14 その他	17,225,466	18,759,443	19,399,972	20,319,044	21,499,098	22,552,492

⁴²⁶ 地方財政庫 地方決算現 [http://lofin.mogaha.go.kr/lofin_stat/settle/gyumo/total/Sumup_T01\(InOutPresent\).jsp](http://lofin.mogaha.go.kr/lofin_stat/settle/gyumo/total/Sumup_T01(InOutPresent).jsp)

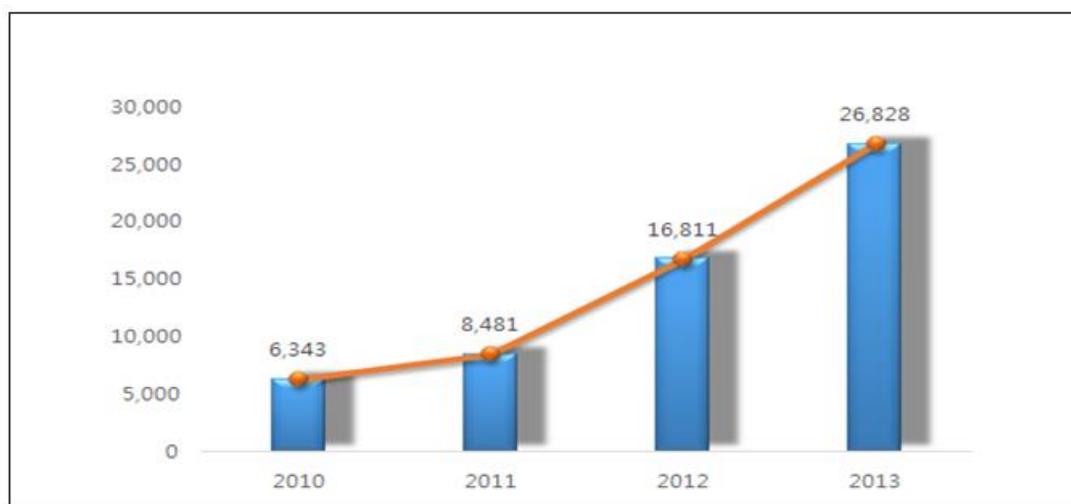
(2) 教育分野における各分野・領域への支出の動向

ア 特に支出が増加している分野及び領域

特に支出が増加しているのは、満3～5歳保育費支援制度であるヌリ課程関連支出であり、2010年から2013年の4年間でヌリ課程の支出は4倍に増加している。なお、「ヌリ」とは、韓国語で「世の中」を意味し、「ヌリ課程」とは「国家が責任を持つ保育と教育」を意味する。

図表9-27：年度別ヌリ課程の現況

(単位：億ウォン) 427



図表9-28：支出決算額に占めるヌリ課程割合の推移

(単位：億ウォン、%) 428

区分	2010年		2011年		2012年		2013年	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
支出決算額	431,089	-	468,141	-	504,339	-	532,958	-
ヌリ課程	6,343	1.5	8,481	1.8	16,811	3.3	26,828	5.0

⁴²⁷ 地方教育財政の知らせ「地方教育財政現況」 <http://www.eduinfo.go.kr/fr/data/EC01070302/EC0701/main.do>

⁴²⁸ 地方教育財政の知らせ「地方教育財政現況」 <http://www.eduinfo.go.kr/fr/data/EC01070302/EC0701/main.do>

3-1 その他の動向（国全体について）

（1）個人が支出した教育費に対する控除制度・税額控除

ア 教育費控除制度の概要

韓国における教育費に対する税額の控除制度は特別税額控除のひとつで、労働者本人と基本控除対象者（年齢制限なし）の配偶者・直系卑属・同居の養子縁組者・兄弟姉妹及び委託児童のために労働者が控除対象教育機関に支給した入学金・授業料・就学前の児童の塾の受講料・保育費用・その他の授業料などの教育費を勤労所得金額から控除する制度である。

根拠法律は「所得税法⁴²⁹」第59条の4（特別税額控除）第3項及び「所得税法施行令⁴³⁰」第118条の6（教育費税額控除）である。

イ 税額控除の条件

2014年度帰属年末調整で適用される教育費に対する税額の控除の詳細は以下のとおりである（所得税法の改正等により詳細事項が毎年変更されている）。

労働者が当該課税期間に基本控除対象者（年齢要件の制限なし）のために支出した教育費の15%に相当する金銭を当該課税期間の総合所得算出税額から控除する⁴³¹。

図表9-29：基本控除対象者別の税額控除の対象金額の限度⁴³²

区分	税額控除の対象金額限度
労働者本人	全額控除可能 (大学院教育費、職業能力開発訓練施設の受講料、時間制登録を含む)
障害者特殊教育費 (所得・年齢制限なし)	全額控除可能 (障害者教育のために、社会福祉施設などに支給した費用) * 障害児童発達教育サービス提供機関の利用料は、年齢要件(満18歳未満)制限
基本控除対象者である (年齢制限なし)	① 幼稚園児・保育施設の乳幼児・就学前の児童、小・中・高校生 > 1人当たり年間 300万ウォン

⁴²⁹ 所得税法 <http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=165310&efYd=20150101>

⁴³⁰ 所得税法施行令 <http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=168102&efYd=20150203>

⁴³¹ 『勤労者のための年末精算申告案内』（2014, 12, 国税庁）

http://www.yesone.go.kr/home/raew002.jsp?p_page_no=1&p_mode=view&p_dat_no=20141231123150&p_search_term=&p_attach_file_tp=00&p_search_value=

⁴³² 『勤労者のための年末精算申告案内』（2014, 12, 国税庁）

http://www.yesone.go.kr/home/raew002.jsp?p_page_no=1&p_mode=view&p_dat_no=20141231123150&p_search_term=&p_attach_file_tp=00&p_search_value=

第9章 韓国

配偶者・直系卑属 ⁴³³ ・ 兄弟姉妹、養子縁組者及 び委託児童	②大学生 > 1人当たり年間 900 万ウォン ③大学院生 > 控除対象ではない
---	---

(出典元：『勤労者のための年末精算申告案内』（2014, 12、国税庁))

以下に、主な教育費の税額控除対象をまとめた。

図表 9-30：主な教育費の税額控除対象⁴³⁴

区分	控除対象機関	控除対象教育費
就学前の児童	幼稚園・保育施設・塾・ 体育施設・外国教育機 関（幼稚園）	保育料、入学金、保育費用、その他の授業料及 び塾・体育施設の受講料（1週間1回以上利 用）、放課後の授業料（特別活動費・図書購入 費を含む、材料費は除く）、給食費 ※幼稚園の終日クラス運営費を含む
小・中・高校生	小・中・高等学校 認可された外国人学校 ⁴³⁵ 認可された代案学校 外国教育機関	授業料、入学金、放課後学校の受講料（図書購 入費を含む、材料費は除く） 「学校給食法 ⁴³⁶ 」による給食費 学校で購入した教科書費用 制服購入費用（中・高校生1人当たり50万ウ ォン以内）
大学生	大学校 特殊学校 ⁴³⁷ 特別法による学校 外国教育機関	授業料、入学金など

(出典元：『勤労者のための年末精算申告案内』（2014, 12、国税庁))

奨学金などは所得税・贈与税が非課税となり、教育費税額控除対象から除外され
る。所得税・贈与税が非課税される奨学金は以下のとおりである。

⁴³³ 直系尊属は教育費税額控除の対象でない（障害者特殊教育費は控除可能）

⁴³⁴ 『勤労者のための年末精算申告案内』（2014, 12、国税庁）

http://www.yesone.go.kr/home/raew002.jsp?p_page_no=1&p_mode=view&p_dat_no=20141231123150&p_search_term=&p_attach_file_tp=00&p_search_value=

⁴³⁵ 学校の認可を受けていない国内の外国人学校は教育費控除対象の教育機関に該当しない

⁴³⁶ 学校給食法 <http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=140225&efYd=20131123>

⁴³⁷ 警察隊、陸軍・海軍・空軍士官学校、韓国芸術総合学校などが該当

- | |
|---|
| ①社内労働福祉基金から受ける奨学金など
②在学中の学校から受ける奨学金など
③労働者である学生が職場から受ける奨学金など
④国外勤務公務員に支給される子供などに対する奨学金など
⑤その他各種団体から受ける奨学金など |
|---|

また、国外への教育機関へ支出した国外教育費の控除対象は以下のとおりである。

- | |
|--|
| ①国外に所在する教育機関として韓国の「幼児教育法 ⁴³⁸ 」による幼稚園、「初・中等教育法 ⁴³⁹ 」または「高等教育法 ⁴⁴⁰ 」による学校（大学など）に該当する機関に支出した教育費に限り控除
②税額控除対象者 |
|--|

なお、外国の教育機関に納付した教育費は、海外に送金した日の外国為替率により換算する。国外で直接納付した場合、納付日の「外国為替取引法⁴⁴¹」による基準為替レートまたは財政為替レートで換算する。

以下に、国外勤務者及び国内勤務者が国外で支出した場合の教育税額控除対象を整理した。

図表9-31：労働者区分と教育費税額控除の対象

労働者	国外で支出した教育費税額控除の対象
国外勤務者	労働者本人と国外で一緒に同居する基本控除対象者（年齢制限なし） ※ 就学前の児童に支出した国外塾の教育費は控除対象でない
国内勤務者	教育費を支給した学生が小学校就学前の児童、小学生、中学生の場合、次の要件を満たす場合（高校生、大学生は2012年から、留学資格要件を削除） <ul style="list-style-type: none"> ・「国外留学に関する規定⁴⁴²」第5条により自費留学資格のある学生 ・中学校卒業以上の学歴⁴⁴³の所持者 ・教育長または国際教育振興院長の留学認定を受けた者

⁴³⁸ 幼児教育法：<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=150688&efYd=20140429>

⁴³⁹ 初・中等教育法：<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=150689&efYd=20140429>

⁴⁴⁰ 高等教育法：<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=149422&efYd=20140430>

⁴⁴¹ 国為替取引法：<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=132469&efYd=20120321>

⁴⁴² 国外留学に関する規定：<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=164813&efYd=20150101>

⁴⁴³ 中学校卒業以上の学歴とは、留学に発つ当時、国内中学校卒業以上の学歴を有するかこれと同等以上の学力を有すると認められる者

第9章 韓国

	・「国外留学に関する規定 ⁴⁴⁴ 」第15条により留学する者として扶養義務者と国外で同居した期間が1年以上の学生
--	---

教育費項目ごとの控除時期は以下のとおりである。

図表 9-32：教育費項目と控除時期

教育費項目	控除時期
一般的な場合	支出する年度の総合所得算出税額から控除
在学中の先納教育費 (例) 9月～翌年8月分	支出する年度の総合所得算出税額から控除
高等学校在学時に納付した 大学随時入学登録金	大学生になった年度に教育費税額を控除
年末精算後、社内勤労福祉基金 から受領した奨学金	当初の年末精算の際に、控除を受けた教育費のうち同奨学金を差し引いた金額を教育費税額控除対象金額として勤労所得税再精算

なお、同年度中に高校生が大学生になった場合、高校生として納付した教育費と大学生として納付した教育費が年度中にそれぞれ存在することになる。その場合は、高校生の教育費限度内の金額と大学生の教育費限度内の金額を合わせて大学生の控除対象限度を適用する。下記に参考例を記述する。

【参考例】 該当年度に高校生が大学生になって 2014 年 3 月、高校の教育費として 500 万ウォン、2014 年 8 月に大学の教育費として 800 万ウォン支出した場合：

教育費支出額 1,100 万ウォン＝

[300 万ウォン (500 万ウォンのうち高校生教育費の限度) + 800 万ウォン (大学教育費)]

教育費支出額のうち、大学の教育費限度を適用し、900 万ウォンが税額控除対象となる。

以下に、就業前の子供のために支出した大学登録金、学校に勤務中の労働者の子女に対して免除した学費、職業能力訓練費、税額控除対象の乳幼児保育費用など諸々の教育費の税額控除が可能になる場合を整理した。

⁴⁴⁴ 国外留学に関する規定：<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=164813&efYd=20150101>

第9章 韓国

<p>就業前の子供のために支出した大学登録金</p>	<p>年度中に婚姻・離婚・別居・就職等の事由により基本控除の対象者に該当しなくなった従来の基本控除対象者のために当該事由が発生した日まで支出した教育費は税額控除可能である。</p> <p>したがって、当該年度に就職した子供のために就業前に労働者が教育費を支出した場合、税額控除可能である。</p>
<p>学校に勤務中の労働者の子女に対して免除した学費</p>	<p>労働者の勤労所得に合算して、当該登録金及び学費に相当する金額を教育費税額控除である。</p>
<p>職業能力訓練費</p>	<p>当該労働者本人のために職業能力開発訓練施設で実施する職業能力開発訓練のために支出した受講料は全額控除されるが、労働者受講支援金（雇用保険法施行令第43条）を受けられる場合、これを差引しなければならない。</p>
<p>税額控除対象の乳幼児保育費用</p>	<p>「嬰乳児保育法」第38条で定めている保育料及び特別活動費を税額控除の対象に、その他の必要経費のうち、入所料、現場学習費、車両運行費などは税額控除の対象ではない。</p>

以下に、教育費税額控除の区分と事例を記載する。

図表9-33：教育費税額控除の区分

区分	教育費税額控除
直系尊属のために支出した教育費	控除の対象ではない
基本控除対象の義弟のため、大学登録金として出費した教育費	控除対象
小・中・高校生の塾費及び学習紙教育費の控除	控除の対象ではない
幼稚園生の英語塾費	控除対象
入社前、退社後に支給する教育費	控除の対象ではない
外国大学付属の語学研修過程の教育費	控除の対象ではない
小学校入学前に支出した教育費	控除対象
芸能学校の正規教科課程に該当する実技教育のための実技指導費	控除の対象ではない
教育費支払目的で融資機関から融資した金額に対する償還額	控除の対象ではない
使用者が勤労者の6歳以下の子供の教育費を実費で支援する金額のうち月10万ウォン以内の金額を非課税した場合、その支援金額	控除対象
放課後課程の一環として、小学児童保育教室に支給する受講料（食費含む）	控除対象
国家などから認可を受けていない外国人学校及び代案学校に支給する教育費	控除の対象ではない

(2) 民間資金の活用

教育費・研究費・奨学金などの支出寄附金に対する個人向け寄附金⁴⁴⁵及び法人向け寄附金⁴⁴⁶について以下に述べる。

⁴⁴⁵ 所得税法を根拠とする。

所得税法 URL : <http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=165310&efYd=20150101>

⁴⁴⁶ 法人税法を根拠とする。

法人税法 URL : <http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=165308&efYd=20150101>

ア 個人向け寄附金⁴⁴⁷

基本控除対象者（年齢要件、所得要件制限あり）が、当該課税期間に支給した寄附金の15%（3,000万ウォン超過分25%）に相当する金額を、当該課税期間の総合所得算出税額から控除される。

法定寄附金の場合は、税額控除対象金額の限度が勤労所得金額で、税額控除率は15%（3,000万ウォン超過分25%）である。指定寄附金（宗教団体を除く）の場合は、税額控除対象金額の限度が（勤労所得金額－政治資金の寄附金・法定寄附金税額控除対象金額及び自社株組合寄附金所得控除額）×30%で、税額控除率は15%（3,000万ウォン超過分25%）である。

教育費・研究費または奨学金として支出した寄附金は、以下のとおり定められている。

図表9-34：法定寄附金及び指定寄附金の対象

法定寄附金	指定寄附金
次の学校などに施設費・教育費・奨学金または研究費として支出する寄附金 ・私立学校、技能大学、専攻大学・遠隔大学形態の生涯教育施設 ・私立学校の新築・増設、施設拡充、その他の教育環境改善の目的で設立された非営利教育財団法人（非営利教育財団） ・国立大学病院、ソウル大学病院、ソウル大学歯科病院、国立大学歯科病院、私立学校が運営する病院など ・産学協力団、韓国科学技術院、光州科学技術院、大邱慶北科学技術院 ・ソウル大学、蔚山科学技術大学など ・「経済自由区域及び済州国際自由都市外国教育機関の設立・運営に関する特別法 ⁴⁴⁸ 」による外国教育機関	次に該当する人が推薦する個人に教育費・研究費または奨学金として支出する寄附金 ・幼稚園の長 ・「初・中等教育法 ⁴⁴⁹ 」及び「高等教育法 ⁴⁵⁰ 」による学校の長 ・技能大学の長 ・専攻大学の形態の生涯教育施設及び遠隔大学の形態の生涯教育施設の長

イ 法人向け寄附金⁴⁵¹

法人が支出した寄附金は、本質的に事業とは直接関係がない無償見返りの支出だ

⁴⁴⁷ 『勤労者のための年末精算申告案内』（2014, 12、国税庁）

http://www.yesone.go.kr/home/raew002.jsp?p_page_no=1&p_mode=view&p_dat_no=20141231123150&p_search_term=&p_attach_file_tp=00&p_search_value=

⁴⁴⁸ 経済自由区域及び済州国際自由都市の外国教育機関設立・運営に関する特別法

<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=137355&efYd=20130323>

⁴⁴⁹ 初・中等教育法：<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=150689&efYd=20140429>

⁴⁵⁰ 高等教育法：<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=149422&efYd=20140430>

⁴⁵¹ 寄附金の損金不算入：<http://www.taxpark.com/bupin2011/024A.pdf>

が、厳密に言えば、法人の収益に対応される費用とは見られないが、法人の純資産を減少させる取引の1つであるため原則的に損金に該当される。

しかし、寄附金の支出額全額を無制限に損金として認めるわけではなく、法律が定める寄附金のうち、特定の条件や一定の限度額以内の金額のみを損金算入し、特に規定されていない寄附金は非指定寄附金として損金に算入しない。用語の定義上の寄附金とは、自由意思により法人が他人に対して事業と直接的な関連なく無償で支出する財産的な価値のある贈与の価額だが、法人が特殊関係のない者に正当な事由なしに正常価額より低価譲渡をしたり、高価買入する場合にもその差額を寄附金としたりして議題という。寄附金の種類としては、寄附金を受けた相手により、原則的に当年度の課税可能所得範囲内では一定の限度内で損金に算入される国家などに対する法定寄附金があり、一定の限度内で損金に算入される公益目的寄附金、すなわち指定寄附金と全額損金と認めない非指定寄附金などがある。下記に、法定寄附金、指定寄附金、非指定寄附金に関する概要をまとめた。

図表9-35：法定寄附金、指定寄附金、非指定寄附金に関する概要

寄附金の損金認定範囲 ⁴⁵²	①法定寄附金：基準所得金額の50% ②指定寄附金：基準所得金額の10% ③非指定寄附金：全額損金不算入 基準所得金額とは決算書上の当期純利益に税法上の調整金額を加減して算出された差加減所得金額に法定寄附金と指定寄附金を合計した金額から控除できる繰越欠損金を差減した金額を意味する。
現物寄附金の評価	①法定寄附金：帳簿価額 ②指定寄附金：特殊関係人外の者に寄附したもの：帳簿価額；特殊関係人に寄附したもの：MAX（提供時期の時価、帳簿価額） ③非指定寄附金：MAX（提供時期の時価、帳簿価額）
寄附金の繰越損金算入	①法定寄附金：5年（2012～2013年支出分は3年、2011年以前支出分は1年） ②指定寄附金：5年
法定寄附金のうち教育関連	次の学校などに施設費・教育費・奨学金または研究費として支出する寄附金 ・私立学校、技能大学、専攻大学・遠隔大学形態の生涯教育施設 ・私立学校の新築・増設、施設拡充、その他の教育環境改善の目的で設立された非営利教育財団法人（非営利教育財団） ・国立大学病院、ソウル大学病院、ソウル大学歯科病院、国立大学歯科病院、私立学校が運営する病院など

⁴⁵² <http://blog.naver.com/bcgm/220206434980>

	<ul style="list-style-type: none"> ・産学協力団、韓国科学技術院、光州科学技術院、大邱慶北科学技術院 ・ソウル大学、蔚山科学技術大学など ・「経済自由区域及び済州国際自由都市外国教育機関の設立・運営に関する特別法⁴⁵³」による外国教育機関 ・「在外国民の教育支援等に関する法律」による韓国学校（法定要件を満たす学校に限る）
指定寄附金のうち教育関連	<p>次に該当する人が推薦する個人に教育費・研究費または奨学金として支出する寄附金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園の長 ・「初・中等教育法⁴⁵⁴」及び「高等教育法⁴⁵⁵」による学校の長 ・機能大学の長 ・専攻大学の形態の生涯教育施設及び遠隔大学の形態の生涯教育施設の長

ウ 個人向け・法人向け基金の概要

韓国には学校発展基金、大学発展基金という名目で、学校運営委員会で造成する基金があり、下記の点を目的としている。

- ①学校教育施設の補修及び拡充
- ②教育用機材及び図書を購入
- ③学校体育活動、その他の学芸活動の支援
- ④学生の福祉及び学生自治活動の支援

学校発展基金は、寄附者からの金品や、父兄などで構成された学校内外の組織・団体によりその構成員から自発的に拠出した寄附金、構成員以外の者からの募金などにより造成する。

さらに、「初・中等教育法⁴⁵⁶」、「高等教育法⁴⁵⁷」による学校に対する寄附金は法定寄附金であるため、学校発展基金、大学発展基金も法定寄附金に該当する。したがって、前述の法定寄附金の優遇制度を受けることができる。

⁴⁵³ 経済自由区域及び済州国際自由都市の外国教育機関設立・運営に関する特別法
<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=137355&efYd=20130323>

⁴⁵⁴ 初・中等教育法：<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=150689&efYd=20140429>

⁴⁵⁵ 高等教育法：<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=149422&efYd=20140430>

⁴⁵⁶ 初・中等教育法：<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=150689&efYd=20140429>

⁴⁵⁷ 高等教育法：<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=149422&efYd=20140430>

3-2 その他の動向（地方政府全体について）

(1) 個人が支出した教育費に対する控除制度・税額控除

地方政府固有の控除制度・税額控除はない

(2) 民間資金の活用（教育機関に対して寄附した場合の優遇制度など）

地方政府固有の民間資金の活用制度はない。

(3) その他

本報告書執筆時点（2015年3月）で、地方交付税制度の見直しを行う議論が展開されている。

その要点は、「学生数の減少」「中央政府から市・道教育庁に与える教育財政交付金の増加」「市・道教育庁による財政難の訴え」である。

（参考）

●政府、地方財政の放漫な運営に対して大幅な改革を⁴⁵⁸

韓国の学生数は2000年795万人から2015年615万人に22.6%減少したが、中央政府が市・道教育庁に与える教育財政交付金は、学生数の減少にも関わらず、毎年増加している。

2000年22兆4,000億ウォンから2015年は39兆5,000億ウォンに増えているが、それにも関わらず、市・道教育庁は依然として「（財源不足のため）財政難である」と訴えている。朴槿恵（パク・クネ）大統領が、地方自治体の反発にも関わらず、地方財政改革に乗り出したのには、理由がある。

政府は放漫な地方財政を改革するため、交付税制度を大幅に見直す方針である。2015年の政府立法計画にも地方交付税改編案が含まれた。財源拡充のため、地方収入の基盤を整備し、取得税の税率構造を単純化する内容で、地方税法の一部改正案をはじめ、地方税外収入金滞納徴収を強化する方向に地方税外収入金の徴収等に関する法律が改正される。

企画財政部関係者は「監査院の監査結果と検察捜査結果などを中心に地方交付税と教育財政交付金を放漫に運営した事例を収集中」とし、「配分基準を改めて支援方式を透明化する案をまとめる計画」と明らかにした。

少子化の影響で小・中・高校の生徒数は毎年10万人以上減少しているが、教育財政交付金はこれとは関係なく、毎年増加している。交付金の配分基準が学校と学級、生徒数などで行われているため、生徒数が減っても、学校が残っている場合は、交付金を引き続き支給しなければならないためである。企画財政部関係者は、「学生数に交付金の加重値を設ける案を検討している」ことを明らかにした。

⁴⁵⁸ ソウル新聞 自治・政策・告示ニュース <http://go.seoul.co.kr/news/newsView.php?id=20150128003007>

●地方教育財政交付金、法定の交付率を3－5%上げなければ⁴⁵⁹

最近、ヌリ課程⁴⁶⁰の予算など地方教育財政問題が浮上した中、韓国教育開発院が教育部が依頼した地方教育財政に関する研究報告書で法定交付率を引き上げるべきだという意見を提示したことが分かった。

2015年3月10日、国会の教育文化体育観光委員会所属の朴柱宣（パク・ジュソン）議員が教育部から提出された「地方教育財政の実態及び需要の増大要因と対策」との韓国教育開発院の報告書では、地方教育財政拡大に向けた政府及び国会の決断が必要と指摘されている。同報告書では、「政府予算のうち、教育予算の割合はさらに削減され、1990年22.3%から2014年15.2%へと低下したこと」「地方教育財政交付金の法定交付率を最小23.2%から最大25.3%に上方修正しなければならないこと」を主張している。その主旨は、現在、内国税の20.27%になっている地方教育財政交付金の交付率を3－5%程度引き上げなければならないということである。

また、同報告書では、地方教育財政確保案として市・道税の転入金比率引き上げと内国税交付税率引き上げを挙げながら「教育財政の安定的な確保の点からは、内国税交付税率の調整が市・道税の転入金調整に比べ優越した戦略である点」について説明している。

2014年末に発行された報告書は、教育部の依頼によって実施され、金秉柱（キム・ビョンジュ）嶺南（ヨンナム）大学教育学科教授が作成した。ただ、韓国教育開発院は、報告書が研究者の立場から作成され、機関の公式立場とは異なり得ると説明している。

2015年1月以降、朴槿恵（パク・クネ）大統領は、地方教育財政交付金改革を示唆し、市・道教育監らは地方教育財政交付金が縮小されてはならず、むしろ、内国税の割合を引き上げるべきだという立場を堅持してきた。

一方、黄祐呂（ファン・ウヨ）社会副総理兼教育部長官は、立法事項である地方教育財政交付金の交付率を揺さぶることよりも、補完策を設けることの方がより望ましいという見解を示した。

報告書は、ヌリ課程の予算と関連しては、「ヌリ課程は、国家の政策的推進事業であり、当然国庫補助で支援されなければならない」と主張した。

特に「追加財源の確保なしに推進してきたヌリ課程で市・道教育庁は深刻な難題に直面している。地方教育財政交付金の対象に幼児教育が含まれ、私立幼稚園の財政に対する支援が拡大され、地方教育財政の硬直性が加重された」と指摘した。

⁴⁵⁹ 連合ニュース

<http://www.yonhapnews.co.kr/bulletin/2015/03/10/0200000000AKR20150310063600004.HTML?input=1195m>

⁴⁶⁰ 満3－5歳保育費支援。「ヌリ」とは、韓国語で「世の中」を意味し、「ヌリ課程」とは「国家が責任を持つ保育と教育」を意味する。

第10章 インド

1-1 収入（国全体について）

(1) 政府全体の収入構造

インドの行政区分は29の州と7つの連邦直轄領とデリー首都圏から構成されている。連邦直轄地の階層は、州と同じであるが、中央政府の直接の支配下となっている。

インドの財政制度は、中央政府が州政府とともに課税権及び支出責任を配分する連邦財政制度である⁴⁶¹。現在の中央政府と州政府の課税権配分は憲法第7附則に明記されている。課税権の配分は、中央政府・州政府・地方自治体による課税の三段階に分けられている。以下に、税制構造の権限分配の概要を記載した。

図表 10-1：税制構造の権限分配の概要

中央政府	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得税（州政府が権限を持つ農業関連所得税は除く） ・ 関税 ・ 連邦物品税 ・ 販売税 ・ サービス税等の主要な税金、関税
州政府	<ul style="list-style-type: none"> ・ 販売税（州で販売される品物に課される税金） ・ 印紙税（資産譲渡に関する税） ・ 州物品税（アルコール製造に関する税） ・ 土地収益税（農地・非農地の利用目的に関する税） ・ 興業税 ・ 専門職・聖職者に関する税
地方自治体 (Local Government)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財産税（建物等） ・ 物品入仕税（地方自治体領域内に使用・消耗目的に入域） ・ 市場関連税、 ・ 水供給、排水などの公共施設に関する利用者に対する税金⁴⁶²

ア 収入内訳シェア

インド政府の収入には、直接税と間接税から構成される税収と政府の公的事業などから構成される税外収入がある。財務省収入局（Department of Revenue）が直接税と間接税に関する収入を規制している。また、収入局が各州と調整を取って、物品やサービスに関する間接税の税制改革を円滑にしている⁴⁶³。収入内訳として、大き

⁴⁶¹ 総務省 インドの行政：http://www.soumu.go.jp/main_content/000085174.pdf

⁴⁶² <http://business.gov.in/taxation/index.php>

⁴⁶³ 財務省 Annual Report (2013-2014) 3 Department of Revenue 1
<http://finmin.nic.in/reports/AnnualReport2013-14.pdf>

第10章 インド

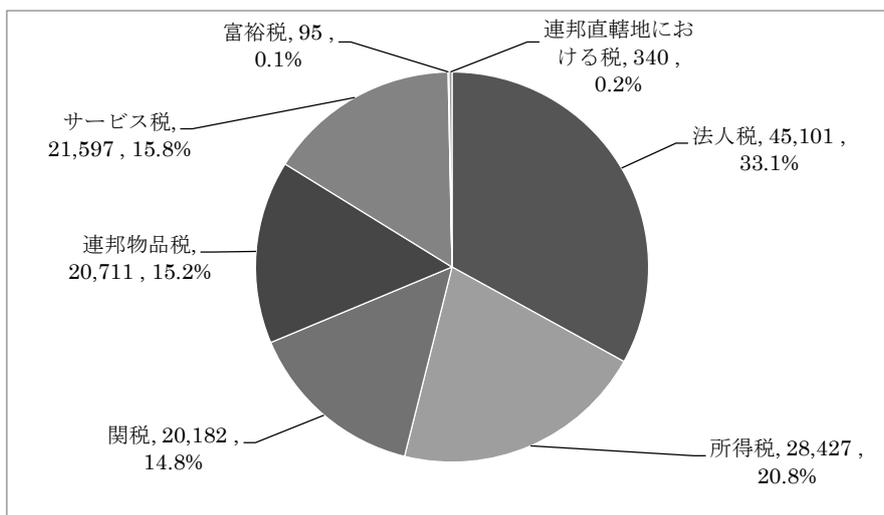
く分けて法人税 (corporation Tax)、所得税 (Taxes on Income)、富裕税 (Wealth Tax)、関税 (Customs)、物品税 (Union Excise Duties)、サービス税 (Service Tax)、連邦直轄地における税 (Taxes on Union Territories)、その他の商品及びサービスにかかる税 (Other Taxes and Duties on Commocities and Services⁴⁶⁴) がある。

政府収入の内訳を、税別収入額とシェアという観点から以下に整理した。税外収入を含まない収入合計額は、13兆6,452億ルピーであるが⁴⁶⁵、特に法人税 (33%)、所得税 (21%) が大きな政府収入源となっている。

また、税外収入には、自然災害に転換される国家災害対策税、州株式、州株式調整があるが、すべて収支上マイナス⁴⁶⁶であるため、収入全体の合計は、9兆7,726億ルピーとなる。なお、以下のグラフには税外収入は含まれていない。

図表 10-2 : 中央政府の税別収入額とシェア (2014~2015年度)

(単位: 億ルピー) ⁴⁶⁷



⁴⁶⁴ その他の商品及びサービスにかかる税 (Other Taxes and Duties on Commocities and Services) は、2012-2013年の実績ベースで790万ルピー、2014-2015年予算ベースで0ルピーと極めて少額であり、全体シェアに与える影響も極めて少ない。

⁴⁶⁵ 教育に関連する税制として、「教育目的税 (Education CESS)」と「高等教育目的税 (Secondary & Higher Education CESS)」がある。教育目的税は、法人税、所得税、関税、連邦物品税、サービス税の基本税率に賦課される。同様に、高等教育目的税は、関税、連邦物品税、サービス税の基本税率に賦課される。教育目的税の税率は2%、高等教育税の税率は1%である。なお、教育目的税の詳細については、「(2) 教育費支出等のために充てられる特定の収入及びその制度 ア 教育目的税」を参照されたい。

⁴⁶⁶

Less-NCCD transferred to the Natural Disaster : -150億ルピー

Less-States' Share : -355億ルピー

Less-State' share adjustment as per Actual : -505億ルピー

上記合計は、-38,222億ルピー

⁴⁶⁷ 財務省「連邦の税収入」<http://indiabudget.nic.in/ub2014-15/rec/tr.pdf> 2~3ページ

なお、「連邦直轄地における税」、「富裕税」、「その他の商品及びサービスにかかる税」のシェアは0%である。

イ 収入に関する過去からの推移データ

財務省の Tax Revenue (収入) データによれば、2011-2012 年度は実際の収入が 8 兆 8,917 億 6,360 万ルピー、2012-2013 年度の収入予算は 10 兆 7,761 億 1,790 万ルピー、2012-2013 年度の改定予算は 10 兆 3,803 億 6,610 万ルピー、2013-2014 年度の収入予算は 12 兆 3,587 億 80 万ルピーとされている。

財務省の Tax Revenue (収入) データ 2013-2014 年度及び 2014-2015 年度によれば、2012-2013 年度の収入予算 (10 兆 7,761 億 1,790 万ルピー) と実際の収入 (10 兆 3,623 億 4,260 万ルピー) の差異は 4,137 億 7,530 万ルピーとなり、実際の収入が収入予算より下回ることになる。また、改定予算 (10 兆 3,803 億 6,610 万ルピー) と実際の収入 (10 兆 3,623 億 4,260 万ルピー) の差異は 180 億 2,350 万ルピーの差異となる。

第 10 章 インド

以下に、税別でみた 2011 年以降の税別政府収入を記載する。

図表 10-3 : 中央政府と地方政府の税収及び税外収入の内訳 (2010~2014 年度) ⁴⁶⁸

(単位 : 1,000 万ルピー)

	2010-2011	2011-2012	2012-13 (R.E. ⁴⁶⁹)	2013-14 (B.E. ⁴⁷⁰)
収入合計 (A+B+C+D)	1,548,424.00	1,650,845.80	1,961,214.50	2,324,513.00
A. 税収	1,271,665.4	1,467,890.4	1,726,548.5	2,032,489.1
1 直接税	450,822.1	501,394.9	574,680.5	679,297.6
a) 法人税	298,687.9	322,816.2	358,874.0	419,520.0
b) 所得税	139,102.2	164,525.3	199,933.1	240,922.1
c) 相続税	0.2	0.5	0.0	0.0
d) 利子税	3.7	2.6	0.0	0.0
e) 富裕税	686.8	786.7	866.0	950.0
f) 贈与税	0.4	1.0	0.0	0.0
g) 土地税	7,539.4	7,081.2	9,115.3	11,744.0
h) 農業税	173.4	151.7	127.8	134.6
i) ホテル売上税	56.4	69.7	73.6	90.0
j) 総合消費税	29.1	20.7	0.0	0.0
k) その他	4,542.6	5,939.4	5,690.7	5,936.8
2 間接税	820,843.3	966,495.5	1,151,868.0	1,353,191.5
a) 関税	135,812.5	149,327.5	164,853.0	187,308.0
b) 物品税	137,700.9	144,901.0	171,315.1	196,805.0
c) サービス税	71,015.9	97,509.0	132,697.1	180,141.0
d) 州物品税	61,697.6	75,124.9	88,960.8	98,763.2
e) 印紙及び登録免許税	54,239.2	66,825.7	78,813.5	92,156.6
f) 一般売上税	293,256.3	361,332.5	429,977.1	503,653.4
g) 自動車に関する税	25,095.3	29,988.1	35,190.4	40,668.1

⁴⁶⁸ 財務省 中央政府と地方政府の収入

<http://finmin.nic.in/reports/ipfstat.asp>

<http://finmin.nic.in/reports/IPFStat201314.pdf> 10 ページ

“TABLE 1.2 COMBINED REVENUE RECEIPTS OF THE CENTRE AND THE STATES”

インド・ルピー/円の為替レートの推移

http://ecodb.net/exchange/inr_jpy.html

⁴⁶⁹ Revised estimate: 改訂後推定値

⁴⁷⁰ Budget estimate: 予算推定値

第10章 インド

h) 興業税	1,244.4	1,920.2	1,800.3	2,030.9
i) 物品及び乗客に関する税	11,308.6	11,680.6	16,477.4	16,648.6
j) 電気税	17,422.5	17,300.0	20,234.3	22,009.9
k) サトウキビ購入に関する税	192.3	269.4	266.8	349.4
l) その他税	11,857.7	10,316.7	11,282.3	12,657.4
B. 税外収入	266,926.1	174,831.8	153,459.2	240,390.8
1 公的事業関連寄附	39,034.1	44,074.2	7,888.8	62,831.5
a) 部門事業関連寄附	14,282.5	14,549.1	-23,610.7	31,704.7
i) 鉄道	0.0	0.0	0.0	0.0
ii) 郵便	-6,345.6	-5,805.9	-5,926.3	-7,062.1
iii) インド準備銀行利益	23,932.0	22,118.2	25,446.8	43,996.2
iv) 森林	-2,918.2	-2,927.7	-3,972.3	-4,508.3
v) 電力事業	-4,017.9	-5,236.0	-46,339.7	-6,253.0
vi) 灌漑事業（商業用）及び多目的河川事業	-11,781.2	-12,801.6	-15,922.2	-18,535.6
vii) 原油に関するディスカウント	8903.6	12298.5	12872.6	12175.8
viii) その他	6509.9	6903.6	10230.4	11891.7
b) 非部門事業からの配当金	24751.6	29525.1	31499.5	31126.8
2 利子収入	28612.9	34928.0	28266.3	30399.6
3 財政業務	83.9	89.4	57.6	57.8
4 総務	28755.3	22092.7	32736.3	31361.2
5 社会・コミュニティサービス	12662.5	13982.0	21031.8	25316.5
6 経済サービス	155104.8	56703.1	60716.7	88968.1
7 州・連邦直轄地への補助金	2672.7	2962.3	2761.6	1456.1
C. 単独貸借一致	0.0	0.0	0.0	0.0
D. 資金移動	1670.9	-	-	-
E. 中央政府と地方政府の数値差異に関する調整	8161.6	8123.6	81206.8	51633.1

(2) 教育費支出等のために充てられる特定の収入及びその制度

ア 教育目的税・中等高等教育目的税

質の高い基礎教育を普及させるというインド政府の任務を果たすため、教育に関する税制が導入されている⁴⁷¹。

教育に関する税制には、「教育目的税 (Education Cess)」及び「中等高等教育目的税 (Higher Education Cess)」がある。

教育目的税は、法人税、所得税、関税、連邦物品税、サービス税それぞれの基本税率に2%の税率で賦課される。また、中等高等教育目的税は、関税、連邦物品税、サービス税それぞれの基本税率に1%の税率で賦課される⁴⁷²。

また、インド財務省は、Budget Speech において「教育目的税は継続して納税者全員に3%⁴⁷³課税される」⁴⁷⁴、また「輸入電気製品に国内生産商品と輸入商品に同額を条件とするために教育目的税を課す」⁴⁷⁵と述べている。

2004年、インド政府は政府の義務である「基礎教育の普遍化 (Universalization of Elementary Education)」を実現させるために必要な追加財源調達の革新的な方法の1つとして教育目的税を導入することになり、財政法で初等教育女性のために集めらるすべての税に関して追加税2%を規定した。これにより、教育目的税としてすべての課税対象業務から2%徴収される⁴⁷⁶。2008年以来、中等及び高等教育の拡張と強化の資源を作り上げるために追加税1%が徴収されることになる。教育目的税により作られた資金は全国初等教育完全普及計画 (SSA)、昼食スキーム (Mid-Day Meal) 等の教育施策の補完資源として利用される⁴⁷⁷。

財務省「財政法案 (The Finance Bill)」より、政府の質の良い基礎教育の普遍化提供に関する資金提供を果たすため、教育目的税2%及び中等高等教育目的税1%を追加税を含めたものは所得税として計算される。

下記の図表に示すとおり、2013年から2014年度の税収全体に占める教育目的税の予算は3,664億ルピーとなっており、税収入総額 (12兆3,587億ルピー) の約2.97%を占める。

⁴⁷¹ Education cess Chapter VI 81 (1)

<http://www.cbec.gov.in/excisexc-actbill6.pdf>

⁴⁷²

<http://www.incometaxindia.gov.in/Documents/1%20Am%20Links/2015-16/any%20other%20resident%20individual.htm>

⁴⁷³ 教育目的税2%+高等教育目的税1%=3%

⁴⁷⁴ 財務省 Budget Speech State of the Economy 194 : <http://indiabudget.nic.in/ub2014-15/bs/bs.pdf>

⁴⁷⁵ 財務省 Budget Speech State of the Economy 216 : <http://indiabudget.nic.in/ub2014-15/bs/bs.pdf>

⁴⁷⁶ <http://www.cbec.gov.in/excisexc-actbill6.pdf>

⁴⁷⁷ (p.100 ページ参照)

http://mhrd.gov.in/sites/upload_files/mhrd/files/upload_document/EFA%20Review%20Report%20final.pdf

図表 10-4 : 中央政府の税収入における教育目的税収 (2011 年～2014 年度) ⁴⁷⁸

(単位: 億ルピー)

税収入	2011-2012 実績	2012-2013 予算	2012-2013 補正予算	2013-2014 予算
●法人税合計	32,282	37,323	35,887	41,952
うち教育目的税	966	1,084	1,045	1,222
●所得税合計	17,034	19,579	20,610	24,764
うち教育目的税	480	569	600	702
●関税合計	14,933	18,669	16,485	18,731
うち輸入税合計	13,906	17,511	15,858	18,018
うち教育目的税	346	420	270	309
うち中等高等教育目的税	175	210	135	154
●連邦物品税合計	14,561	19,435	17,200	19,755
うち教育目的税	327	400	440	499
うち中等高等教育目的税	160	200	220	250
●サービス税合計	9,751	12,400	13,270	18,014
うち教育目的税	187	245	260	353
うち中等高等教育目的税	77	120	130	177
税収合計	88,918	107,761	103,804	123,587
うち教育目的税・中等高等教育目的税合計	2,718	3,248	3,100	3,684

イ その他特徴的な取組

政府は、教育開発において、全国初等教育完全普及計画 (SSA)、昼食スキーム (Mid-Day Meal) 等の国家規模の教育施策を数多く実施し、初等教育の完全普及、6 歳から 14 歳のすべての児童の無償義務教育の保障の達成のために尽力してきた。

Budget Speech の中において、財務省は貧困層の生活状況の向上のため、貧困削減プログラムに重点を置くべきであり、また、モディ首相のスローガンである”Sab Ka Saath Sab Ka Vikas” (Everybody’s cooperation, Everyone’s development) にみられるように、全国民で協力し発展すべきであることを述べている⁴⁷⁹。

現在、インドでは収入増加に向け、間接税を廃止し、中央政府と州政府の両方が徴税する GST (Goods and Service Tax : 物品サービス税、以下、GST という) を正式に導入する計画が過去何年間も討論され続けられている。

⁴⁷⁸ 財務省「予算収入 2013-2014」: <http://indiabudget.nic.in/ub2013-14/rec/tr.pdf> P.2

インド・ルピー/円の為替レートの推移: http://ecodb.net/exchange/inr_jpy.html

⁴⁷⁹ 財務省 Budget Speech State of the Economy 5 : <http://indiabudget.nic.in/ub2014-15/bs/bs.pdf>

第10章 インド

しかし、いくつかの州は税金徴収権限が失われるのを恐れ、未だ合意にはたどり着いていない状態である。しかし、GST 導入により、中央政府と州政府の両者にとってより多くの収入徴収という結果につながるであろうことが述べられている⁴⁸⁰。

過去何年間も討論されている GST であるが、インド財務省は個別、または州全体で話し合いを持ち解決策を見出した上で、GST 導入を可能にする法的な計画案を承認する。これにより、税務管理を効率的に行い、ビジネスにおける問題を回避し、中央政府と州政府の両者にとってより多くの収入徴収という結果に導くものである⁴⁸¹。

GST は 2016 年 4 月 1 日から施行が決定している。現在インドに存在する物品入市税、中央物品税、州レベル物品税、印紙税、物品やサービス運搬に課す税等の廃止という結果になる。以下に、GST 導入にあたり予想される中央政府及び州政府、個人及び企業へのメリットをまとめた。

図表 10-5 : GST 導入のメリット

対象	予想される GST 導入のメリット
中央政府及び州政府	輸出の促進、雇用増加による景気改善により年間 150 億ドルを獲得すると予測されている。さらに製造とサービスの間にある税負担が公平に分配されると予想される。
個人及び企業	中央と州両者の税が販売時点で徴収され、製造価格の中に課されることになる。これにより、個人にとっては、価格が安くなる傾向になり、より低価格により、その分消費高が増え、企業にも恩恵を被ることが予想される ⁴⁸²

⁴⁸⁰ 財務省 Budget Speech Scool Education 9 : <http://indiabudget.nic.in/ub2014-15/bs/bs.pdf>

⁴⁸¹ 財務省 Budget Speech Scool Education 9 : <http://indiabudget.nic.in/ub2014-15/bs/bs.pdf>

⁴⁸² <http://gstindia.com/>

1-2 収入（地方政府全体について）

(1) 政府全体の収入構造

ア 収入内訳シェア

以下は、州政府収入に関する1990年から2014年度の推移である。

図表10-6：州政府収入に関する過去からの推移⁴⁸³（2010～2014年度）

（単位：1,000 万ルピー）

内訳	2010-2011	2011-2012	2012-13 (R.E. ⁴⁸⁴)	2013-14 (B.E. ⁴⁸⁵)
収入合計 (A+B+C+D)	932,291.5	1,086,984.2	1,288,882.9	1,516,211.5
A. 税収	697,741.1	834,546.5	984,700.2	1,140,660.4
(a) 直接税	144,134.9	165,587.4	185,783.6	214,182.7
1) 所得税割当て	45,547.2	51,195.9	61,120.8	70,974.2
2) ホテル売上税	53.2	66.1	73.6	90.0
3) 相続税割当て	0.0	0.0	0.0	0.0
4) 土地税	7,537.5	7,077.6	9,111.6	11,740.3
5) 農業税	173.4	151.7	127.8	134.6
6) 法人税割当て	86,104.2	100,767.9	109,338.3	124,927.6
7) 富裕税割当て	176.9	388.9	320.9	379.2
8) その他	4,542.6	5,939.4	5,690.7	5,936.8
(b) 間接税	553,606.2	668,959.1	798,916.6	926,477.7
1) 物品税割当て	27,940.9	28,726.4	35,300.5	40,847.6
2) 州物品税	61,407.7	74,762.5	88,559.7	98,368.7
3) 一般サービス税	290,682.9	358,055.4	412,486.8	484,385.9
4) 高速ディーゼル燃料税	1,168.0	1,497.4	15,543.1	17,211.5
5) 印紙及び登録免許税	54,086.6	66,697.2	78,680.7	92,021.4
6) 自動車に関する税	25,023.7	29,830.4	35,056.6	40,534.7
7) 物品及び乗客に関する税	11,302.0	11,672.2	16,471.2	16,642.7
8) 電気税	17,408.8	17,283.9	20,218.8	21,994.6
9) 興業税	1,244.4	1,920.2	1,800.3	2,030.9

⁴⁸³ 財務省の統計サイト「表3-2 州政府の収入」(p.33) : <http://finmin.nic.in/reports/ipfstat.asp>
 インド・ルピー/円の為替レートの推移 : http://ecodb.net/exchange/inr_jpy.html

⁴⁸⁴ Revised Estimate: 改訂後推定値

⁴⁸⁵ Budget Estimate: 予算推定値

第10章 インド

10) サトウキビ購入に関する税 (サトウキビ追加税等含む)	192.3	269.4	266.8	349.4
11) 関税割当て	37,817.1	44,394.3	51,498.4	59,210.5
12) サービス税割当て	21,561.2	30,080.5	38,609.5	47,702.3
13) その他税	3,770.6	3,769.4	4,424.3	5,177.4
B. 税外収入	63,481.3	63,030.1	36,613.9	81,431.3
1. 公的事業関連寄附	-14,724.8	-14,658.5	-57,409.4	-19,251.1
(a) 部門事業関連寄附	-15,415.7	-15,692.6	-58,912.3	-20,507.3
i) 森林	-2,864.4	-2,851.7	-3,903.2	-4,423.9
ii) 電力事業	-6,300.9	-7,947.8	-49,007.9	-8,871.3
iii) 道路&水上交通サービス	-541.3	-588.9	-832.7	-632.8
iv) 酪農業開発	-257.6	-369.7	-279.6	-224.9
v) 商業	-19.5	168.8	292.9	282.1
vi) 鉱業&鉱物	6,349.2	8,698.4	10,740.4	11,899.1
vii) 灌漑事業(商的)及び多目的 河川事業	-11,781.2	-12,801.6	-15,922.2	-18,535.6
(b) 非部門事業からの配当金	690.8	1,034.0	1,502.9	1,256.2
2. 利子収入	19,363.0	18,791.5	19,866.2	20,281.8
3. 総務	19,147.3	14,992.6	20,774.9	19,055.0
4. 社会・コミュニティサービス	11,848.8	12,994.5	19,832.5	22,581.7
5. 経済サービス	27,847.2	30,910.1	33,549.7	38,764.0
C. 政府補助金	169,398.2	189,407.6	267,568.7	294,119.8
D. 資金移動	1,670.9	-	-	-

イ 財政データ

インドの税制は、中央政府が徴収権限を有する国税(Central Tax:関税、サービス税、教育目的税、物品税等)の他に、各州政府に間接税の課税権が付与されている。

州政府が徴収権限を有する州税については、中央政府売上税(Central Sales Tax、以下CSTという)や州付加価値税(VAT:Value Added Tax、以下VATという)、印紙税(Stamp Duty)等がある。

CSTは、インド国内の州をまたいで物品を販売したり購買したりする際に課税され、CST法に従い2%の税が課される⁴⁸⁶。

VATは、州内の購買と販売に対して、仕入税額控除を差し引いた付加価値部分につき課税される⁴⁸⁷。

収入増加に向け、間接税を廃止し、中央政府と州政府の両方が徴税する、物品サービス税(Goods and Service Tax 以下GSTという)を導入する計画が過去何年間も討論されている。しかし、いくつかの州は税金徴収権限が失われるのを恐れて未だ合意にはたどり着いていない状態である。しかし、GST導入により、中央政府と州政府の両者にとってより多くの収入徴収という結果につながる事が述べられている⁴⁸⁸。

⁴⁸⁶ Revenue Depatement: <http://dor.gov.in/centralintro>

⁴⁸⁷ Revenue Depatement: <http://dor.gov.in/vatintro>

⁴⁸⁸ 財務省 Budget Speech Scool Education 9 : <http://indiabudget.nic.in/ub2014-15/bs/bs.pdf>

2-1 支出（国全体について）

(1) 政府全体の支出構造及び教育分野への支出割合

ア 政府全体の支出の内訳と推移

インドの支出構造は開発支出と非開発支出に大きく2つに分類される。開発支出とは直接の経済開発や社会福祉の促進のための支出項目すべてを含む。

非開発支出とは公共事業関連支出を除く一般的事業の支出を含む⁴⁸⁹。以下は、中央及び州政府合算の非開発支出と開発支出それぞれにおける支出内訳とその推移である。

図表 10-7 : 中央・州政府合算の非開発支出及び開発支出の支出内訳⁴⁹⁰ (2010~2014 年度)

(単位: 1,000 万ルピー)

内訳	2010-2011	2011-2012	2012-13 (R.E. ⁴⁹¹)	2013-14 (B.E. ⁴⁹²)
支出合計 (A+B+C+D)	1,784,314.2	2,017,535.7	2,327,768.9	2,647,312.2
A. 非開発支出	922,761.1	1,045,650.0	1,196,554.9	1,362,554.6
1. 利息支払	351,145.1	403,235.0	465,128.7	539,033.6
2. 債務の減額回避充当	3,873.9	11,812.8	13,207.5	15,422.9
3. 国防業務	92,060.7	103,010.9	108,924.9	116,931.4
4. 州機関	14,161.7	16,571.7	19,250.9	21,380.1
5. 財政業務	20,668.4	23,373.8	28,135.7	31,017.3
a) 税収集手数料	20,204.6	22,971.4	27,699.2	30,545.3
b) 通貨、硬貨鑄造&造幣局	0.0	0.0	0.0	0.0
c) その他	463.8	402.4	436.5	472.0
6. 行政業務	112,110.7	130,209.2	153,934.9	177,852.0
a) 警察	77,103.3	89,814.9	105,165.9	117,958.9
b) 対外関係	3,476.4	3,835.7	4,097.8	4,248.2
c) その他	31,531.0	36,558.7	44,671.2	55,644.9
7. 年金&その他退職手当	165,958.3	189,265.2	207,977.7	233,604.7
8. 自然災害救済	7,431.4	13,760.1	10,948.5	9,969.6
9. 多国との技術&経済協力	2,569.8	2,468.8	3,698.9	5,550.3

⁴⁸⁹ インド準備銀行: <http://www.rbi.org.in/scripts/PublicationsView.aspx?id=9492>

⁴⁹⁰ 財務省「インドの公的会計統計」"TABLE 1.3 COMBINED REVENUE EXPENDITURE OF THE CENTRE AND THE STATES": <http://finmin.nic.in/reports/ipfstat.asp>

インド・ルピー/円の為替レートの推移: http://ecodb.net/exchange/inr_jpy.html

⁴⁹¹ Revised estimate: 改訂後推定値

⁴⁹² Budget estimate: 予算推定値

第10章 インド

10. 連邦直轄領補助金交付	25,688.2	32,035.3	40,306.8	48,292.2
11. インド食料公社への助成金	67,626.4	76,920.5	90,750.0	99,850.0
12. 社会保障&福祉	41,902.2	27,065.6	35,239.4	36,428.1
13. その他	17,564.4	15,921.1	19,051.1	27,222.5
B. 開発支出	850,770.4	971,885.7	1,131,214.0	1,284,757.6
1. 社会&コミュニティ業務	456,044.0	518,504.4	621,347.4	715,411.8
a) 教育	240,248.4	275,313.3	328,232.6	368,773.2
b) 芸術&文化	2,782.3	2,893.8	3,522.8	4,274.5
c) 科学的業務&調査	15,282.6	15,554.6	15,543.8	19,113.2
d) 医療、公衆衛生、衛生&給水	72,349.6	79,637.5	94,524.6	108,596.1
e) 家族福祉	15,519.0	17,371.9	18,407.3	22,238.0
f) ハウジング	17,725.8	17,939.9	19,482.5	25,412.3
g) 都市開発	23,485.2	24,980.6	37,220.3	44,216.1
h) 放送	1,567.2	1,586.9	1,729.0	2,180.4
i) 労働と雇用	6,531.3	7,654.8	11,493.8	12,989.8
j) 自然災害救済	44.8	129.6	85.8	246.9
k) 社会保障と福祉	57,626.5	73,237.8	88,463.8	104,609.1
l) その他	2,881.2	2,204.0	2,641.2	2,762.4
2 一般経済業務	13,602.2	14,532.2	38,233.1	45,960.2
a) 外国貿易&輸出促進	3,728.4	2,806.2	3,086.5	3,505.3
b) 共同	4,323.7	4,861.7	7,794.6	8,003.5
c) その他	5,550.1	6,864.3	27,352.0	34,451.4
3 農業&連合業務	132,037.5	133,569.9	169,119.8	189,040.1
4 産業と鉱業	62,483.0	92,643.7	125,020.1	95,670.2
5 肥料助成金	62,301.2	70,791.6	65,974.1	65,971.5
6 電力、灌漑&洪水制御（	46,114.0	59,606.7	33,720.8	81,487.7
7. 運輸&通信	70,196.4	72,946.5	66,390.6	79,257.8
8 公共事業	7,992.1	9,290.8	11,408.2	11,958.4
C 単独貸借一致	0.0	0.0	0.0	0.0
D 資金移動	10,782.7	-	-	-

財務省は、インドは人口的配当の利益を十分に受け入れ、多くの若者に質の良い教育を提供し彼らのスキル開発をするべきであるとし、人材開発省（Human Development Chapter）の「教育とスキル開発」の中で、現在インドでは初等教育や中等教育、高等教育、技術専門教育に対して実施されている多くのプログラムがある

ことが述べられている⁴⁹³。

下記「図表：社会奉仕業務関連支出の推移（中央政府と州政府合算）」より、2013－2014年度の修正予算として、政府総支出 32兆 1978億 3,000万ルピー（約 53.8兆円）のうち、社会奉仕（Social Service）関連の支出は、8兆 1213億 9,000万ルピー（約 13.6兆円）で、総支出に対して約 25.2%の割合を占めている。

社会奉仕関連支出の内訳として、教育関連支出（Education Expenditure）は、3兆 7,542億 7,000万ルピー（約 6.3兆円）で、総支出に対して約 11.7%の割合を占めている。また、医療関連支出（Health Expenditure）は、1兆 5563億 3,000万ルピー（約 2.3兆円）（総支出に対する割合 4.8%）である。

また、社会奉仕関連支出にのみに着眼すると、教育関連支出は、社会奉仕関連支出の 46.2%⁴⁹⁴を占め、医療関連支出は社会奉仕関連支出約 19.2%⁴⁹⁵を占めていることがわかる。

⁴⁹³ 財務省 Chapter 13 Human Development 13.19 (Education and Skill Development Programmes)

<http://indiabudget.nic.in/2013-14/chap-13.pdf>

⁴⁹⁴ $3兆 7,542億 7,000万ルピー \div 約 8兆 1,213億 9,000万ルピー \times 100 = 約 46.2\%$

⁴⁹⁵ $1兆 5,563億 3,000万ルピー \div 約 8兆 1,213億 9,000万ルピー \times 100 = 約 19.2\%$

第10章 インド

図表 10-8 : 社会奉仕業務関連支出推移 (中央政府と州政府合算)⁴⁹⁶ (2008~2014 年度)
(単位: 1,000 万ルピー)

内訳	2008-2009	2009-2010	2010-2011	2011-2012	2012-13 (R.E. ⁴⁹⁷)	2013-14 (B.E. ⁴⁹⁸)
●総支出に対する社会奉仕事業関連支出						
総支出	1,599,677.0	1,852,119.0	2,145,145.0	2,421,768.0	2,839,927.0	3,219,783.0
社会奉仕事業関連支出	380,628.0	446,382.0	529,398.0	580,868.0	710,410.0	812,139.0
i) 教育	162,008.0	197,070.0	244,156.0	277,053.0	334,480.0	375,427.0
ii) 保険	74,273.0	88,054.0	100,576.0	110,228.0	132,134.0	155,633.0
iii) その他	144,347.0	161,258.0	184,666.0	193,587.0	243,796.0	281,079.0
●GDP に対する割合						
総支出	28.4	28.6	27.5	26.9	28.1	28.4
社会奉仕事業関連支出	6.8	6.9	6.8	6.4	7	7.2
i) 教育	2.9	3	3.1	3.1	3.3	3.3
ii) 保険	1.3	1.4	1.3	1.2	1.3	1.4
iii) その他	2.6	2.5	2.4	2.1	2.4	2.5
●総支出に対する割合						
社会奉仕事業関連支出	23.8	24.1	24.7	24	25	25.2
i) 教育	10.1	10.6	11.4	11.4	11.8	11.7
ii) 保険	4.6	4.8	4.7	4.6	4.7	4.8
iii) その他	9	8.7	8.6	8	8.6	8.7
●社会奉仕事業関連に対する割合						
i) 教育	42.6	44.1	46.1	47.7	47.1	46.2
ii) 保険	19.5	19.7	19	19	18.6	19.2
iii) その他	37.9	36.1	34.9	33.3	34.3	34.6

上記表のように、社会奉仕関連支出にのみ焦点を当てると、2008-2009 年度全体の教育関連支出は 42.6% 及び医療関連支出は 19.5% を占めることになり、2011-2012 年度ではそれぞれ 47.7% と 19.0% であり、2013-2014 年度修正予算の 46.2% と 19.2% と比べるとそれほど変化は見受けられない。

⁴⁹⁶ 財務省 人材開発表 13-3 “一般政府による社会奉仕業務関連支出の傾向 (Chapter 13 Human Development 13.5 (Education and Skill Development Programmes Table 13.3 Trends in Social Services Expenditure by General Government) (Central and State Governments combined)) : <http://indiabudget.nic.in/es2013-14/echap-13.pdf>
インド・ルピー/円の為替レートの推移 : http://ecodb.net/exchange/inr_jpy.html

⁴⁹⁷ Revised estimate: 改訂後推定値

⁴⁹⁸ Budget estimate: 予算推定値

第10章 インド

社会奉仕関連支出の GDP に対する割合は全体として、2008－2009 年度 6.8% から 2011－2012 年度 6.4% でやや減少しているが、2013－2014 年度修正予算では 7.2% と少し増えている。その内訳として教育関連支出は 2008－2009 年度から 2.9% だが 2011－2012 年度 3.1% まで伸び、2013－2014 年度修正予算には 3.3% と少し増えることとなる。また、医療関連支出は、2008－2009 年度から 1.3% だが 2011－2012 年度 1.2% とやや減少、2013－2014 年度修正予算には 1.4% と少し上昇したことになる⁴⁹⁹。

人材資源開発省が策定した国家教育政策 1986 年（1992 年改正）（National Policy on Education (NPE)）により、義務教育段階は初等教育である初等学校（第 1 学年～第 5 学年）及び上級初等学校（第 6 学年～第 8 学年）であり、義務教育年齢が 6 歳から 14 歳であるすべての児童が無償で初等教育を受けることを義務付けられている。そのため、教育関連再構に対する追加支出が必要であり、できる限り早い段階で教育関連支出を収入全体の 6% まで充てるよう教育投資を徐々に上げていくことを目的としている⁵⁰⁰。以下に、中央政府の社会事業と開発に関する全支出（計画支出（Plan Expenditure）及び非計画支出（Non-Plan Expenditure））における割合を記載した。

また、以下は、GDP に占める教育関連総支出の割合の推移である。

図表 10－9：GDP に占める教育関連総支出（中央政府と州政府合算）の割合⁵⁰¹

（単位：1,000 万ルピー）

年度 (Year)	GDP ⁵⁰² (=A)	教育局及び他局による教育関連総支出 (=B)	A÷B×100 (%)
1951-52	10,080	64.46	0.64
1960-61	16,220	239.56	1.48
1970-71	42,222	892.36	2.11
1980-81	130,178	3884.2	2.98

⁴⁹⁹ 財務省 Economy Survey Chapter13 Health Development (Table 13-3: Trends in Social services Expenditure by General Government)

<http://indiabudget.nic.in/2013-14/chap-13.pdf>

⁵⁰⁰ 国家教育政策改正 (National Policy on Education, 1986 (Modified in 1992))

http://www.ncert.nic.in/oth_anoun/npe86.pdf

P45,5

“5. The reconstruction of education on the lines indicated above will need additional outlay. The aim should be gradually to increase the investment in education so as to reach a level of expenditure of 6 per cent of the national income as early as possible.”

⁵⁰¹ 人材資源開発省統計 Table-24: Public Expenditure on Education and Gross Domestic Product (GDP)

http://mhrd.gov.in/sites/upload_files/mhrd/files/statistics/EAG_2013.pdf

⁵⁰² 現行価格で評価した GDP を要素費用で表示したもの。要素費用とは、生産要素に支払う費用を意味する。

1990-91	510,964	19,615.85	3.84
2000-01	1925,017	82,486.48	4.28
2005-06	3390,503	113,228.71	3.34
2006-07	3953,276	137,383.99	3.48
2007-08	4582,086	155,797.27	3.40
2008-09	5303,567	189,068.84	3.56
2009-10	6,108,903 (暫定)	241,256.01	3.95
2010-11 (改訂後推定値)	7,266,967 (暫定)	305,431.50	4.20
2011-12 (予算推定値)	8,353,465 (暫定)	348,380.09	4.17

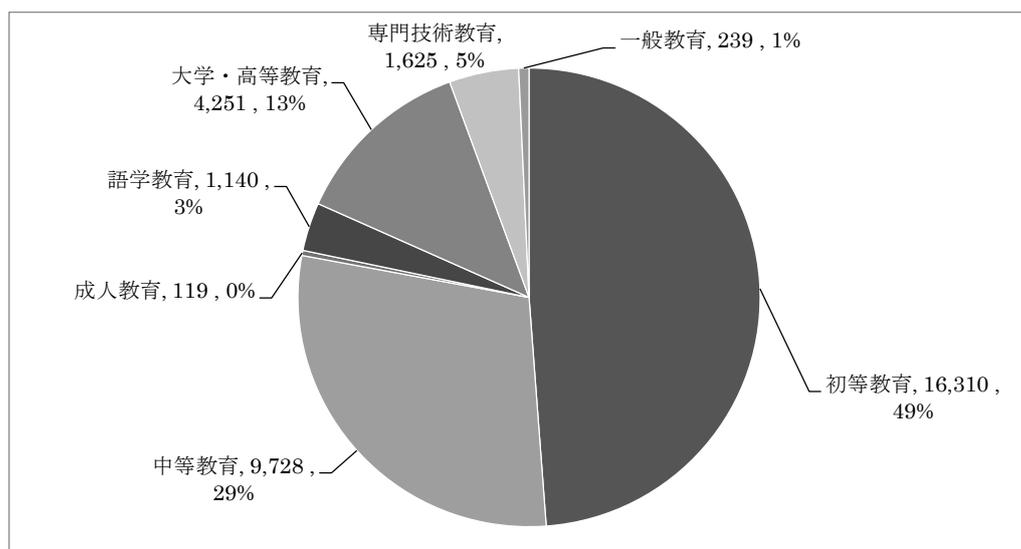
過去約 10 年前から国内総生産に対する教育関連総支出を比較すると、2005－2006 年 3.34%であったものが、2011－2012 の予算見積では 4.17%まで伸びており、毎年少しずつではあるが、教育関連総支出は増えてきている。

イ 教育分野全体の支出の内訳シェア

教育分野全体の支出の中で、初等教育の支出が 49%と最もシェアが高く、続いて中等教育 29%がこれに続く。このことから、政府が基礎教育の強化に注力していることがわかる。以下は、中央政府と州政府支出合計の教育部門への支出額の内訳である。

図表 10－10：教育分野における中央政府と州政府合計支出の内訳（2012-2013 年度）⁵⁰³

(単位：億ルピー、%)



⁵⁰³ インド人材資源開発省（2012－13 年度）（3 ページ）

http://mhrd.gov.in/sites/upload_files/mhrd/files/statistics/ABE_2010-13.pdf

第 10 章 インド

以下は、教育部門別予算見積に基づき算出された地方政府と中央政府の教育関連支出及び GDP における教育費の支出割合である。

図表 10-11：州と中央政府の教育支出と GDP に占める割合（2010-2011 年度）⁵⁰⁴

部門 (Sector)	教育支出 (1,000 万ルピー)			GDP に占める教育支出割合 (%)		
	州政府	中央	合計	州政府	中央	合計
初等教育 (Elementary Education)	92337.49	31213.32	123550.81	1.27	0.43	1.70
中等教育 (Secondary Education)	64220.73	7137.63	71358.36	0.89	0.10	0.99
大学・高等教育 (University & Higher Education)	38489.77	24164.40	62654.17	0.53	0.33	0.86
成人教育 (Adult Education)	361.85	470.53	832.38	0.00	0.01	0.01
専門技術教育 (Technical Education)	17407.67	17674.85	35082.52	0.24	0.24	0.48
合計額 (支出分)	212817.51	80660.74	293478.25	2.94	1.11	4.05

⁵⁰⁴ 人材開発省「教育に関する予算支出分析 2010-11、2011-12」

P.18 “Table 6: Statement indicating Public expenditure on Education as percentage of GDP Sector”

http://mhrd.gov.in/sites/upload_files/mhrd/files/statistics/ABE_2010-13.pdf

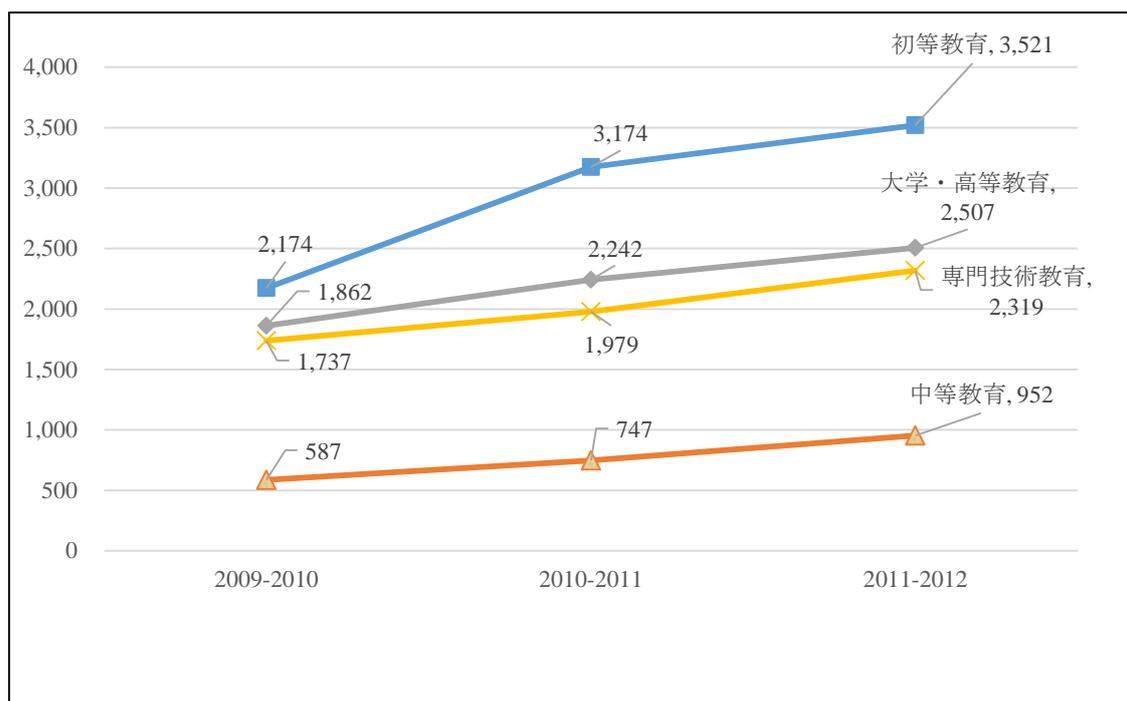
2010-11 年度の実測値データ (Actual) から作成した。

ウ 教育分野全体の支出の内訳に関する過去からの推移データ

以下に、教育部門別の中央政府支出及び GDP に占める教育費支出割合の推移を示す。

図表 10-12：教育部門別の中央政府の教育費支出の推移

(単位：億ルピー)



図表 10-13：教育部門別中央政府教育費支出内訳と GDP における教育支出割合

(単位：億ルピー、%)

	初等教育	中等教育	大学・高等教育	成人教育	専門技術教育	合計
2009-2010	2,173.9 (0.36%)	586.6 (0.1%)	1,861.8 (0.3%)	42.9 (0.01%)	1,737.0 (0.28%)	6402.3 (1.05%)
2010-2011	3,174.4 (0.44%)	747.0 (0.1%)	2,242.4 (0.31%)	50.3 (0.01%)	1,978.9 (0.27%)	8193.1 (1.13%)
2011-2012	3,521.0 (0.42%)	952.3 (0.11%)	2,506.7 (0.3%)	60.4 (0.01%)	2,319.5 (0.28%)	9359.4 (1.12%)

() : GDP における教育支出割合 (%)

エ 特徴的な支出構造

国連開発計画 (UNDP:United Nations Development Programme) により発行される人間開発報告書 (HDR:Human Development Report) の中で、2013 年 HDR によれば、インドの人間開発指数 (HDI: Human Development Index) は 0.554 である⁵⁰⁵。人間開発指数とは、毎年 UNDP が世界各国において所得水準や平均寿命、教育水準、栄養状態や医療サービス等の開発の成果及び生活の度合いを測る指数である⁵⁰⁶。

HDI ランキングにおいて、先進国と比べてインドは医療と教育指標に格差があり、基本的な医療と教育をより速く広めていく必要がある⁵⁰⁷。

インドは、質の良い教育の提供し、より多くの若者のスキルを発展させる必要があるとして、多数のプログラムが初等及び中等教育、高等教育、技術教育で実施されている。

図表 10-14：初等教育・高等教育を対象に実施されているプログラムの事例

プログラム	対象	概要
全国初等教育完全普及計画 (Sarva Shiksha Abhiyan、以下 SSA という)	初等教育と中等教育 (6 歳から 14 歳までの児童)	2010 年 4 月に制定した RTE 法 (2009 年) 「無償義務教育に関する子供の権利規則 (Right of Children to Free and Compulsory Education Rules)」により、基礎教育の普遍化 (Universalization of Elementary Education) の一環として、6 歳から 14 歳までの児童すべてに無償義務教育を受ける基本的権利が提供される。学校に通えていない児童のために、新しい学校の設立や教室の追加、教科書、制服、居住設備、交通手段、トレーニング等の提供を目標としている ⁵⁰⁸ 。
給食スキーム (Mid-Day Meal Scheme)	初等教育と中等教育 (6 歳から 14 歳までの児童)	Sarva Shiksha Abhiyan (SSA) ⁵⁰⁹ のもと義務教育において、すべての児童が初等教育に参加するように、無償で児童に温かく調理された学校給食を提供する。2013-2014 年度、給食スキーム (Mid-Day Meal Scheme) の予算に 1,321 億 5,000 万ルピーが充てられ、その支出には 1,092 億 7,000 万ルピーが費やされ、1 億 800 万人の児童がその恩恵を受けたとされる ⁵¹⁰ 。

⁵⁰⁵ 財務省 Chapter 13 Human Development 13.3 (Education and Skill Development Programmes)

<http://indiabudget.nic.in/2013-14/chap-13.pdf>

⁵⁰⁶ 国連開発計画 <http://www.undp.or.jp/hdr/>

⁵⁰⁷ 財務省 Chapter 13 Human Development 13.3 <http://indiabudget.nic.in/2013-14/chap-13.pdf>

⁵⁰⁸ 財務省 Chapter 13 Human Development (Education and Skill Development Programmes)

<http://indiabudget.nic.in/2013-14/chap-13.pdf>

⁵⁰⁹ 人的資源開発省 SSA : <http://ssa.nic.in/>

⁵¹⁰ 財務省 Chapter 13 Human Development (Education and Skill Development Programmes)

<http://indiabudget.nic.in/2013-14/chap-13.pdf>

<p>Rashtriya Madhyamik Shiksha Abhyan⁵¹¹ (全国中等教育向上支援スキーム : RMSA) ⁵¹²</p>	<p>中等教育</p>	<p>中等教育への機会拡大及び中等教育の質向上を目的として、2009 年 3 月に実施が開始された。このスキームにより教室の補充、研究室、図書館、美術及び図工室、トイレ、飲料物資、遠隔地に住む教員への住宅などが提供される。 同スキーム実行のために設立された州政府団体 (the State government societies) に中央政府からの資金 (central share) が分配される。また、同スキームに該当する州政府の資金もそれぞれの州政府から割当てられる。</p>
--	-------------	--

1986 年基本教育計画として「国家教育政策 (National Policy on Education 1986/1992)」の策定により、インド政府は国民全員が教育を平等に受けることのできる権利を強める普遍化初等教育 (Universalization of Elementary Education (UEE)) に力を入れている。その中で、義務教育段階は初等教育である初等学校 (第 1 学年～第 5 学年) 及び上級初等学校 (第 6 学年～第 8 学年) であり、義務教育年齢が 6 歳から 14 歳であるすべての児童が無償で初等教育を受けることを義務付けられている⁵¹³。

2002 年第 86 次憲法改正において、初等教育の完全普及確保教育への権利規程が第 21 条 A に追加される。

【第 21 条 A】各州は 6 歳から 14 歳のすべての児童に無償義務教育を受ける権利を提供する (The State shall provide free and compulsory education to all children of the age of six to fourteen years in such manner as the State may, by law determine.) ⁵¹⁴

2001 年人的資源開発省は、全国初等教育完全普及計画 (Sarva Shiksha Abhiyan: SSA) のもと 6 歳から 14 歳までの児童すべてが無償義務教育を受ける権利が保証され、また、年間最低 200 日無償で児童に学校給食を提供する Mid-Day Meal Scheme (給食スキーム) を開始。2007 年改訂され、学校給食は上級初等教育 (6 年生－8 年生) まで引き延ばされ、2008 年までにインドのほとんどの地域に給食スキームが実施される⁵¹⁵。初等教育終了まで授業料・教科書・制服・給食・通学交通機関が無償となる⁵¹⁶。

RTE 法 2010 年「無償義務教育に関する子供の権利規則 (Right of Children to Free and Compulsory Education Rules)」により、基礎教育の普遍化 (Universalization of Elementary

⁵¹¹ Department of School Education and Literacy : <http://mhrd.gov.in/rmsa>

⁵¹² 財務省 Chapter 13 Human Development (Education and Skill Development Programmes) <http://indiabudget.nic.in/ines2013-14echap-13.pdf>

⁵¹³ 国家教育政策改正 1992, 1.6

⁵¹⁴ 人的資源開発省 : <http://mhrd.gov.in/rte>、第 86 次憲法改正

⁵¹⁵ 人的資源開発省給食スキーム : <http://mhrd.gov.in/middaymeal>

⁵¹⁶ 総合子供開発サービス

<http://www.indg.in/primary-education/policiesandschemes/right-to-education-bill>

Education) の一環として、6 歳から 14 歳までの児童すべてに無償義務教育を受ける基本的権利が提供される⁵¹⁷。

(2) 教育分野における各分野・領域への支出の動向

ア 特に支出が増加している分野及び領域

以下に、教育費に関する特色のある支出項目を記載した。

図表 10-15：教育費に関する特色のある支出項目

対象	教育プロジェクト・支出項目	概要
初等教育	郡初等教育計画 (District Primary Education Programme:DPEP)	1994 年にインド中央政府が導入を開始。中央政府がプロジェクト費用の 85%を負担し、残り 15%を州政府が負担している ⁵¹⁸ 。
初等中等教育	Shiksha Karmi Project ⁵¹⁹	インド政府とラジャスタン州政府が協力して実施。ラジャスタン州の遠隔地域にある村落における初等教育普遍化を目的としている。財務省「予算の重要な特徴 (Key Features of Budget) 2014-15」の中で、初等中等教育に関して、政府は第 1 段階として女子学校すべてにトイレと飲み水設備を提供する努力をする。全国初等教育完全普及計画 (Sarva Shiksha Abhiyan:SSA) への資金供給を約 2,863.5 億ルピー、RMSA へは約 496.6 億ルピーとしている。学校評価プログラムには 3 億ルピーの費用を投資することで導入を開始した。新トレーニングツール導入及び教師を向上心を支援するための“新教師トレーニングプログラム”に 50 億ルピー。“Communication Linked Interface for Cultivating Knowledge (CLICK)”としてヴァーチャル教室とオンラインコース設定に 10 億ルピーを投資した。
高等教育	大学の設立	高等教育分野では、国際的レベルの高等教育を提供することを目的に、マディヤ・プラデーシュ州 (Madhya Pradesh) “Japi Prakash Narayan National Centre for Excellence in Humanities”の設置、ゴア州、チャッティスガル州、アンドラ・プラデーシュ州、ケララ州、ジャンム州に 5 大学以上のインド工科大学 (IIT: Indian Institutes of Technology) の設置、及び 5 大学以上のインド経営大学 (IIM: Indian Institute of Management) がヒマーチャル・プラデーシュ、パンジャブ、ビハール、オディシヤ、マハラシュトラに設置に 50 億ルピー。また、高等教育

⁵¹⁷ 人的資源開発省 RTE 法 : <http://mhrd.gov.in/rte>

⁵¹⁸ <http://www.archive.india.gov.in/sectors/education/index.php?id=14>

⁵¹⁹ Rajasthan Shiksha Karmi Project An overall appraisal : <http://eruindia.org/files/Shiksha%20Karmi%202000.pdf>

第 10 章 インド

		学習教育ローンを円滑にするための基準の単純化が述べられている ⁵²⁰ 。
--	--	---

人材開発省（Ministry of Human Resource development）の 12 次 5 か年計画における総額財政投資額は 453,728,000 万ルピー（うち初等中等教育分野の総予算額は 343,028,000 万ルピー、高等教育分野全体の総予算額は 110,700,000 万ルピー）となっており、その配分は以下のとおりである。

図表 10-16：第 12 次 5 か年計画上の総予算割当て額⁵²¹

（単位：1,000 万ルピー）

初等中等教育分野の総予算額		343,028
1	全国初等教育完全普及計画	192,726
2	全国中等教育向上支援スキーム	27,466
3	給食スキーム	90,155
4	その他	32,681
高等教育分野全体の総予算額		110,700
1	中央大学と中央政府助成機関	45,000
2	州大学と RUSA 含むカレッジ	25,000
3	公平イニシアチブ（学生財政支援含む）	7,000
4	技術教育質向上プログラム	2,000
5	研究開発イニシアチブ	3,000
6	技術専門学校とコミュニティカレッジを含む技能教育の拡大	5,000
7	ICT を介す教育国家ミッション	4,000
8	教師の質向上イニシアチブを含む教師に関する国家ミッション	2,000
9	オープン及び遠隔教育	700
10	1 大学認定委員会 UGC（多様スキーム適応資金	10,000
11	全インド技術教育審議会（AICTE、Government of India, All India Council for Technical Education）	5,000
12	その他イニシアチブ（言語開発、本、プロモーションと著作、国際化、プランニング等）	2,000

教育における重要性を認知して、第 11 次 5 か年計画では教育関連支出が急速に増加した。GDP の中で教育関連支出の割合は 2004-2005 年度 3.3%であったのが、2011-12

⁵²⁰ 財務省：<http://indiabudget.nic.inub2014-15bhbh1.pdf>

⁵²¹ 第 12 次 5 か年計画（p122）（Education 21.336 Table21.14）

http://planningcommission.nic.in/plans/planrel/fiveyr/12th/pdf/12fyp_vol3.pdf

年度には4%まで増加している。教育関連支出に関する一人当たり公的支出は、2004-2005年度888ルピーであったのが、2011-2012年度には2,985ルピーへと増加された。また、公的な教育関連支出の大部分は州政府により負担され、第11次5か年計画の間には年間19.6%までへと強い伸びを示した。また、同時期において、中央政府による教育関連支出も25%まで急速に伸びた。

第11次5か年計画における中央政府及び州政府の双方からの教育費支出は12兆4,479億7,000万ルピーと概算されている。この割合は、35%が計画支出(Plan Expenditure)、65%が非計画支出(Non-Plan Expenditure)である⁵²²。

計画支出とは、特定の5か年計画間にある開発スキームのための支出を意味する。しかし、このスキームのいくつかは前の計画から継続される可能性がある。5か年計画の準備段階において、計画委員会が“計画支出”として分類すべきものに関する詳細指図を出す。

また、政府の複雑さにより、計画支出または非計画支出と分類すべきポリシーが明確さを失っている。その上、計画支出は良くて、非計画支出は悪いという偏見がある中、資産メンテナンス等に充てられる非計画支出の不可欠さが軽視されている。

計画・非計画支出は様々なプログラムに配分される。その配分される金額の確定だけでなく、支出と成果を結びつけることも難しい。プログラムの成果と生産高は合計支出に依存する。結論として、予算における計画及び非計画支出は政府支出の開発及び非開発規模の満足いくような分類を提供せず、適切な予算フレームワークも提供しない。それゆえ機能不全となっている。

上記のため、計画委員会は予算における計画及び非計画支出の定義を除外すべきと薦めている⁵²³。

イ 就学前・初等・前期中等・後期中等・高等教育の各教育段階の支出動向

第11次五カ年計画の各教育段階の支出動向においては、教育費支出全体では、初等教育に43%、前期・後期中等に25%、高等教育に32%が充てられた。中央政府による教育支出の約半分が高等教育に課され、残りは初等教育に39%と前期・後期中等教育に12%が充てられた⁵²⁴。

モディ政府のArun Jaitley大蔵大臣は、Budget Speechにおいて、政府の最優先事項の1つである、初等教育の普及として最低限のインフラ設備を提供する必要性を述べている。第一段階として女子校すべてにトイレや飲み水の設備提供を目指す。また、合わせて、SSA(全国初等教育完全普及計画)に2,863億5,000万ルピー、Rashtriya Madhyamik Shiksha Abhyan(中等教育)に496億6,000万ルピーの資金提供すること

⁵²² 第12次5か年計画 P47 (Education 21.2) : <http://planningcommission.nic.in/plans/planrel/fiveyr/welcome.html>

⁵²³ 計画委員会 : http://planningcommission.nic.in/reports/genprep_hle.pdf

⁵²⁴ 第12次5か年計画 P47 (Education 21.2) : <http://planningcommission.nic.in/plans/planrel/fiveyr/welcome.html>

も述べている。School Assessment Programme（学校評価プログラム）は3億の費用で開始する。さらに新しいトレーニングツールの導入や教師たちを刺激するために、”Pandit Madan Mohan Malviya（New Teachers Training Programme）”を開始、これには総額50億ルピーが費やされる⁵²⁵。

ITを活かしたヴァーチャルクラスルームを設置する Communication Linked interface for Cultivating Knowledge (CLICK) に10億ルピー配分することが提案されている⁵²⁶。高等教育分野では、国際的レベルである高等教育ラーニングセンターがインドには多く必要とされており、ゴア、チャッティスガル、アンドラ・プラデーシュ、ケララ、ジャンムに5大学以上のインド工科大学（IIT: Indian Institutes of Technology）の設置が計画されている。また、5大学以上のインド経営大学（IIM: Indian Institute of Management）がヒマーチャル・プラデーシュ、パンジャブ、ビハール、オディシヤ、マハラシュトラに設置される予定。これらのために、50億ルピーの配分が提案されている⁵²⁷。

財務省の Annual Report（2013-2014年度）では、教育分野における重要プログラムである SSA が Mid-Day Meal（昼食スキーム）により支えられることにより、6歳から14歳までのすべての児童が初等教育を受けられるように意図されている。2013-2014年度、Mid-day Meal には1,321億5000万ルピーが配分されている⁵²⁸。

人材資源開発省によれば、第12次5か年計画において Department of Higher Education に1兆1,070億ルピーが提供されている。3つのE(Expansion=拡大, Equity=公平, Excellence=優秀)に焦点を当て続ける。第12次5か年計画の最後までに、入学者数を1000万人までに拡大。高等教育の就学率（GER）（年齢18-23歳）は2011-2012年度は20.4%であるが、第12次5か年計画では、2017-2018年度までに25.2%、2020-2021年度までに30%への到達を目標に掲げている。All India Survey on Higher Education (AISHE) 2013-2014年度によれば、665大学と35,829のカレッジに、29,629,022人の生徒が就学していることになる⁵²⁹。

⁵²⁵ 財務省 Budget Speech School Education 58 : <http://indiabudget.nic.in/ub2014-15/bs/bs.pdf>

⁵²⁶ 財務省 Budget Speech School Education 59 : <http://indiabudget.nic.in/ub2014-15/bs/bs.pdf>

⁵²⁷ 財務省 Budget Speech School Education 60 : <http://indiabudget.nic.in/ub2014-15/bs/bs.pdf>

⁵²⁸ 財務省 Annual Report（2013-2014）: <http://finmin.nic.in/reports/AnnualReport2013-14.pdf>

⁵²⁹ 人材資源開発省 : http://mhrd.gov.in/sitesupload_files/mhrdfilesru64.pdf

2-2 支出（地方政府全体について）

(1) 政府全体の支出構造及び教育分野への支出割合

ア 教育分野全体の支出の内訳シェア

第11次5か年計画において、州政府の教育費支出の内訳として、約75%が学校教育に充てられ、そのうち44%が初等教育また30%が前期・後期中等教育に充てられた⁵³⁰。

第11次5か年計画における中央政府及び州政府の双方からの教育費支出は12兆4,479億7,000万ルピーと概算されている。この割合は、35%が計画支出（Plan Expenditure）、65%が非計画支出（Non-Plan Expenditure）である⁵³¹。

以下に、州政府の支出内訳の推移を示す。2010-2011から2013-2014の期間に教育費支出は、1兆9,029億5,500万ルピーから3兆218億9,900万ルピーへと増加している。

図表 10-17：州政府の支出内訳の推移⁵³²（2010～2014年度）

（単位：1,000万ルピー）

内訳	2010-2011	2011-2012	2012-13 (R.E. ⁵³³)	2013-14 (B.E. ⁵³⁴)
支出合計 (A+B+C)	915930.03	1059046.4	1264192.7	1459172.7
A. 非開発支出	411,375.5	482,331.6	557,275.1	634,644.3
1. 利息支払	127,618.9	140,124.8	157,641.1	176,907.9
2. 債務削減及び回避割当て	3,873.9	11,812.8	13,207.5	15,422.9
3. 州機関	10,573.9	12,269.6	14,911.3	16,390.9
i) 司法	7,658.0	8,790.7	11,033.6	12,138.1
i) 選挙	1,500.8	1,718.4	1,753.3	2,050.1
iii) その他	1,415.2	1,760.5	2,124.4	2,202.7
4. 財政業務	14,035.5	16,122.3	20,157.9	22,059.1
i) 税収集手数料	13,653.7	15,809.9	19,829.4	21,810.8
ii) その他	381.9	312.4	328.5	248.4
5. 行政業務	72,830.8	84,312.8	101,314.5	119,471.6
i) 警察	49,268.1	56,027.8	67,269.9	75,368.3

⁵³⁰ 第12次5か年計画 P47 (21.Education) <http://planningcommission.nic.in/plans/planrel/fiveyr/welcome.html>

⁵³¹ 第12次5か年計画 P47 (21.Education) <http://planningcommission.nic.in/plans/planrel/fiveyr/welcome.html>

⁵³² INDIAN PUBLIC FINANCE STATISTICS 2013-2014 (3.3 Revenue Expenditure of the States)

<http://finmin.nic.in/reports/IPFStat201314.pdf>

日本円への換算レートは下記を参照した。: http://ecodb.net/exchange/inr_jpy.html

⁵³³ 改訂後推定値 (Revised Estimates)

⁵³⁴ 予算推定値 (Budget Estimates)

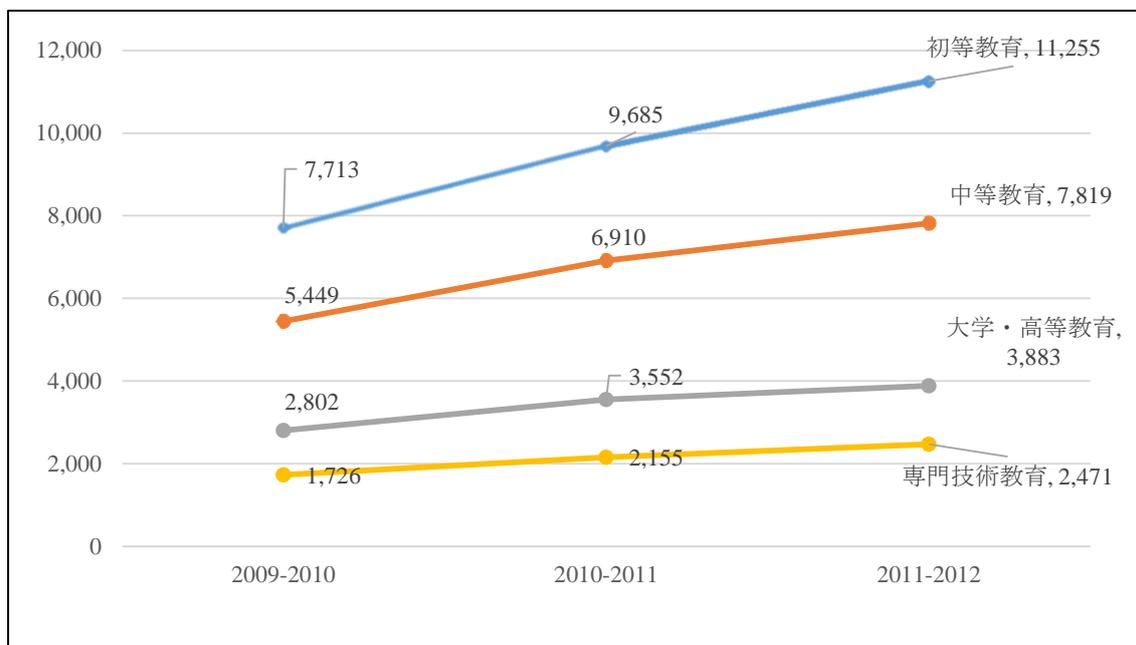
第10章 インド

ii) 事務用品&印刷	950.2	1,032.5	1,191.7	1,292.9
iii) 刑務所	1,989.0	2,241.5	2,742.0	2,986.7
iv) 地区管理	7,284.9	8,643.2	10,396.0	12,089.5
v) 事務局	6,478.5	8,880.6	10,548.7	14,955.7
vi) その他	6,860.2	7,487.1	9,166.3	12,778.6
6. 自然災害救済	7,431.4	13,760.1	10,948.5	9,969.6
7. 年金&その他退職手当	108,552.8	128,099.2	144,141.3	162,878.7
8. 地方自治体&パンチャーヤティ・ ラージ機関に対する補償金&割当て	25,688.2	32,035.3	40,306.8	48,292.2
9. 食料助成金	3,782.6	4,098.5	5,750.0	9,850.0
10. 社会保障&福祉	23,313.7	25,537.6	33,802.4	35,156.3
11. その他	13,673.9	14,158.6	15,093.9	18,245.2
B. 開発支出	493,771.9	576,714.8	706,917.7	824,528.4
1. 社会&コミュニティ業務	343,659.0	398,662.7	500,920.2	564,078.7
i) 教育	190,295.5	219,345.5	270,719.0	302,189.9
ii) 芸術&文化	1,489.7	1,610.8	2,202.0	2,395.5
iii) 科学的業務&調査	1,245.8	771.7	1,022.8	1,181.8
iv) 医療、公衆衛生、衛生&給水	52,455.4	59,733.4	72,223.5	81,169.9
v) 家族福祉	6,659.5	7,619.7	10,297.4	11,225.7
vi) ハウジング	6,673.8	7,316.3	10,564.6	10,882.9
vii) 都市開発	22,710.7	24,334.1	36,495.5	43,072.7
viii) 労働と雇用	4,026.0	4,478.0	7,910.9	8,408.2
ix) 自然災害救済	44.8	129.6	85.8	246.9
x) 社会保障と福祉	55,303.8	71,298.0	86,905.3	100,792.8
xi) その他	2,754.1	2,025.7	2,493.4	2,512.3
2. 一般経済業務	6292.32	7499.44	12751.46	13831.22
i) 共同	4224.64	4760.11	7716.11	7895.52
ii) その他	2067.68	2739.33	5035.35	5935.7
3. 農業&連合業務	69496.14	78711.95	112887.04	120903.96
4. 産業と鉱業	8509.89	10396.62	14078.09	15401.51
5. 電力、灌漑&洪水制御	36795.15	45460.21	23899.92	65418.86
6. 運輸&コミュニケーション	22305.95	28163.46	32434.02	34562.49
7. 公共事業	6713.45	7820.44	9946.93	10331.72
C. 資金移動	10782.68	-	-	-

また、下記は、教育段階別の支出の内訳に関する過去からの推移データである。

図表 10-18：教育部門別の地方政府の教育費支出の推移

(単位：億ルピー)



図表 10-19：教育段階別地方政府教育費支出内訳と GDP における教育支出割合

(単位：億ルピー、()：GDP における教育支出割合 (%))

年	初等教育	中等教育	大学・高等教育	成人教育	専門技術教育	合計
2009-2010	7,713.0 (1.26%)	5,449.4 (0.89%)	2,801.6 (0.46%)	33.6 (0.46%)	1,726.0 (0.28%)	17,723.3 (2.9%)
2010-2011	9,685.0 (1.33%)	6,910.4 (0.95%)	3,552.4 (0.49%)	47.3 (0.01%)	2,154.8 (0.3%)	22,350.1 (3.08%)
2011-2012	11,255.0 (1.35%)	7,818.7 (0.94)	3,883.4 (0.46%)	51.2 (0.01%)	2,470.7 (0.3%)	25,478.6 (0.3%)

(出典：Expenditure on Education by Education and Other Departments by Sector Budget Estimate
-2009-2010 年度⁵³⁵、2011-2012 年度⁵³⁶)

⁵³⁵ 人材資源開発省統計：http://mhrd.gov.in/sites/upload_files/mhrd/files/statistics/EAG_2013.pdf

⁵³⁶ 人材資源開発省統計：http://mhrd.gov.in/sites/upload_files/mhrd/files/statistics/EAG_2013.pdf

(2) 教育分野における各分野・領域への支出の動向

ア 特に支出が増加している分野及び領域

1994年インド政府は郡初等教育計画 (District Primary Education Programme:DPEP) の導入を開始。中央政府がプロジェクト費用の85%を負担し、残り15%を州政府が負担している⁵³⁷。Shiksha Karmi Project⁵³⁸ : インド政府とラジャスタン州政府が協力して実施。ラジャスタン州の遠隔地域にある村落における初等教育普遍化を目的としている。

⁵³⁷ <http://www.archive.india.gov.in/sectors/education/index.php?id=14>

⁵³⁸ <http://eruindia.org/files/Shiksha%20Karmi%202000.pdf>

3-1 その他の動向（国全体について）

（1）個人が支出した教育費に対する控除制度・税額控除

インド所得税局（Income Tax Department）のインド所得税法 1961 年-2014 年 80C 節日に、個人が支出した教育費に対する控除制度及び税額控除についての規定がある。以下に、関連する条文を記載する。

<p>【第（1）款】 個人またはヒンドゥー教不分割家族（Hindu undivided family）である被査定者（assessee）の全所得算出において本条項に従いかる本条項を条件として第（2）款の合計額となる前年の支払または振り込み額全体を対象に控除され「10 万ルピー」を超えないものとする。</p>
<p>【第（2）款】 第（1）款の合計額とは被査定者により前年支払われる、または振り込まれた金額のことである—（xvii）授業料（開発費への支払いや寄附金、それらと類似した支払いを除く）は、入学時やそれ以後に関わらず、（a）インド国内にある大学、カレッジ、学校またはその他教育学術機関、（b）第（4）款にて明記された者の正規就学期間を目的とする</p>
<p>【第（4）款】 第（2）款で述べられた者とは以下を指す。 （c）（ii）：（xvii）条項にある個人または該当する個人の2人の子供の場合⁵³⁹</p>

ア 教育費控除制度の概要

質の良い基礎教育の普遍化を提供するインド政府の任務を果たすために教育目的税がある⁵⁴⁰。

政府は、教育開発において、全国初等教育完全普及計画（SSA）、昼食スキーム（Mid-Day Meal）などの国家規模の教育施策をいくつも実施し、一時も早い初等教育の完全普及、6歳から14歳のすべての児童の無償義務教育の保障の達成のために尽力してきた⁵⁴¹。

イ 税額控除の条件

高等教育に関する教育ローンを促進するため、教育ローンを受ける基準の簡潔化・単純化が提案されている⁵⁴²。

⁵³⁹ インド所得税局所得税法（1961-2014）：<http://www.incometaxindia.gov.in/Pages/acts/income-tax-act.aspx>

⁵⁴⁰ Education cess Chapter VI 81（1）：<http://www.cbec.gov.in/excisecx-actbill6.pdf>

⁵⁴¹ Education cess Chapter VI 81（1）：<http://www.cbec.gov.in/excisecx-actbill6.pdf>

⁵⁴² 財務省 Budget Speech School Education 61：<http://indiabudget.nic.in/ub2014-15/bs/bs.pdf>

平成 26 年度
文部科学省 生涯学習局 政策課
委託事業

「教育改革の総合的推進に関する調査研究
～諸外国における教育財政に関する状況調査～」
報告書

平成 27 年 3 月 20 日

© 文部科学省

調査委託：ワールドインテリジェンスパートナーズジャパン株式会社
(略称：WIP ジャパン株式会社)
〒102-0093 東京都千代田区平河町 1-6-8 平河町貝坂ビル 電話：03-3230-8200
<http://japan.wipgroup.com>